

ナ 2L-48

GB71-H60



\*1200300061710\*

庫文造改

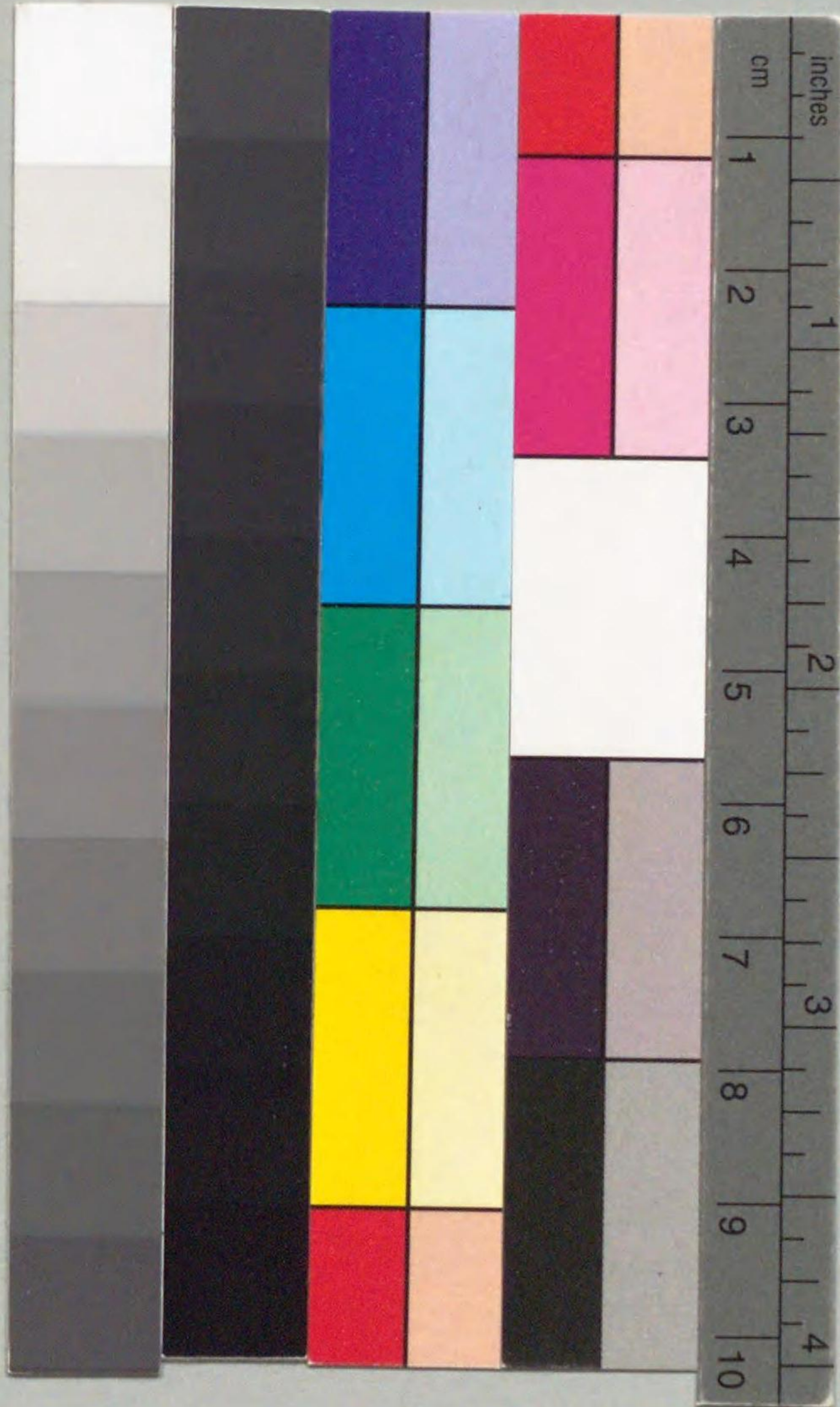
篇六十第 部二第

記統正皇神 新訂

著房親昌北

註校一直地宮

版出社造改



改 造 文 庫

第 二 部 第 十 六 篇

神 皇 正 統 記 新 訂

北 畠 親 房 著

宮 地 直 一 校 註



改 造 社 出 版

GB71-H60



I 種

W



\*1200300061710\*

解 說

本書は神代から後村上天皇に至る迄の事歴を、神系皇統に依つて記したもので、後醍醐天皇の御代から後村上天皇の正平年中まで、吉野朝の爲めに匪躬の節を盡した准后源親房卿の編述せられたものである。親房卿は家の名を北畠、又中ノ院と稱し、村上天皇の皇子具平親王の後裔で、所謂村上源氏から出でて居る。具平親王は才學雙びなくおはしまし、世人の尊仰亦篤く、中務卿に任じ、後の中書王と稱せられた方である。親房卿はその後裔である故か、學は和漢を兼ね、神道、佛道に通達し、識は古今に互つて遠く衆人の上に擢んで居られた。延久の頃、大江匡房、藤原爲房、藤原伊房の三人、博識なるを以て、世に三房と稱せられたが、この時、親房卿と共に政事に參與した萬里小路宣房、吉田定房の二人を加へ、後の三房と稱せらる。親房卿は後伏見天皇の御代から、後二條、花園、後醍醐、後村上天皇に互る五帝に歴事し、正平九年に薨せられた。始め後伏見天皇の時、彈正大弼の職を奉じ、花園天皇の即位後、從四位下に敍せられ、右近衛中將・左少辨を経て參議となり、後醍醐天皇元應元年中納言に上り、更に大納言となり、皇子世良親王の傅に選ばれ、間も無く皇子薨去せらるるに遭ひ、悲悼の餘り雍髮して仕を辭せらる。その後、後醍醐天皇は北條氏討伐のために一大事を決行あらせられたが、官軍の勢振はず、一時挫

折するの止むなきに至つた。併し間もなく名和、楠木、新田等勤皇の士、諸方に起り、高時は遂に誅に伏した。世運こゝに一變し、天皇は隱岐より還幸せられ、萬機の政治朝廷に歸し、所謂建武中興の政を見るに至つたので、親房卿は再び出でて仕へ、従一位に陞る。斯く皇政古に復したとは云へ、此の如き急激なる革新は、動もすれば武人の怨望を醸し易く、親房卿等の秘策亦用ふるに所なく、世は又もや荊蕀の如く亂れ、尊氏等の奸臣頻りに叡慮を煩し奉つた。是より先、親房卿の子顯家、陸奥守に任じ、鎮守府將軍を兼ね、皇子義良親王を奉じて東奥の鎮となつたが、尊氏の叛するを聞き、兵を率ゐて之を攻め、他の勤皇の諸氏と共に、一度は之を西海に走らしめたが、尊氏更に大兵を擁して攻め上るに及び、官軍防ぎ難く、正成は討死し、義貞は敗れ、天皇は吉野に入らせ給うた。顯家再び東國の兵を率ゐて打ち上つたが、延元三年和泉の國石津にて戦死した。親房卿の悲歎如何許りならんと、漫に落涙を催さる。その年顯家の弟顯信、陸奥介に任ぜられ、鎮守府將軍を兼ね、義良親王を奉じて東奥に赴かんとし、天皇は卿をして之を輔けしめ、共に伊勢の大湊から出航せしめられたが、上總の海に至る頃、俄に大風に遭ひ、舟は四散して親王及び顯信は伊勢に吹きもどされ、卿は常陸に漂着した。依つて親房は直ちにその地の官軍を集め、小田治久の籠つた小田城に據つた。尊氏之を聞き、高師冬をして攻めしめた。親房卿一時之を退けたけれども、軍兵少きより援を結城親朝に乞うた。然るに親朝逡巡して決しない中に、頼みに思ふた治久すら賊に降つたので、止む事無く關城に入つた。關城亦陥るに及び潛かに吉野

に歸つた。親房卿の小田城から關城に籠居した頃、即ち延元四年秋八月十六日、後醍醐天皇は吉野に於て崩御遊ばされた。當時親房のやるせなき情、亦察せられて餘りがある。皇位はその前日、皇太子義良親王に御譲りになつた。そこで親房卿は親しく新帝たる後村上天皇に奉仕し、御輔導申上ぐる事が出事ないので、自分の意見をまとめて、本書即ち神皇正統記を著はし、之を吉野に送り、以て新帝の御參考に供し、旁々新帝の御教養に資した。青蓮院本の奥書に依れば「此記者、去延元四年秋、爲<sub>レ</sub>示<sub>ニ</sub>或童蒙<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>馳<sub>ニ</sub>老筆<sub>一</sub>也。」と云うて居るから、延元四年の秋に出來上つたものである。而も次に「旅宿之間、不<sub>レ</sub>蓄<sub>ニ</sub>一卷之文書<sub>一</sub>、纔尋<sub>ニ</sub>得最略皇代記<sub>一</sub>、任<sub>ニ</sub>彼篇目<sub>一</sub>、粗勒<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>了。」と云うて居るのを見れば、大した参考書もなく、全く兵馬倥傯の間に、走り書にされたものである。而して天皇に奉つて後數年を経、ふと「展轉書寫」する輩があつたのを眼にするに、錯亂も少くなかつたので、興國四年秋七月聊か修正せられた。今日傳へて居るものは、その原本に修正を加へられたものである。眼前に大敵を控へた所謂匆忙の際に當り、滔々として長年の史實を述べ去り述べ來つて、少しも凝滞しない非凡な史眼の程は、何人も驚歎の外はない。其の後、親房卿は新帝を輔佐し、後、三后に准ぜられ、年老いたる故を以て、輦車にて宮中に入る事を聽された。まことに破格の寵遇と云ふべきである。而して引き續き、帝業の恢復に餘念なく、力を盡す所あつたが、時勢日々に非に、人命亦限りあつて、卿は遂に空しく志を懷き、正平九年賀名生にて薨去せられた。明治四十一年九月恩命を辱うし正一位を贈らる。

本書は傳本によつて、卷の分け方が違つてゐるが、内容は天地開闢の始めから後村上天皇迄の史實を収めたもの。併し單に史實を列擧せられた許りではない。一篇の趣旨とする所は、當時名教の頽れたる、諸將士動もすれば順逆の理に迷ひ、皇統の正潤をも辨ぜざるを慨歎し、先づ我國の神國にして、萬邦無比なる所以に筆を起し、繼體正統の萬古變るまじきを述べ、就中三種の神器の在す所、即ち皇位の存する所として、吉野朝の天皇が、正統の天皇にまします所以を論じ、以て人皇をしてその乗る所を知らしめ、大義を天下に明かにせられたのである。而してその論旨たるや、眞に正々堂々、些かの淀みなく、彼の缺點を擧ぐると共に、彼の美點を漏らさず、時勢の批判極めて公平無私、明快直截にして、一氣の走る所、筆力奔騰し、自ら制すべからざる熱と力とが籠つて居る。嵯峨天皇の條の佛教論、光孝天皇の條の繼承論、後嵯峨天皇の條の武家論、後醍醐天皇の條の中興論などは、縱横自在の筆致、天馬の馳騁する概があつて、優雅を主とする國文中、簡潔にして雄健なる論文の一體を創始してゐる。實に親房卿は、南風競はざる吉野朝五十餘年の命脈を、その棟梁として克く之を保持したるのみならず、その著たる本書亦、永しなへに國家の寶訓となり、克く後人の義鑑たるものである。此の書出でて、爲めに亂臣賊子恐れをなしたとて、孔子の春秋に比するものがある。又近く、水戸藩主徳川光圀(義公)、大日本史を修し、安藝の儒者頼山陽、日本外史を著はして、以て尊皇の大義を明かにしたのは、何れも本書の遺志を承紹したもので、本書の所論に基きたる所少くない。彼の大日本史及び日本外史の著が、明治

維新の大業に、功ありと論ずる者は、その基く所、本書に在る事を毛頭忘れてはならない。蓋し親房卿の如きは、寔に國家の祀典に預り、萬世に血食せらるべきものである。宜なる哉、別格官幣社阿部野神社並に同靈山神社に於て、國家の宗祀として永世に廟食せらるゝことは。

近時萬國無比なる我國體の根本を不拔に培ふべき必要の高潮せらるゝ秋、本書の普及せらるゝは、寔に時代に適した擧と云ふべく、眞に現下の好清涼劑たるを失はぬものである。

因みに云ふ、本書の古寫本には、猪隈本、白山本、應永本、青蓮院本等があり、版本には慶安二年刊本、群書類従本等がある。又註釋書には、川喜多直彦氏の「標註校正神皇正統記」、天野信景先生の「神皇正統記考」を始め、佐伯有義・三木五百枝氏の「校正標註神皇正統記」、飯田武郷・久米幹文先生の「校訂神皇正統記」、大久保初雄氏の「補註神皇正統記」、今泉定介氏の「神皇正統記講義」、大町桂月氏の「神皇正統記評釋」、芳賀矢一博士の「神皇正統記講義」、山田孝雄博士の「神皇正統記述義」等がある。

## 凡例

- 一、本文は國寶白山本を底本とし、群書類従本その他を参考して校訂した。句讀點は今新たに施す所である。
- 一、底本の註記は、印刷の便宜上、註釋中の關係の箇所へ収録した。
- 一、假名書で、漢字を充てた方、讀解し易き箇所には、その右傍へ之を施した。
- 一、註は簡明を旨とし、前版を補正した。

目次

解	說	……	(三)
凡	例	……	(九)
本	文並註釋	……	(一五)
	神皇正統記一(神代)	……	(一五)
	神皇正統記二(自第一代神武天皇至第四十二代文武天皇)	……	(一六)
	神皇正統記三(自第四十三代元明天皇至第九十七代後村上天皇)	……	(一七)

訂新  
神皇正統記



神皇正統記 一

大日本者神國也。天祖始メテ基ヲ開キ、日神永ク統ヲ傳ヘ給フ。我國ノミ此事アリ。異朝ニハ其類無シ。此故ニ神國ト云也。神代ニハ豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穗國ト云フ。天地開闢初ヨリ此名アリ。天祖國常立尊陽神陰神ニ授給ヒシ勅ニ聞エタリ。天照大神。天孫尊ニ讓玉フニモ此名アレバ根本ノ號也トハ知りヌベシ。又ハ大八洲國ト云フ。是ハ陽神陰神此國ヲ生給ヒシガ、八ノ嶋ナリシニ依リテ名ケラレニケリ。又ハ耶麻土ト云フ。是ハ大八洲ノ中國ノ名也。第八ニアタルタビ天御虛空豐秋津根別ト云フ神ヲ生給ヒシ。是ヲ大日本豐秋津洲ト名ク。今ハ四十八ヶ國ニ分テリ。中州タリシ上ニ神武天皇東征ヨリ代々ノ皇都也。仍リテ其名ヲ取リテ餘ノ七州ヲモ惣ベテ耶麻土ト云フナルベシ。唐ニモ周ノ國ヨリ出デタリシカバ天下ヲ周ト云ヒ、漢ノ地ヨリ興リタレバ海内ヲ漢ト名ケシガ如シ。

1〔神國〕神の創造し給ひ守護し給ふ國の意。 2〔天祖〕普通には「アマツミオヤ」として、

天照大神及びその直系の吾勝尊、瓊々杵尊、彥火尊等を申し奉る。こゝでは天地開闢の際に於ける國常立尊、或はまた天御中主神を申す。3〔日神〕天照大神の御末が永久に君臨し給ふ意。4〔異朝〕外國のこと、主として印度支那を指す。5〔豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂國〕豊かに美はしい稻の多く出来る國といふ意。6〔天地開闢〕天地のひらけた最初。頭註に「天地未分朝霧如風翻云々」とあり。7〔陽神陰神〕伊弉諾尊、伊弉册尊。8〔授給ヒシ勅〕こは日本書紀の一書に、天神がこの二神に瑞穂國に往つて治めよとて天瓊矛を賜うたことをいふ。9〔天孫尊〕瓊々杵尊。10〔大八洲國〕大は美稱、八は多くの島々の意もあるが、こゝでは次に出る本文にもある如く、八つの島から成立つて居るといふ意。11〔八ノ嶋〕書紀には「大日本豊秋津洲、伊豫二名洲、筑紫洲、隱岐洲、佐度洲、越洲、大洲、吉備子洲」をあげ、古事記には「淡道之穗之狹別島、伊豫之二名島、隱岐之三子島、筑紫島、伊伎島、津島、佐度島、大倭豊秋津島」を擧ぐ。12〔耶麻土〕頭註に「或本云耶摩騰、或本云此中國者東西五千余里皆ヤマトノ地ナリケラシ此中州皇護ト成ニシヨリ惣ノ餘ノ七州ヲモヤマト、云」とあり。13〔第八ニアタルタビ〕八つの島を順次に生み給うたが、その第八番目に當るの意。天御虚空豊秋津根別は、大倭豊秋津島の一名で、天御虚空は天といふと同じく美稱、豊も美稱、秋津は五穀豐穰を意味する語、根は美稱の接尾語、別は首長の義の尊稱。古事記に出づ。14〔今ハ〕著者親房卿の時代。この本州を當時は四十八箇國に分けてゐる。但しこの時本州は實は五十國に分れてゐた。之は親房卿が、六十六國二島の六十六國から佐渡、隱岐、淡路、四國、

九州、壹岐、對馬の十八を引かれた誤算であらうといふ。因みに云ふ、文武天皇大寶の頃には五十八國三島あり、淳和天皇の御代天長元年六十六國二島と定まつてからは復た變らない。15〔中州タリシ上ニ〕八島の中でも中央に位してゐる上に。16〔唐〕支那のこと。17〔周ノ國ヨリ出デタリシカバ〕周は今之の陝西省鳳翔府の地名、武王此處から起つて天下を一統し、國號を周と稱した。18〔漢ノ地ヨリ〕漢の高祖陝西省漢中府から起つて天下を平げ、國號を漢と名づく。以上共に一部分の名を以て全體の名としたもの、我國で畿内の大和の名を以て日本國全體の名としたのと同じであるとの意。

耶麻土ト云ヘルコトハ山迹ト云フ也。昔天地ワカレテ泥ノ濕未ダカハカズ、山ヲノミ往來ノ其跡多カリケレバ、山ノ迹ト云フ。或古語ニ居住ヲ止ト云フ。山ニ居住セシニヨリテ山止ナリトモ云ヘリ。大日本トモ大倭トモ書ク事ハ此國ニ漢字傳リテ後國ノ名ヲ書クニ、字ヲバ大日本ト定メテ、シカモ耶麻土トヨマセタル也。大日靈ノ御國ナレバ、其義ヲモトレル歟、將日ノ出ヅル所ニ近ケレバ云ヘルカ。義ハ替レドモ字之マ、ニ日ノ本トハ不讀、耶麻土ト訓ゼリ。我國ノ漢字ヲ訓ズル事多ク如レ此。自ラ日ノ本ナド云ヘルハ文字ニ依レル也。國ノ名トセルニ非ズ。

裏書云。ヒノモト、讀メル哥。萬葉云。

イザ子ドモハヤ日ノモトニ大伴ノ。ミツノハマ松戀ヤシヌラム。

又古ヨリ大日本トモ若ハ大字ヲ加ヘズ、日本トモ書ク。洲名ヲ大日本豊秋津トイフ。懿德孝靈開化等ノ御謚マデミナモテ大日本ノ字アリ。垂仁天皇ノ御女大日本姫ト云フ。是皆大ノ字アリ。天神饒速日尊天ノ磐船ニ乘リ大虚ヲカケリテ虚空見ツ日本國ト給フ。神武ノ御名ヲ神日本磐余彦ト號シ奉ル。孝安ヲ日本足、開化ヲ稚日本トモ號シ、景行天皇ノ御子小碓ノ皇子ヲ日本武尊ト名ケ奉ル。是ハ大ヲ加ヘザルナリ。彼是同ジクヤマト、讀マセタレド、大日靈ノ義ヲ取ラバ、オホヤマト、讀ミテモ可レ叶歟。其後漢土ヨリ字書ヲ傳ヘケル時倭ト書キテ此國ノ名ニ用ヒタルヲ即領納シテ又此字ヲ耶麻土ト訓ジテ、日本ノ如クニ大ヲ加ヘテモ、又除キテモ同ジ訓ニ通用シケリ。

1〔大日靈ノ御國〕天照大神のまします御國(即ち日の神の御本國の意)。2〔裏書〕本文の裏面に記す記文の意。3〔懿德、孝靈、開化〕懿德天皇は大日本彦耜友尊、孝靈天皇は大日本根子彦太瓊尊、開化天皇は稚日本根子彦太日日尊と申す。4〔大日本姫〕古事記には倭比賣命、書紀には倭姫命と書し大の字がない。5〔天ノ磐船〕磐は船の堅固なる意、神代の昔空中を乗り歩いた船。6〔虚空見ツ日本〕そらみつは日本の枕詞、大空から見た大和の國といふ義とする、空に満つ山(天に聳え立つ意)から山に係り、轉じて大和にも係るとするとの兩説がある。

7〔孝安ヲ日本足〕孝安天皇を日本足彦國押人尊。8〔開化ヲ稚日本〕前記の如く開化天皇を稚日本根子彦太日日尊。9〔領納〕受け入れること。10〔日本〕頭註に「或本云日ノ本ノ國ト云事聖德太子御時被撰ケル舊事本紀ニ見タリト云是日本紀ヲ撰セラレシヨリ以前事ナレハヤマト日本ト云ケル事疑ヒナシ。或本云公式令ニ蕃國ノ使ニ對スル詔書ニハ大八州知ル天皇ト本ノママノタマフ蕃國トハ唐土及新羅百濟高麗等ノ事ナリ我國ニテハ大事ヲ給ニハ日本ノ天皇小事ニハ只天皇トアリ或本麻」とあり。

漢土ヨリ倭ト名ケケル事ハ昔此國ノ人始メテ彼土ニ至レリシニ汝ガ國ノ名ヲバイカマ云フト問ヒケレバ吾國ハト云フヲ聞キテ即倭ト名ケタリト見ユ。漢書ニ樂浪<sup>2</sup> 彼土ノ樂浪郡<sup>3</sup> 海中ニ倭人アリ、百餘國ヲ分テリト云フ。若前漢ノ時既ニ通ジケル歟。秦ノ代<sup>1</sup> ヨリ既ニ通ズトモ見ユ。後漢書ニ大倭王<sup>4</sup> ハ耶摩堆ニ居スト見エタリ。耶摩堆ハ山<sup>5</sup> 是ハ若既ニユ。下ニシルセリ。此國ノ使人本國ノ例ニヨリ大倭ト稱スルニヨリテ、カク註セルカ。神功皇后ノ新羅百濟ハ後漢ノ末ザマニ當レリ。即漢ノ地ニモ通ゼラレタリト見エタレバ、高麗シタガヘ給ヒシ文字モ定メテ傳ハレルカ。一説ニハ秦ノ時ヨリ書籍ヲ傳フトモ云フ。大倭ト云フ事ハ異朝ニモ領納シテ、書傳ニ載セタレバ、此國ニノミホメテ稱セルニ非ズ。異朝ニ大漢大唐ナドナル心。唐書ニ高宗咸亨年中ニ倭國ノ使始メテ改メテ日本ト號ス。其國東ニアリ、日ノ

出ヅル所ニ近キヲ云フト載セタリ。此事我國ノ古記ニハタシカナラズ。推古天皇ノ御時唐ノ隋ノ朝ヨリ使アリテ書ヲ送レリシニ倭皇ト書ク。聖德太子自筆ヲ執リテ返牒ヲカキ給ヒシニハ、東天皇敬白ニ西皇帝ト有リキ。彼國ヨリハ倭ト書キタレド、返牒ニハ日本トモ倭トモ載セラレズ。是ヨリ上代ニハ牒アリトモ不見也。唐ノ咸亨ノ比ハ天智ノ御代ニ當リタレバ、誠ハ件ノ比ヨリ日本ト書キテ被レ送ケルニヤ。

1〔漢土ヨリ云々〕釋日本紀の「問謂我國爲倭奴國其義如何、答師說此國之人、昔到彼國唐人問云、汝國之名稱如何、自指東方答曰和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後謂之和奴國」より出づ。2〔漢書〕前漢の歴史で後漢の班固の撰。3〔樂浪〕兩漢の郡名、幽州に存す、今の朝鮮平安道の邊。4〔後漢書〕後漢の歴史で宋の范曄の撰。5〔唐書〕新唐書を指す。咸亨元年は日本天智天皇即位三年。6〔推古天皇云々〕書紀に「推古天皇十六年夏四月、大唐使人裴世清下客十二人從妹子臣至於筑紫云々、其書曰、皇帝問倭皇云々とあるを指す。7〔返牒〕返事の書狀。8〔咸亨〕唐の高宗の代の年號。その元年は我が國の天智天皇即位三年に當る。

20 此國ヲバ秋津洲ト云フ。神武天皇國ノ形ヲメグラノ望ミ給ヒテ、蜻蛉ノ譬ト如ク有ル哉トノ給ヒシヨリ此名アリキトゾ。神代ニ豐秋津根ト云フ名アレバ、神武ニ始

21 メザルニヤ。此外モアマタ名アリ。細戈ノ千足國トモ磯輪上ノ秀眞ノ國トモ玉垣内國トモ云ヘリ。又扶桑國ト云フ名モ有ルカ。東海ノ中ニ扶桑ノ木アリ日出所也ト見エタリ。日本モ東ニアレバヨソヘテ云ヘルカ。此國ニ彼木アリト云フ事聞エネバタシカナル名ニハアラザルベシ。

1〔蜻蛉ノ譬喏〕とんぼが自ら譬を喏めるやうに、大和の國の形が、青山四方に廻つて、圓く境をなして居るのに喏へたのである。2〔細戈ノ千足國〕書紀に「昔伊弉諾尊目ニ此國曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、大己貴大神目之曰、玉牆内國云々」より出づ、精良なる軍器の充足した國の意。3〔磯輪上ノ秀眞ノ國〕我國の秀逸せる意味を名付けたもの。4〔玉垣内國〕神社を玉垣で造り廻らした如く、山の周つて居る中にある國の意。5〔扶桑國〕扶桑は木の名、東方朔の十洲三島記に「扶桑在碧海之中、地多林木、葉皆如桑、又有樵子、樹長者數千丈、徑三千圍、樹兩々同根偶生、更相依倚、是名扶桑」とある。支那人が我が國を扶桑と稱したのは之に本づいたのである。又宋の南史にも「扶桑在大漢國之東二萬餘里北在中國之東其土多扶桑木故以爲名」とある。6〔日出所〕淮南子地形別に「扶木在陽州日之所出」とある。扶木は扶桑のこと。

凡内典ノ説ニ須彌ト云フ山アリ、此山ヲメグリテ七ノ金山アリ。其中間ハ皆香水海

ナリ。金山ノ外ニ四大海<sup>4</sup>アリ。此海中ニ四大洲<sup>5</sup>アリ。州ゴトニ又二ノ中州<sup>6</sup>アリ。南州ヲハ瞻部<sup>6</sup>ト云フ。又閻浮提<sup>7</sup>ト云フ。是ハ樹ノ名ナリ。南州ノ中心ニ阿耨達<sup>7</sup>ト云フ山アリ。山頂ニ池アリ。阿耨達爰ニハ無熱<sup>8</sup>ト云フ。外書ニハ崑崙<sup>9</sup>ト云ヘルハ則此山ナリ。池ノ傍ニ此樹アリ。メグリ七百由旬。高サ百由旬也。一由旬トハ四十里ナリ。六尺ヲ一步トス。三百六十歩ヲ一里トス。此里ヲ以テ由旬ヲハカルベシ。此樹州ノ中心ニ有リテ最も高シ。仍リテ州ノ名トス。阿耨達山ノ南ハ大雪山、北ハ葱嶺。ミミノ北ハ胡國、雪山ノ南ハ五天竺、東北ニヨリテハ震旦國、西北ニアタリテハ波斯國<sup>11</sup>ナリ。此瞻部州ハ縦横七千由旬、里ヲモテカゾフレベ二十八万里、東海ヨリ西海ニ至ルマデ九万里、南海ヨリ北海ニ至ルマデ九万里。天竺ハ正中ニヨレリ、仍リテ瞻部ノ中國ナリ。地ノメグリ九万里、震旦廣シト云ヘドモ、五天竺ニナラブレバ、一邊ノ小國ナリ。日本ハ彼土ヲ離レテ海中ニアリ。南部ノ護命僧正、北嶺ノ傳教大師中國也ト註<sup>14</sup>サレタリ。シカラバ南州ト東州トノ中ナル遮摩羅<sup>15</sup>ト云フ州ナルベキニヤ。華嚴經ニ東北ノ海中ニ山アリ。金剛山ト云フトアルハ、今ノ大和ノ金剛山ノコトナリトゾ。然レバ此國ハ天竺ヨリモ震旦ヨリモ東北ノ大海ノ中ニアリ、別州ニシテ、神明ノ皇統ヲ傳給ヘル國也。

也。

1〔内典〕佛典のことで佛者の側からいつたもの、之に對して佛典以外の書を外典といふ。以下印度の古傳説を録す。2〔須彌ト云フ山〕蘇迷盧山ともいふ。妙高、善高などと譯する。水に入ること八萬由旬、水を出づること八萬由旬で、その頂上は帝釋天の居所、半腹は四天王の居所であるといふ。3〔七ノ金山〕持雙山、持軸山、擔木山、善見山、馬耳山、象鼻山、持邊山の七つで、七重に須彌山の外を環繞して居るといふ。この山は皆金色の光明を放つので金山といふ。4〔四大海〕須彌山の四方に在る大海、須彌山は四大海の中央に在り、四大海の中に各一大洲ありて四大海の外を鐵圍山にて圍繞す。5〔四大洲〕各大海中に各大洲がある。即ち南瞻部洲、東勝神洲、西牛貨洲、北俱盧洲の四つ。6〔瞻部〕玄應音義に「瞻部州、從樹爲名、舊言剡浮、或云閻浮、皆一也」とある。7〔阿耨達ト云フ山〕阿耨達池のある山。阿耨達池は西域記に「瞻部洲之中池者阿那波答多池、唐言無熱惱、舊曰阿耨達訛也」とある。この池は香山の南、雪山の北に在りて周回八百里あるといふ。8〔胡國〕えびすの國。頭註に「或本云胡國ハ人ミタリニシテ禽獸ト群ヲ同スル國ナリ」とあり。9〔五天竺〕天竺とは印度のこと。西域記に「天竺之稱、異議紛糾、舊云身毒、或云賢豆、今從正音、宜云印度」とある。五天竺とは、東西、南北、中央の五部に分れて居たからである。10〔震旦國〕支那のこと。11〔波斯國〕今のイラン(ペルシャ)國。12〔南都ノ護命僧正〕南都は奈良のこと。護命は奈良元興寺の僧で、嵯峨天皇の頃の人。13〔北嶺ノ傳教大師〕北嶺は

比叡山のこと。傳教は比叡山延曆寺の開祖最澄のこと。14〔中國也ト註サレ〕御遺告釋疑抄に「護命僧正研心章云、大唐日本當ニ中洲。」とある。15〔遮摩羅〕俱舍論に「瞻部洲邊ニ中洲者、一遮摩羅洲、二旻羅遮摩羅洲」とある。16〔華嚴經ニ〕華嚴經四十五に「東北方有レ處、名ニ清涼山、乃至海中有レ處、名ニ金剛山」とあるを指したのである。

同ジ世界ノ中ナレバ、天地開闢ノ初ハ何モ替ルベキナラネド、三國ノ說各異也。天竺ノ說ニハ世ノ始リヲ劫初ト云フ。劫ニ成住壞空ノ四アリ。各廿ノ増減アリ。一増一減ヲ一劫トス。光音ト云フ天衆空中ニ金色ノ雲ヲ起シ、梵天ニ遍布ス。即大雨ヲフラス。風輪ノ上ニ積リテ水輪トナル。長シテ天上ニ至レリ。又大風アリテ沫ヲ吹立テ、空中ニ投置ク。即大梵天ノ宮殿トナル。其水次第ニ退下ノ欲界ノ諸宮殿、乃至須彌山、四大洲、鍊圍山ヲナス。カクテ万億ノ世界同時ニナル。是ヲ成劫ト云フ也。此万億ノ千大千世界。光音ノ天衆下生ノ次第ニ住ス。是ヲ住劫ト云フ。

1〔三國〕日本、支那、印度の三國のこと。2〔劫初〕劫は、梵語劫銀の略。分別・時節・大時と譯す。劫初は成劫の初。此の世界の成り初めを云ふ。3〔光音〕光音天は色界の第二禪の終天、この天は音聲を絶ち、語る時は、口から光を放つて言語の用をなすから光音といふ。

ふ。4〔梵天〕十二天の一、色界初禪天の主。5〔風輪〕器世間を支持する三輪の中、最下に在るもの。6〔水輪〕器世間を支持する三輪の隨一で、風輪の上、地輪の下に在るもの。7〔大梵天〕娑婆世界の主で大千世界を治むといふ。8〔欲界〕淫欲、貪欲、睡眠欲等の念強き有情の住んでゐる物質的世界、こゝは主に欲界の六天、即ち四王天、忉利天、夜摩天、兜率天、化樂天、他化天を指したのである。9〔鐵圍山〕世界の外海を圍る鐵山。10〔三千大千世界〕一大三千大千世界ともいふ。須彌山を中軸として日月、四大洲、六欲天、梵天等を附屬した一團を一世界とし、千の須彌山、千の日月、千の四大洲、千の六欲天、千の梵天等の集合體を小千世界といひ、この小千世界をまた一千取り集めたのを中千世界、中千世界を更に一千取り集めたのを三千世界といふ。

此住劫ノ間ニ二十ノ増減アルベシトゾ。其初ニハ人ノ身光明遠ク照シテ、飛行自在也。歡喜ヲ以テ食トス。男女ノ相ナシ。後ニ地ヨリ甘泉湧出ス。味蘇蜜ノ如シ。或ハト云。是ヲナメテ味ヒニ着クヲ生ズ。仍リテ神通ヲ失ヒテ、光明モ消エテ世間大イニ暗クナル。衆生ノ報シカラシメケレバ、黑風海ヲ吹イテ日月ニ輪ヲ漂出ス。須彌ノ半腹ニオキテ四天下ヲ照サシム。從レ是始メテ晝夜晦朔春秋アリ。地味ニ耽リシヨリ顔色カシケ衰ヘキ。地味又失セテ林藤ト云フ物アリ。或ハ地皮トモ云フ。衆生又食トス。林藤又失

セテ自然ノ杭稻<sup>カカク</sup>アリ。モロモロノ美味ヲ備ヘタリ。朝ニカレバタニ熟ス。此稻米ヲ食セシニヨリ身ニ殘穢<sup>ザシ</sup>出デキヌ。此故ニ始メテ二道アリ。男女ノ相各別ニシテ、終ニ嬌欲ノワザヲナス。夫婦ト名ケテ、舍宅ヲ構ヘテ共ニ住シキ。光音ノ諸天後ニ下生スル者女人ノ胎中ニ入りテ胎生ノ衆生トナル。其後杭稻生ゼズ。衆生憂ヘ歎キテ、各境ヲ分チテ田種ヲ施シ殖エテ食トス。他人ノ田種ヲサヘ奪ヒ盗ム者出デテ、互ニ争フ。是ヲ決スル人ナカリシカバ、衆共ニ計ヒテ一人ノ平等王ヲ立ツ。名ケテ刹帝利<sup>10</sup>トス。田主ト云フ心ナリ。

1〔蘇蜜〕蘇は牛羊の乳、蜜は蜂蜜、味の甘いのをいふ。2〔味ヒニ着ク〕甘い味に執着する心。3〔衆生〕一切の生物。4〔黒風〕天海くらくして吹く暴風。5〔晦朔〕つごもりとついで。6〔カジケ〕瘦せ衰ふ。7〔林藤〕地味の類、ヤ、成熟したのをいふ。8〔杭稻〕うるしね、粳米。9〔殘穢〕男女の生殖器のこと。10〔刹帝利〕田主といふ。世間大地の主の意。後印度四姓の一。

其始ノ王ヲ民主王ト號シキ。十善ノ正法ヲ行ヒテ國ヲオサメシカバ、人民是ヲ敬愛ス。閻浮提ノ天下豊樂安穩ニシテ病患及ビ大寒熱アル事ナシ。壽命モ極メテ久シク無

量歳也キ。民主ノ子孫相續ノ君タリシガ、漸ク正法モ衰ヘシヨリ壽命モ減ジテ八万四千歳ニ至ル。身ノタケ八丈ナリ。其間ニ王アリテ、轉輪ノ果報ヲ具足セリ。先ツ天ヨリ金輪寶飛降りテ王ノ前ニ現在ス。王出給フ事アレバ、此輪轉ジ行ク。モロ／＼ノ小王皆迎ヘテ拜ス。敢テ違者ナシ。即四大洲ノ主タリ。又象馬珠玉女居士主兵等ノ寶アリ。此七寶成就スルヲ金輪王ト名ク。次ニ銀銅鐵ノ轉輪王アリ。福力ノ不同ニ依リテ、果報モ次第ニ劣レル也。壽量モ百年ニ一年ヲ減ジ、身ノタケモ同一尺ヲ減ズ。百廿歳ニ當レリシ時釋迦佛出給フ。或ハ百歳ノ時トモ云フ。是ヨリ先キニ三佛出給ヒキ。

1〔十善〕不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ。2〔閻浮提〕南瞻部洲のこと。3〔轉輪ノ果報〕この轉輪王は身に三十二相を具ヘ、位に即ク時、天から輪寶を感得シ、その輪寶を轉じて四方を降伏するので、轉輪王といふ。この感得の輪寶には金銀銅鐵の四種がある。果報は因果の應報をいふ。4〔七寶〕一金輪寶、二白象寶、三紺馬寶、四神珠寶、五玉女寶、六居士寶、七主兵寶。5〔釋迦佛〕中印度迦毗羅城に生る。幼名悉達、佛教の開祖。6〔三佛〕毗婆尸佛、尸棄佛、毗舍浮佛をいふ。

十歳ニ至ランコロホヒニ小ノ三災ト云フ事アルベシ。人種殆ド盡キテ只一万人ヲ餘

ス。其人善ヲ行ヒテ又壽命モ増シ、果報モ進ミテ二万歳ニ至ラン時、鍊輪王出デテ南一州ヲ領スベシ。四万歳ノ時、銅輪王出デテ東南二州ヲ領ス。六万歳ノ時銀輪王出デテ東西南三州ヲ領シ、八万四千歳ノ時金輪王出デテ四天下ヲ統領ス。其報上ニ云ヘルガ如シ。彼ノ時又減ニ向ヒテ彌勒佛出給フベシ。八万歳ノ時トモ云フ。此後十八ヶノ減増アルベシ。カクテ大火災ト云フ事起リテ色界ノ初禪梵天マデ焼ケヌ。三千大千世界同時ニ滅盡スル、是ヲ壞劫ト云フ。カクテ世界虚空黒穴ノ如クナルヲ空劫ト云フ。如シスル事七ヶノ大劫ヲ經テ大水災アリ。此度ハ第二禪マデ壞ス。七七ノ火災七七ノ水災ヲヘテ大風災有リテ、第三禪マデ壞ス。是ヲ大ノ三災ト云フ也。第四禪已上ニハ内外ノ過患アル事ナシ。此四禪ノ中ニ五天アリ。四ハ凡夫ノ住所、一ハ淨居天トテ證果ノ聖者ノ住處也。此淨居ヲ過ギテ摩醯首羅天王ノ宮殿アリ。大自在天トモ云フ。色界ノ最頂ニ居ノ大千世界ヲ統領ス。其天ノ廣サ彼世界ニ亘レリ。下天モ廣狹不同アリ。初禪梵宮ハ一四天下ノ廣サ也。此上ニ無色界ノ天アリ。又四地ヲ分テリト云ヘリ。是等ノ天ハ小大ノ災ニアハズト云ヘドモ、業力ニ際限アリテ、報盡キナバ退没スベシト見エタリ。

1〔小ノ三災〕火、水、風の三災、大災に對して小災といふ。2〔彌勒佛〕釋迦に先だつこと四十二劫の過去に、善思佛の下にあつて發心し、釋迦の入滅に後るゝこと五十六億七千萬年で成佛し、娑婆に出で、釋迦の後を補ひ人天を化益するといふ佛。3〔色界〕三界の一、身體から國土宮殿まで物質界のものすべてが殊妙精好なので色界と名づける。これに四禪十八天ある。4〔初禪梵天〕四禪の第一で、此地に梵衆天、梵輔天、大梵天の三天がある。5〔第二禪〕四禪の第二、こゝに小光天、無量光天、光音天の三天がある。6〔第三禪〕四禪の第三、こゝには少淨、無量淨、徧淨の三天がある。7〔第四禪〕四禪の第四、こゝに無雲天、福生天、廣果天、無煩天、無熱天、善見天、善現天、色究竟天、無想天の九天がある。8〔凡夫〕聖者に對する語で、凡庸で無知な賤者のこと。9〔淨居天〕色界第四禪天中の一天。聖者の住所であるから淨居と名付く。10〔證果ノ聖者〕無明の煩惱を破つて、無生無滅を證した聖者。11〔摩醯首羅天王〕大自在天と譯す。色界の頂にあつて、三千界の主である。12〔無色界〕三界の一で、此界は色法といふ物質的のものは一もなく、身體もなければ宮殿もない。唯識心のみが存して深妙な禪定に住して居るので無色界と名づける。13〔四地ヲ分テリ〕四地とは第一空無邊處、第二識無邊處、第三無所有處、第四非想非非想處をいふ。14〔業力〕善業には善果を生ずる力があり、惡業には惡果を生ずる力がある。これを業力といふ。

震旦ハ殊ニ書契ヲ事トスル國ナレドモ、世界建立ヲ云ヘル事タシカナラズ。儒書ニ



ハ伏犧氏ト云フ王ヨリアナタヲ云ハズ。但、異書ノ説ニ渾沌未分ノ形、天地人ノ始ヲ云ヘルハ神代ノ發リニ相似タリ。或ハ又盤古ト云フ王アリ、目ハ日月ト成リ、毛髮ハ草木ト成ルト云ヘル事モアリ。ソレヨリ以降、天皇地皇人皇五龍等ノ諸ノ氏ウチツ、キテ多クノ王アリ。其間數万歳ヲ歴タリト云フ。

1〔書契〕文字。2〔伏羲氏〕三皇の一、蛇身人首、始めて八卦を畫し、書契を造つて結繩の政に代へたと傳へらる。3〔異書〕儒書以外の書。4〔渾沌〕之に就いては後に詳述する。混沌とも書く。鵽冠子に「兩儀未分、其氣混沌」とも、又三五曆記に「天地混沌如鷄子」などある。5〔盤古〕任昉の述異記に「盤古氏、夫婦陰陽之始也、天地萬物之祖也」又莊子にも盤古氏の名見ゆ。又盤古は廣く太古の義にも用ふ。6〔天皇、地皇、人皇、五龍〕天皇氏は木徳の主で兄弟十二人立ちて各一萬八千歳、地皇氏は火徳の主、兄弟十一人で、亦各一萬八千歳、人皇氏は兄弟九人、分れて九州に長となる、凡そ百五十世、合せて四萬五千六百年、五龍氏は兄弟五人共に龍に乗つて上下したから五龍子と稱したといはる。

我朝ノ始ハ天神ノ種ヲ受ケテ、世界ヲ建立スル姿ハ天竺ノ説ニ似タル方モアリ。サレド是ハ天祖ヨリ以來、繼體不違ノ、唯一種マシクシ事天竺ニモ其比ナシ。彼國ノ始ノ民主王モ衆ノ爲ニ選ビタテラレシヨリ相續セリ。又世降リテハ其種姓モ多ク喪

サレテ、勢力アレバ、下劣ノ種モ國主ト成リ、剩へ五天竺ヲ統領スル族モ有リキ。震旦又殊更猥リガハシキ國也。昔世スナホニ道タマシカリシ時モ、賢ヲ選ビテ授クル跡アリシニヨリ一種ヲ定ムル事ナシ。亂世ニ成ルマ、ニ、カヲ以テ國ヲ争フ。カ、レバ民間ヨリ出デテ位ニ居タルモ有リ。戎狄ヨリ興リテ國ヲ奪ヘルモ在リ。或ハ累世ノ臣トシテ其君ヲシノギ、終ニ讓ヲ得タルモアリ。伏犧氏ノ後、天子ノ氏姓ヲカヘタル事既ニ三十六。亂ノ甚シサ云フニタラザル物ヲヤ。

1〔繼體不違〕御即位の繼承が正しく萬世一系にあらせらるゝこと。2〔種姓〕氏族の種類。頭註に「或本云天竺ニハ刹利婆羅門毗娑戎駄ト云四姓アリ刹利ハ帝種ナレトモ猥リ成テ威ホロカアルニ隨テ四姓各國主ト成書モアリキ震旦盤古天皇地皇人皇アリト云ヘトモ伏羲氏神農黃帝ノ三皇ヨリ以降ヲカソフルニソレモイツクヨリ起レリトモ不註。」とあり。3〔賢ヲ選ビ〕賢者をえらんで天子の位を授くる意で、堯が舜に授け、舜が禹に譲つた類である。4〔戎狄〕字義はえびすの意なれど、こゝでは元の世祖の類を指す。5〔累世ノ臣〕代々仕へて居た臣下、西晋の司馬炎の類を指す。6〔天子ノ氏姓ヲカヘ〕夏が殷となり殷が周となり、又秦となり、漢となつた類。

只我國ノミ天地開ケシ始ヨリ今ノ世ノ今日ニ至ルマデ日嗣ヲ受給フ事不横、一種

姓ノ中ニ置キテモ自ラ傍ヨリ傳給ヒシスラ猶正ニ皈ル道アリテゾ持チマシケル。是シカシナガラ神明ノ御誓アラタニシテ、餘國ニ異ナルベキ謂レ也。抑神道ノ事ハ輒ク顯サズト云フコトアレド、根元ヲ知ラザレバ、猥ガハシキ端トモ成リヌベシ。其弊ヲスクハム爲メ聊カ勒シ侍リ。神代ヨリ正理ニテ受傳ヘツル謂レヲ宣ベン事ヲ志シテ常ニ聞ユル事ハ載セズ。然レバ神皇ノ正統記トヤ名ツケ侍ルベキ。

1〔日嗣〕日の神天照大神の御世嗣をいふが本で、天皇の御位を申す。2〔一種姓ノ中ニ置キテ〕我皇統は、元より萬世一系でまします、時としては皇嗣のおはせぬ事もないでもない、さやうな時は傍系の皇子が入つて大統を繼ぎ給ふが、久しき中にはいつかまた正しい御系統に復して君臨し給ふとの意。頭註に「或本云大宋太宗皇帝モ日本ノ一種ナル事ヲウラヤミ給ケルソトカヤ」とあり。3〔神明ノ御誓〕神の御誓約が明に確かなのに由るもので、我國が他國と異なる理由も亦こゝにある。神明の御誓とは、天壤無窮の神勅。4〔神道ノ事ハ輒ク顯サズ〕神道の事は畏多く祕密に屬する事が多いから、容易に述べてはならないと昔から言つて居るが、その根本の事を知らないといふ正邪を別ち難いので、その弊を匡すために少し書き記すのであるとの意。5〔常ニ聞ユル事〕普通に世に知れ渡つて居る事。6〔然レバ神皇ノ正統記〕斯く神代から今日に至るまで、正しい道理のまゝに皇統を傳へ給うた事を記す書である

から神皇正統記と名づけようと思ふ。著者の大抱負を見るべき點。

夫天地未レ分時渾沌トノマロカレレコト鷄子ノ如シ。クヰモリテ牙ヲフクメリキ。是陰陽ノ元初未分一氣也。其ノ氣始メテ分レテ清クアキラカナルハタナビキテ天トナリ、重ク濁レルハツマイテ地トナル。其中ニ一物出デタリ。カタチ葦牙ノ如シ。即化ノ神ト成リヌ。國常立尊ト申ス、又ハ天御中主ノ神トモ號シ奉ル。此神ニ木火土金水ノ五行ノ德マシマス。先、水德ノ神ニアラハレ給フヲ國狹槌尊ト云フ。次ニ火德ノ神豐斟淳尊ト云フ。天ノ道獨ナス。ユエニ純男ニテマス。純男ト云ヘドモ其相アリトモ定メガタシ。次ニ木德ノ神ヲ渥<sup>ウヰテ</sup> 煮尊、<sup>ニ</sup> 塗煮尊ト云フ。次ニ金德ノ神ヲ大戸之道尊、大苦邊尊ト云フ。次ニ土德ノ神ヲ面足尊惶根尊ト云フ。天地ノ道相交リテ各陰陽ノ形アリ。然レド其振舞ナシト云ヘリ。此諸神實ニハ國常立ノ一神ニマシマスナルベシ。五行ノ德オノノ神トアラハレ給フ。是ヲ六代トモ計フル也。二世三世ノ次第ヲ立ツベキニアラザルニヤ。次ニ化生シ給ヘル神ヲ伊弉諾尊伊弉册尊ト申ス。是ハ正シク陰陽ノ二ニ分レテ造化ノ元ト成リ給フ。上ノ五行ハ猶ヒトツノ德ナリ。此五德ヲ合セテ萬物ヲ生ズル

始トス。

1「渾沌」混淆し、錯綜して識分すべからざる状態、天地未だ分れざる窮極の境涯の形容、即ち物の雜りて分明ならぬ事、くゞもりては内に物を含みたる如くなること。2「陰陽ノ元初」陰陽は、天地の根本原理たる太極より分れたもので、萬物化生の基を成す元氣であるが、陰は消極的、陽は積極的の性質を有する。天地となるべき初の物で、まだ分れなかつた氣である。3「葦牙」葦の出初める頃の狀。4「國常立尊」國常立尊と天御中主神とを同一神とするは當時の神道學者の主唱する所。5「五行ノ德」支那の陰陽五行說、宇宙の元素を水火木金土の五種に分つもの。この所は度會家行の類聚神祇本源に依る陰陽五行說にて合理的に説いたものである。6「天ノ道獨ナス」天地の道が交はらず、天の道だけで成られたので男のみであらせらる。7「其振舞ナシ」夫婦の關係はないとの意。8「一神云々」頭註に「或本云一ト云へハ五德皆一神ニ皈ス別ト云へハ五神各別ニマシマスナリ」とあり。9「二世三世」後の世のやうに明に父子の關係があられたのでないから世を別つべきでもないやうであるとの意。

爰ニ天祖國常立尊、伊弉諾伊弉册ノ二神ニ勅シテノ給ハク、豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ地アリ。汝往キテシラスベシ。トテ即チ天ノ瓊矛ヲ授ケ給フ。此矛又ハ天ノ逆戈トモ天ノ魔返ホコトモ云ヘリ。

二神此矛ヲサヅカリテ天ノ浮橋ノ上ニテ矛ヲサシオロシテカキサグリ給ヒシカバ、滄海ノミ有リキ。其矛ノサキヨリシタ、リ落ツル潮コリテ一ノ嶋トナル。是ヲ礫馭廬嶋ト云フ。此名ニ付イテ神代梵語ニ通ヘルカ。其所モアキラカニ知ル人ナシ。大日本ノ國寶山ナリト云フ。口傳アリ。二神此嶋ニ降居テ則チ國ノ中ノ柱ヲタテ八尋殿ヲ化作ノ共ニ住給フ。サテ陰陽和合ノ夫婦ノ道アリ。此矛ハ傳ヘテ天孫シタガヘテアマクダリ給ヘリトモ云フ。又垂仁天皇ノ御宇ニ大和姫ノ皇女、天照太神ノ御教ノマ、ニ國ヲ廻リ伊勢國ニ官所ヲ求メ給ヒシ時、大田ノ命ト云フ神參リ合ヒテ五十鈴ノ河上ニ靈物ヲ護リオケル所ヲシメ申シシニ、彼天逆矛、五十ノ金鈴、天宮ノ圖形アリキ。大和姫命悦ビテ、其所ヲ定メテ、神宮ヲ立テラル。靈物ハ五十鈴ノ宮ノ酒殿ニ收メラレキトモ云フ。又瀧祭ノ神ト申スハ龍神也。其神預リテ地中ニ收メタリトモ云フ。一ニハ大和ノ龍田神ハ此瀧祭ト同體ニマス。此神ノ預リ給ヘル也。仍リテ天柱國柱ト云フ御名アリトモ云フ。昔、礫馭廬嶋ニ持チクダリ給ヒシ事ハ明カ也。世ニ傳フト云フ事オボツカナシ。天孫ノ隨ヘ給フナラバ、神代ヨリ三種ノ神器ノ如ク傳ヘ給フベシ。

の繪圖。このことも後代の傳説で、神道五部書の御鎮座傳記等に見えてゐる。天の逆戈以下天宮の圖形、寶山等のことはすべて古典には見えぬ所である。11〔瀧祭ノ神〕皇大神宮域内に鎮座す。今は神宮所管社の一に列す。12〔大和ノ龍田神〕大和國生駒郡三鄉村立野鎮座官幣大社龍田神社。頭註に「或本云大和廣瀨ノ神ヲハ天ノ柱國ノ柱ト云」とあり。13〔三種ノ神器〕八咫鏡、草薙劍、八坂瓊曲玉。14〔大汝ノ神〕大汝の神は大國主命の別名、大國主命が平國矛を、經津主神、武甕槌神に授けられたとは古語拾遺に「以平國矛授二神一曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國必當平安」と見ゆ。15〔寶山〕大和國生駒郡生駒町に寶山寺といふ寺があつて、役小角の修行した地であるといふ、其處をいふのであらうか。之も後代の傳説に出づ。頭註に「異本云矛事實山ニツキ立ラレシヨリ國ノ心柱トノウコキナキシルシトモヤナリケン」とあり。16〔日本紀〕三十卷、舍人親王撰、六國史の第一に位す、神代の初發から持統天皇に至る事蹟を載す。〔舊事本紀〕十卷、神代から推古天皇に至る歴代の事蹟を記載す。その今日に傳はるものが偽書なることは本居宣長その他世に定評がある。〔古語拾遺〕一卷、平城天皇の大同二年齋部廣成が古道の衰へたのを歎いて上奏した書、神代以後の事蹟の大略を記したるもの。是等三部の典籍でも互に説の一致しないものがある。況んや以外の書に出た傳説に至つては容易に信用し難いとの意。この古典に對する親房卿の態度は、まことに立派な見識を示したものである。

サシハナレテ五十鈴ノ河上ニ有リケンモオボツカナシ。但シ天孫モ玉ト矛トハミヅカラシタガヘ給フト云フコト見エタリ。古語拾遺ノ説ナリ。然レドモ矛モ大汝ノ神ノ奉ラル、國ヲ平ゲシ矛モアレバ、イツレト云フ事ヲ知リガタシ。寶山ニ留リテ不動ノシルシト成リケン事ヤ正説ナルベカラム。龍田モ寶山近キ所ナレバ龍神ヲ天ノ柱國ノ柱ト云ヘルモ深祕ノ心アルベキニヤ。凡ソ神書ニサマムノ異説有リ。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等ニ載セザラン事ハ末學ノ輩偏ニ信用シガタカルベシ。彼書ノ中猶一決セザル事多シ。況ンヤ異書ニオキテハ正トスベカラズ。

1〔シラス〕治むること、我國を統御せよとの意。2〔天ノ瓊矛〕玉を以て飾りたる上代の矛、註に逆戈とあるは榮えの戈の義、魔返戈とあるは、靈物にして惡魔を退くる徳ある戈の意。後代の傳説に出づるところである。頭註に「異本云此矛始也出給シ姿ヲ則化作シテ天璽ト成シ給ナルヘシ其形獨鉤杵ノ形ナリ」とあり。3〔天の浮橋〕天と地との間にかゝりたりといふ橋。4〔磯敷盧島〕自ら凝固りて一島をなすといふ義にてかく名づく。5〔梵語〕印度の古代の言語。6〔八尋殿〕八尋は彌尋の義で、廣大なる御殿の意。7〔天孫〕瓊々杵尊。8〔御宇〕宇内を統御することから轉じて御代といふ意に用ひらる。9〔五十金鈴〕頭註に「或本云五鈴ハ金ノ鈴月ノ小宮ノ圖形アリキ」とあり。10〔天宮ノ圖形〕高天原なる天照大神の宮殿

カクテ此二神相計ラヒテ八ノ嶋ヲウミ給フ。先淡路ノ洲ヲウミマス。淡道ノ穂狭別ト云フ。次ニ伊與ノ洲ヲウミマス。一身ニ四面アリ。一ヲ愛比賣ト云フ。是ハ伊與ナリ。二ヲ飯依比古ト云フ。是ハ讚岐也。三ヲ大宜都比賣ト云フ。是ハ阿波ナリ。四ヲ速依別ト云フ。是ハ土佐也。次ニ筑紫ノ洲ヲ生ミマス。又一身ニ四面アリ。一ヲ白日別ト云フ。是ハ筑紫ナリ。後ニ筑前、筑後ト云フ。二ヲ豊日別ト云フ。是ハ豊國也。後ニ豊前、豊後ト云フ。三ヲ速日別ト云フ。是ハ肥ノ國也。後ニ肥前、肥後ト云フ。四ヲ豊久士比泥別ト云フ。是ハ日向也。後ニ日向、大隅、薩摩ト云フ。筑紫豊國肥國日向ナ代ノ始ノ名ニハアラザルカ。次ニ壹岐ノ洲ヲウミマス。天比登都柱ト云フ。次ニ對馬ノ洲ヲ生ミマス。天之狹手依比賣ト云フ。次ニ隱岐ノ洲ヲ生ミマス。天之忍許呂別ト云フ。次ニ佐渡ノ洲ヲ生ミマス。建日別ト云フ。次ニ大日本豊秋津洲ヲ生ミマス。天御虚空豊秋津根別ト云フ。惣ベテ是ヲ大八洲ト云フ也。此外ニアマタノ嶋ヲ生給フ。後ニ海山ノ神、木ノオヤ、草ノオヤマデ悉ク生ミマシテケリ。何レモ神ニマセバ、生給ヘル神ノ洲ヲモ山ヲモ作り給ヘル歟。ハタ洲山ヲ生給フニ神ノアラハレマシケルカ。神代ノワザナ

レバ誠ニハカリガタシ。

1〔淡路ノ洲〕穂狭別とは淡路國の國魂神の名、以下同じ。2〔一身ニ四面アリ〕嶋を人身に譬へ四國に分たるゝを四面といつたもの、神業に出たことで人智を以て推量出來ぬとの意。3〔對馬ノ洲云々〕頭註に「或本云次ニ對馬ヲ生マス天天狹手依比賣ト云次ニ佐渡州ヲ生マス建日別ト云」とあり。4〔海山ノ神〕海の神は大綿津見神、山の神は大山津見神。5〔木ノオヤ草ノオヤ〕木のおやは久々能知神、草のおやは鹿屋野比賣神、一名を野椎神といふ。

二神又計ヒテノ給ハク、ワレ既ニ大八洲ノ國及ビ山川草木ヲ生メリ。イカンゾ天ノ下ノ君タル物ヲ生マザラムヤトテ先ヅ日神ヲ生ミマス。此ミコ光ウルハシクメ、國ノ内ニ照リトホル。二神喜ビテ天ニ送リアゲテ天上ノ事ヲ授ケ給フ。此時天地相去ルコト遠カラズ。天ノ御柱ヲ以テアゲ給フ。是ヲ大日靈尊ト申ス。靈ノ字ハ靈ト通フベキトモ云ヘリ。女神ニテマシマセバオノヅカラ相叶フニヤ。又ハ天照太神トモ申ス。女神ニテマシマスナリ。次ニ月神ヲ生ミマス。其光日ニツゲリ。天ニノボセテ夜ノ政ヲ授ケ給フ。次ニ蛭子ヲ生ミマス。ミトセニナルマデ脚タ、ズ。天ノ磐椽樟船ニノセテ風ノマニノ放シ捨ツ。次ニ素戔嗚尊ヲ生ミマス。イサミタケク不忍ニノ父母ノ御心ニ叶ハズ。根ノ國ニイネトノ給

フ。此三柱ハ男神ニマシマス。仍リテ一女三男ト申スナリ。惣ベテアラユル神皆二神ノ所生ニマシマセド、國ノ主タルベシトテ生給ヒシカバ、コトサラ此四神ヲ申傳ヘケルニコソ。其後火ノ神<sup>10</sup>軻俱突智ヲ生ミマシシ時陰神ヤカレテ、神退リ給ヒニキ。陽神ウラミイカリテ火神ヲ三段ニ切ル。其ノ三段各ノ神トナル。血ノシタ、リテソ、イデ神トナレリ。經津主ノ神<sup>11</sup>齋主ノ神トモ申ス。健甕槌神<sup>12</sup>武雷ノ神トモ申。ノ祖也。陽神猶シタヒテ黄泉マデオハシマシテ、サマムノチカヒ有リキ。陰神ウラミテ此國ノ人ヲ一日千頭コロスベシトノ給ヒケレバ、陽神ハ千五百頭ヲ生マスベシトノ給ヒケリ。仍リテ百姓ヲ<sup>13</sup>天ノ益人トモ云フ。死スルモノヨリモ生ズル物多キ也。陽神歸リ給ヒテ日向ノ小戸ノ櫛ガ原ト云フ所ニテ<sup>14</sup>ミソギシ給フ。此時アマタノ神化生シ給ヘリ。日月神モ爰ニテ生給フト云フ説アリ。伊弉諾尊神功既ニ畢リケレバ、天上ニノボリ、天祖ニ<sup>15</sup>報命申シテ即チ天ニ留マリ給ヒケリトゾ。或説ニ伊弉諾、伊弉册ハ梵語也。伊舍那天、伊舍那后也トモ云フ。

或本云。天上ト云事ハ内典ノ説ニハ三種ノ天アリ。慾界、色界、無色界ナリ。慾界

ニ六アリ。四王功利是ハ地居ナリ、夜摩兜卒樂變化天他化自在天是ハ虚空天ナリ。四王天須彌山ノ半ニアリ、日月ノ宮殿ハ四王段ノ一所構也、功利ハ須彌山ノ頂也、其王ヲ帝尺ト云、一四天下ニ亘リ色界ニ十八梵天アリ、此中最下ヲバ初禪ト云、大梵王ノ宮也、小千界ニ主タリ、千ノ日月千ノ須彌山ヲ小千界ト云、此上ニ二神三禪四禪アリ、四禪ハ是色界ノ頂也、摩醯首羅天宮アリ、伊弉諾伊弉册ハ即此天ニマスト云フ説アリ、誠ニ其御名ハ自然ニ符合セリ、シカラハ天祖ノ御在所モ色界ノ頂ナルベキニヤ、天御中主ノ神ト申セハ大千世界ノ主トモ申サムモ違マシキカ、法花娑婆世界主梵天尸棄梵天ト有ヲハ是ハ三界ノ主ニハアラス、此州ノ大千世界ノ中ナレハ其上ノ天ヲ大千ノ主ト云フナリトミエタリ、然ハ初禪ヨリ上サマノ天宮ニマシマスカ、天照太神ノマシマス所モ高天ノ原トハ見エタリ、サレハ慾界ノ第六天ナトニヤマシマスラム、眞言界ニモ大日尊在於慾界大自在天トアレハ大日尊ノ尊ノ御在所モ此所トヤ申ヘカラム、内界ニモ神通ニモサマノ口傳スル、イサ、カ註シ侍也。

1〔此ミコ光ウルハシク〕日本書紀に「此子光華明彩、照徹於六合之内」と見ゆ。2〔天地

相去ルコト」この時天地開闢の後間もない時で、天地の距離が遠くなかつたので、大神と天の御柱の上に載せて天上にお送りなされた。3〔雲ノ字〕雲は貴女の意。4〔月神〕頭註に「イ本云月神海底ノ事ヲ知給トモ云リ」とあり。5〔蛭子〕身體が蛭の如くなよ／＼して居たので名付けたもの。古事記によると蛭子をお生みになつたのは大八洲よりも前である。6〔天ノ磐櫂樟船〕樟で造つた船、天は美稱、磐は堅牢の意。7〔不忍〕殘忍なこと。8〔根ノ國〕地の底の國。頭註に「或本云根ノ國ハ地底ノ國ナレハ内典ニイヘル闇魔王ノ事ナルヘキニヤ」とあり。9〔イネ〕去れ、行けとの意。10〔火ノ神〕頭註に「イ本云火ノ神軻俱突智ヲ生マシマシ、ニ陰神ヤカレテ神サリシカハ陽神恨テイカリ給テ或本火大神ヲミキニ切給シ其ミキマ又山神以下サマ／＼ノ神ナリ」とあり。11〔血ノシタ、リ〕血が滴となつて落ちること。この血は火を象徴したものであるといふ。12〔黄泉〕古來死んだ人の行く所と信ぜられた所、よみのくに、よもづくに。13〔天ノ益人〕次第に繁殖して行く人といふ意。14〔日向ノ小戸ノ櫛ガ原〕古事記には筑紫日向櫛小門阿波岐原とある。15〔ミソギ〕身滌の意で身體の汚穢を洗ひ滌ぐこと。禊祓。16〔神功〕國土經營の御功績。17〔或説ニ云々〕従ふべからず、一種の見解なれども定説とし難い。18〔内典ノ説〕内典は佛教の經典。以下の説は俱舍論、智度論、佛地論等に見ゆ。

地神第一代大日靈尊是ヲ天照太神ト申ス。又日神トモ皇祖トモ申ス也。此神ノ生レ

給フ事三ノ説アリ。一ニハ伊弉諾、伊弉册尊相計ヒテ天下ノ主ヲ生マザランヤトテ先ヅ日神ヲ生ミ、次ニ月神、次ニ蛭子、次ニ素戔嗚ヲ生ミ給フト云ヘリ。又ハ伊弉諾尊左ノ御手ニ白銅ノ鏡ヲ取りテ大日靈尊ヲ化生シ、右ノ御手ニ取りテ月弓尊ヲ生ジ、御首ヲメグラシテカヘリミ給ヒシ間ニ、素戔嗚尊ヲ生ムトモ云ヘリ。又ハ伊弉諾尊日向ノ小戸ノ川ニテミソギシ給ヒシ時、左ノ御眼ヲアラヒテ天照太神ヲ化生シ、右ノ御眼ヲアラヒテ月讀ノ尊ヲ生ジ、御鼻ヲ洗ヒテ素戔嗚尊ヲ生ジ給フトモ云フ。日月神ノ御名モ三アリ、化生ノ所モ三アリ、凡慮ハカリガタシ。又オハシマス所モ一ニハ高天原ト云フ。二ニハ日少宮ト云フ。三ニハ我日本國是也。八咫ノ御鏡ヲトラセマシ／＼テ、我ヲ見ルガ如クニセヨ、ト勅シ給ヒケルガ、和光ノ御誓モ顯レテコトサラニ深キ道アルベケレバ三所ニ勝劣ノ義ヲバ存スベカラズ。

1〔天照太神〕太神の太の字はもと大の字に通じて用ひられた。2〔三ノ説〕第一説は日本書紀神代(上)本書、第二説は同上第一の一書、第三説は同上第六の一書に見ゆ。3〔白銅ノ鏡〕まことによく澄みて明かなる鏡の意。4〔日月神ノ御名モ三アリ〕前の三説中に、日神、大日靈尊、天照大神、月神、月弓尊、月讀尊と見えたのを指したるもの。5〔オハシマス所〕天

照 大神の御座所。6〔和光ノ御誓〕和光は老子に「和光同其塵」とあるより出でた語、尊き神も人を救ふために、光を和げて見はれ給ふ事をいつたものであるが、此では大神が尊き御靈を御鏡に宿し給うた御事にかゝる。

爰ニ素戔嗚尊イカツイロ父母ノ二神ニヤラハレテ根ノ國ニクダリ給フベカリシガ、天上ニ詣テマウチ姉ノ尊ニ見エ奉リテヒタブルニイナント申給ヒケレバユルスベシトノ給フ。仍リテ天上ニノボリマス。大海トマロキ山ヲカ鳴リ吠エキ。此神ノ性タケキガシカラシムルニナン。天照太神オドロキマシクテ兵ノソナヘヲメ待給フ。彼尊黒心ナキ由ヲコトヘ給フ。サラバ誓約ヲ成シテ、キヨキカ、キタナキカヲ知ルベシ。誓約ノ中ニ女ヲ生マセバキタナキ心ナルベシ。男ヲ生マセバキヨキ心ナラムトテ素戔嗚尊ノ奉ラレケル八坂ヤサカ瓊ノ玉ヲ取給ヘリシカバ、其玉ニ感ノ男神化生シ給フ。素戔嗚尊悦ビテ、マサヤアレカチヌトノ給ヒケルニヨリテ、御名ヲ正哉吾勝ニ速日天忍穗耳尊ト申ス。是ハ古語拾遺ノ説。又ノ説ニハ素戔嗚尊天照太神ノ御頸ニ懸給ヘル御統ノ瓊玉ヲコヒ取りテ天ノ眞名井ニフリス、ギ是ヲカミ給ヒシカバ、先ヅ吾勝尊生レマス。其ノ後猶四柱ノ男神生レ給フ。

物ノサネワガ物ナレバ我子ナリトテ天照太神ノ御子ニナシ給フト云ヘリ。是ハ日本紀ノ一説ナリ。此吾勝尊ヲバ太神メグシトオボシテ常ニ御脇モトニスエ給ヒシカバ腋子ト云フ。今ノ世ニオサナキ物ヲワカゴト云フハヒガ事也。11

1〔父母ノ二神ニヤラハレテ〕これは日本書紀の説で、やはられては追ひ遣られての意。2〔ヒタブルニイナン〕ひたぶるは強ひての意。強ひて天照大神に暇乞して往くからといはれたので二神は許すと仰せられたとの意。3〔トマロキ〕鳴り動くこと。震動して聲を發すること。4〔性タケキガ云々〕勇猛なる御性格の然らしめたもの。5〔素戔嗚尊云々〕頭註に「イ本又説ニハ、素戔嗚尊ハキ給ヘル十握ノ劍ヲ取テミキダニ打折テ其一キタヲカミ給テ天ノ眞名井ニ振リス、キテカミ給シヨリ化生ストモ見ヘタリ、玉ヨリ生スト云事ハ、古語拾遺説也、此玉ハサノヲノ尊ノ天ニホリマシク始天明玉命迎カヘテ奉ラレシヲ天照太神ニ奉セマシケルトナン」とあり。6〔天ノ眞名井〕天も眞も美稱。名は之の意。天上の井戸。7〔四柱ノ男神〕天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野久須毘命。8〔物ノサネ〕その物の種、ここは御統の瓊玉を指したのである。9〔メグシ〕かはゆらし、愛らしとて御寵愛あつたのを云ふ。10〔常ニ御脇モトニ〕忍穗耳尊を愛らしとていつも御身の傍にすゑ給うたので、尊のことを腋子といつたとの意。これは古語拾遺に「是以天照大神育ニ吾勝尊一特甚鍾愛、常



懐ニ腋下ニ稱曰ニ腋子ハ今俗號ニ稚子ニ謂ニ和可古ニ是其轉語也」とあるによられたのである。11(ヒガ事) 僻事で、間違つたこと、道理にはづれたこと。

カクテ、素戔嗚尊猶天上ニマシケルガ、サマノトガヲオカシ給ヒキ。天照太神嗚リテ天ノ石窟ニ籠給フ。國中トコヤミニナリテ晝夜ノワキマヘナカリキ。モロノノ神達、憂ヘ歎キ給フ。其ノ時諸神ノ上首ニテ高皇產靈尊ト云フ神マシノキ。昔天御中主ノ尊ニハシラノ御子オハシマス。長ヲ高皇產靈ト云フ。次ヲバ神皇產靈ト云フ。次ヲ津速產靈ト云フト見エタリ。陰陽ニ神コソ始メテ諸神ヲ生ジ給ヒシニ、直ニ天御中主御子ト云フ事オボツカナシ。此三柱ヲ天御中主ノ御子ト云フ事ハ日本紀ニハ不見古語拾遺ノ説ニアリ。此神天ノヤスカハノホトリニシテ八百万ノ神ヲツドヘテ相議リ給フ。其御子ニ思兼ト云フ神ノタバカリニヨリ石凝姥ト云フ神ヲシテ日神ノ御形ノ鏡ヲ鑄セシム。其始メナリタリシ鏡諸神ノ心ニアハズ。日前社ニマス。次ニ鑄給ヘル鏡麗シクマシノケレバ諸神悦ビ崇メ給フ。初メ皇居ニマシノキ。今ハ伊勢國五十鈴ノ宮ニイツカレ給フ是也。又天ノ明玉ノ神ヲノ八坂瓊ノ玉ヲ造ラシメ、天ノ日鷲ノ神ヲシテ青幣白幣ヲ作ラシメ、手置帆負彦狹知ノ二神ヲシテ大峽小峽ノ材ヲキリ

テ瑞ノ殿ヲツクラシム。此外クサノ有レド註セズ。其物既ニ具リシカバ、天ノ香山ノ五百箇ノ眞賢木ヲ根コジニシテ、上枝ニハ八坂瓊ノ玉ヲ取り懸ケ、中枝ニハ八咫ノ鏡ヲ取り懸ケ、下枝ニハ青和幣白和幣ヲ取り懸ケ、天ノ太玉命ノ高皇產靈神ヲシテ、捧ゲ持タシム。天兒屋根命津速產靈ノ子或ハ孫トモ云フ。ヲシテ、祈禱セシム。天鈿目命眞辟葛ヲカツラニシテ、蘿葛ヲ手繰ニシ、竹ノ葉餒木ノ葉ヲ手草ニシ著鐸ノ矛ヲモチテ石窟ノ前ニノ俳優ヲノ、相共ニウタヒマフ。又庭燎ヲアキラカニノ常世ノ長鳴鳥ヲツドヘテ、互ニナガナキセシム。是ハミナ神樂ノオコリナリ。天照太神キコシメシテ吾レ此ノ比石窟ニ陰レ居リ、葦原中國ハトコヤミナラム。イカゾ天鈿目命カクエラプヤトオボシテ御手ヲモテホソメニアケテ見給フ。此時ニ、天手力雄命ト云フ神ノ思兼神ノ磐戸ノワキニ立チ給ヒシガ、其戸ヲヒキアケテ新殿ニウツシ奉ル。中臣ノ神命ナリ。忌部神ノ命ナリ。シリクベナハラ日本紀ニハ端出之繩ト書ケリ。註ニハ左繩ノ端出シ也。引キメグラシテ、ナカヘリマシト申ス。上天ハジメテ晴レテモロノトモニ相見、面ミナアキラカニシロシ。手ヲノペテ哥ヒ舞ヒテ、アハレ、天ノアキラカナルナリ。アナオモシロ、古語ニ甚切ナルヲアナト云フ。面白ハモロノオモテアキラ

カニシロ。アナタノシ、アナサヤケ、竹ノ葉ノ聲。オケ、木ノ名ナリ。其葉ヲフル聲ナリ。カク  
テツミトガヲ素戔烏尊ニヨセテ、オホスルニ千座ノ置戸ヲ以テ、首ノカミ手足ノ爪ヲ  
ヌキテアガナハシメ、其罪ヲハラヒテ神ヤラヒニヤラハレキ。

彼ノ尊天ヨリクダリテ出雲ノ鏡川上ト云フ所ニイタリ給フ。其所ニ、一ノ翁トウバ  
トアリ。一ノヲトメヲスエテ、カキナデツ、泣ケリ。素戔烏尊誰ゾト問給フ。吾ハ是  
レ國ツ神也。18脚摩乳、17手摩乳ト云フ。此ノヲトメハ我子也。19奇稻田姫ト云フ。サキ  
ニ八箇ノ少女アリ。20歳ゴトニ、八岐ノ大蛇ノタメニ吞マレキ。今此ノヲトメ復吞マレ  
ナムトスト申シケレバ、尊吾ニクレムヤトノ給フ。21勅ノマ、ニ奉ルト申シケレバ、此  
ノヲトメヲ湯津ノツマガシニトリナシミツラニサシ、ヤシホヨリノ酒ヲ八ノ槽ニモリ  
テ待給フニ、ハタシテ彼ノ大蛇來レリ。頭ヲオノノ一槽ニ入レテ飲ミ酔ヒテ眠リケ  
ルヲ尊ハカセル十握ノ劔ヲ抜キテツタノニ切りツ。尾ニ至リテ劔ノ刃スコシカケヌ。  
サキテ見給ヘバ、一ノ劔アリ。其上ニ雲氣アリケレバ、22天叢雲劔ト名ク。23日本武尊ニ  
至リテ改メ  
テ草薙劔ト云フ。24ソレヨ  
リ熱田ノ社ニマシマス。25是アヤシキ劔ナリ。我レ何ゾアヘテ私ニオケラムヤトノ給ヒテ、

天照太神ニ奉り上ラレニケリ。其後出雲ノ清ノ地ニ至リ宮ヲタテ稻田姫トスミ給ヒ、  
大己貴神ヲ26大汝トモ云フ。ウマシメテ、素戔烏尊ハツヒニ根ノ國ニ出デマシヌ。27大汝ノ神此  
國ニ留リテ28今ノ出雲ノ大神ニマス。天下ヲ經營シ葦原ノ地ヲ領シ給ヒケリ、仍リテ是ヲ大國主ノ  
神トモ、大物主トモ申ス。其幸魂奇魂ハ大和ノ三輪ニマス。29

1「トコヤミ」夜の闇が永くつゞくこと。2「オボツカナシ」たよらない心地がする。疑問を  
入るゝ餘地あり。3「タバカリ」はかりごと。工夫。4「紀伊國日神社」和歌山市の官幣大社  
日前神宮。因に官幣大社國懸神宮も同一地域に鎮ります。5「青幣白幣」青幣は麻布、白幣  
は木綿（ゆふ）の布をそれぞれ幣帛とせしもの。6「大峽小峽」峽は山間（やまあひ）を云  
ふ。即ち廣く山地をさして云つたもの。7「根コジ」根の附いたまゝに掘り探ること。頭註  
に「或本云上ツ枝ニハ鏡ヲトリカケ中ツ枝ニハ玉ヲ取カケ下ツ枝ニハ幣ヲ取カケテ、高皇産  
靈御子太玉ト申神ニサ、ケシム高皇産靈ト申神ノ御子天兒屋根ノ命ヲシテサマノノタタヘ  
事ヲ申サシメテ天ノ磐戸ノ前ニテ諸神達エラキタノシミ給ヒキ」とあり。8「眞辟葛」眞拆  
の葛の意。山間の日蔭に生へる蔓草で、縦に拆（さ）けるより名づく。眞は接頭語。9「餓憩  
木」餓憩を正字とする。之を木名とするは宜しくない。10「手草」手に執り持つもの。11「ト  
コヤミ」前出。12「エラブ云々」「ゑらぐ」ともいふ。笑ひはしやぐこと。頭註に「イ本云天  
手力雄命チカラスクレ給ケルヲイハトノワキニタテ奉リシカ太神ノ御手ヲタハカリテ引出テ

奉リキ」とあり。13「シリクベナハ」「シリくめなは」ともいふ。「尻込繩（シリこめなは）」の意で、綯つた繩の端が出るのを中へ綯込むよりの名。よつて又「端出之繩」とも書く。一名、左繩。後の注連（しめなは）の起りである。14「ナカヘリマシソ」還り給ふ勿れの意。15「面ミナアキラカニシロシ」天晴れて世の中が明るくなり、群神の顔がはれんとしるゝと見えた。面白しの語是より出づと傳へる。16「出雲ノ鏡川上」出雲の國大原郡にある川。17「カキナデツ、」撫でさすりながら。18「脚摩乳、手摩乳」脚摩乳は出雲の國神大山津見神の子、手摩乳と共に鏡の川上に居られた。19「奇稻田姫」後素戔嗚尊の妃となられた。20「八岐ノ大蛇」頭の幾つもある大蛇。21「吾ニクレムヤ」少女を尊に奉ることが出来るか。22「湯津ノツマゲシ」湯津は五百箇の約である。齒の極めて多くある爪櫛。23「トリナシ」少女を櫛に化（な）らせて。24「ミヅラ」上古男子の髪結び方、頂の髪を左右に分けて雙角のやうに結べるもの。25「ヤシホヲリノ酒」幾度も繰りかへして醸した芳醇な酒。26「ハカセル」佩いて居られた。27「十握ノ劍」其の刀身の長さが十握許りもある劍の意。28「アヤシキ」日本紀に神劍とある如く、靈妙なるの意。29「オケラムヤ」置いてよからうか、自分の持つべきものではないとの意。30「出雲ノ清ノ地」出雲國大原郡の山中に在る地名、又須賀とも書す。31「大己貴神」大國主神、大物主神、大國魂神、八千矛神、顯國魂神、葦原醜男等の御別名がある。32「根ノ國」よみのくに、黄泉。33「幸魂、奇魂」幸魂は人に幸ひを與ふる靈魂、奇魂は奇しき徳を具へて事物を識別する靈魂。34「大和ノ三輪」大和國磯城郡三輪町鎮座の官

幣大社大神神社のことを云ふ。

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳尊高皇產靈尊ノ女栲幡千々姫命ニ相ヒテ饒速日尊、瓊々杵尊ヲウマシメ給フ。吾勝尊葦原ノ中州ニクダリマスベカリシヲ、御子ウマレ給ヒシカバ彼ヲクダスベシト申給ヒテ、天上ニ留リマス。先ツ饒速日ノ尊ヲクダシ給ヒシ時、外祖高皇產靈尊十種ノ瑞寶ヲ授給フ。瀛都鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是也。此尊ハ早ク神サリ給ヒニケリ。凡國ノ主トテハ下シ給ハザリシニヤ。吾勝ノ尊下リ給フベカリシ時ハ、天照太神三種ノ神器ヲ傳給フ。後ニ又瓊々杵尊ニモ授ケマシシニ、饒速日尊ハ是ヲエ給ヘズ。然レバ日嗣ノ神ニハマシマサヌナルベシ。天照太神吾勝尊ハ天上ニ留リ給ヘド、地神ノ第一、二ニカゾヘタテマツル。其始ハ天下ノ主タルベシトテ生レ給ヒシ故ニヤ。

1「栲幡千々姫」栲幡は、楮の皮で織つた布、この神は緋織の業に勝れ給うたが故にこの御名がある。2「相ヒテ」娶り給ひて。3「クダリマスベカリシヲ」お降りになる筈であつた處に、瓊々杵尊がお生れなされたので。4「彼」瓊々杵尊。5「十種ノ瑞寶」即ち十種の神寶に

て、十種は本文に列擧せらるゝ。舊事紀によれば、饒速日尊、天神の命を受けて將にこの國に降らうとせられた時、天神この天璽の瑞寶を授け給ひ、詔して宜はく「若し痛む所あらばこの十種を合せて一二三四五六七八九十といひてゆら／＼と振るべし。然せば死人も蘇生すべし」と。是を鎮魂祭の起原とす。饒速日命の御子宇摩志麻治命の神武天皇即位元年十一月、皇居の裡に鎮魂の式を行ひ、天皇の爲に壽祚を祈り給うたのも、この故事に由る。但しこの事、紀記共にその所傳がない。6「神サリ給ヒニケリ」薨去せられた。7「日嗣ノ神ニハ云々」皇統を継ぎ給ふ神にはおはしまさぬのであらう。

第三代天津彦々火瓊々杵ノ尊、天孫トモ皇孫トモ申ス。皇祖天照太神、高皇產靈ノ尊、イツキメグミマシ／＼テ、葦原ノ中洲ノ主トナシテ、アマクダシ給ハムトス。爰ニソノ國ノ邪神アレテタヤスク下リ給フ事カカカリケレバ、天稚彦ト云フ神ヲ下ノ見セシメ給ヒシニ、大汝ノ女下照姫ニツキテ返リゴト申サズ、ミトセニナリヌ。仍リテ名ナシ雉ヲ遣ノミセラレシヲ天稚彦射殺シツ。其ノ矢天上ニ昇リテ、太神ノ御前ニアリ。血ニヌレタリケレバ、アヤシメ給ヒテナダクダサレシニ、天稚彦新嘗シテフセリケルムネニアタリテ死ヌ。世ニ返シ矢ヲイムハ此故也。更ニ又下サルベキ神ヲエラバレシ時、經津主ノ命ニマヌ。武甕槌神、鹿嶋ノ神、勅ヲ承ケテ下リマシケ

リ。出雲國ニ至リ、ハカセル劔ヲヌキテ地ニツキタテ、其上ニ居テ大汝ノ神ニ太神ノ勅ヲ告ゲ知ラシム。其子都美波八重事代主ノ神、今葛木ノ鳴ニマヌ。相トモニシタガヒヌト申ス。又次ノ子健御名方刀美ノ神、今ノ諏方ノ神ニマヌ。シタガハズシテ、ニダ給ヒシヲスハノ湖マデ攻メラレシカベ隨ヒヌ。カクテ諸ノ惡神ヲバ、ツミナヘ、マツロヘルヲバホメテ、天上ニノボリテ返リゴト申給フ。大物主神、大汝ノ神ハ此國ヲサリヤガテカクレ給フトミユベシ。事代主神相共ニ八十萬ノ神ヲヒキキテ天ニマウツ。太神コトニホメ給ヒキ。宜シク八十萬ノ神ヲ領シテ皇孫ヲマボリタテマツレトテ返シクダシ給ヒケリ。

1「イツキメグミマシマシテ」大切に憐み育て給ひて。2「邪神アレテ云云」當時この國は大國主神が領し給ひしかども、所々に惡しき神があつて、その擾亂甚しかつたので、すでに降りまさんとしたのを一旦中止して、まづ征討の神即ち天稚彦を下し給うたとの意。3「ツキテ返リゴト申サズ」つくは味方になること、天稚彦征討の命を受けてこの國にお下りなされたが、下照姫を娶り、且つ自らこの國の主たらんと欲して、返事を申さなかつた。4「名ナシ雉」神代紀に無名雉とある。名もない雉。一説に古事記に雉名鳴女(きぎしななきめ)とあるにより、自分の名を「きぎしけんけん」と鳴き呼んだによる稱ともいふ。5「アヤシメ給ヒテ云云」怪しく思ひて天上より投下せられたところ。6「新嘗シテフセリケル」新嘗は、

新嘗の祭、新米の出来た頃、その米を神に獻じ、自らも食ふ祭、天稚彦の祭を行ひ、臥つて居られた處へ。7「返シ矢」一度放つた矢を、更に彼方より射返す事、縁起の悪いこととして忌む。8「經津主ノ命、武甕槌神」下總香取神宮、常陸鹿島神宮の祭神、古來武神として崇敬せらる。9「ハカセル劍云云」佩用せられてゐた劍を地上に突立てその劍の鋒に坐せられて。10「健御名方刀美ノ神」頭註に「イ本健御名方ノ神」とあり。11「スハノ湖」信濃國諏訪郡に在る諏訪湖。12「ツミナヘ」罪を定めて刑を行ふこと。13「マツロヘル」歸順した、服從した。14「大物主神」頭註に「大汝ノ命ノ幸魂ヲ大物主ノ神ト申ス今ノミワノ神ニマス事代主ノ神ハ則天上ニ詣給ケレハコトニホメ給大物主ノ神ニハ高皇產靈尊ノ御女ヲナンアハセマシマシケル」とあり。

其後天照太神、高皇產靈尊相計リテ皇孫ヲ下シ給フ。八百万ノ神、勅ヲ承リテ御共ニ仕ウ奉ル。諸神ノ上首三十二神アリ。其中ニ五部ノ神ト云フハ、天兒屋命中臣、天太玉命忌部、天鈿女命猿女、石凝姥命鏡作、玉屋命玉作也。此中ニモ中臣忌部ノ二神ハムネト神勅ヲウケテ、皇孫ヲ助ケ護リ給ヒヌ。三種ノ神寶ヲ授ケマシマス。先ヅ豫皇孫ニ勅ノ曰ク、アシ原ノ千五百秋之瑞穂ノ國ハ是吾子孫可レ主之地也。宜ク爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。又太神御手ニ寶鏡ヲモチ給ヒ皇孫

ニ授ケテ祝ギテ吾兒視ニ此寶鏡ニ當レ猶視吾。可與同レ床、共レ殿以爲齋鏡トノ給フ。八坂瓊ノ曲玉、天ノ叢雲ノ劍ヲ加ヘテ三種トス。又此鏡ノ如クニ分明ナルヲモチテ天下ニ照臨シ給ヘ。八坂瓊ノヒロガレルガ如ク曲妙ヲモチテ天下ヲシロシメセ。神劍ヲ提ゲテハ不レ順モノヲ平ゲ給ヘト勅リマシノケルトゾ。

1「諸神ノ上首三十二神アリ」諸神を率ゐて仕へ奉るべき重立つた神が三十二柱ある。2「五部ノ神」五つの部族を統ぶる神の意。頭註に「イ本云天兒屋根命河内ノ牧岡ノ神今者春日ノ神ニマス大中臣氏ノ祖也天太玉命安房國安房神ニマス齋部ノ氏ノ祖也」とあり。3「ムネト神勅」主として神勅を受けての意、この事は書紀の一書、又古語拾遺に、中臣忌部の二神に「汝二神は同じく殿内に侍ひて防護を爲せ」といふ神勅のあつたことが見えて居る。4「寶祚」は天皇の御位をいひ、天壤は天地のこと、皇位の隆盛にましますことは、天地の窮りないが如く、千萬歳もかはることがないと宣うた御詞。5「吾兒視此寶鏡云々」寶鏡は八咫鏡、齋鏡は齋き祭る御鏡といふ義にて、大御神の御神體とすること。6「八坂瓊ノ曲玉」彌真明の瓊の目赫玉で、光り赫く玉の義ともいひ、又八坂は長きこと、坂は指の股を開いて度つた長さ、八は多いこと、瓊は美玉、曲玉は曲つた形の玉で、それを多く緒に貫いて長い數珠のやうにしたものだともいふ。本書は後に「ひろがれるが如く」とあれば、後説をとられたのであらう。7「八坂瓊ヒロガレルガ如ク云々」八坂瓊の曲玉の長く廣いやうに、行渡らぬ

所なく、和に穩に、靈妙の御心もて下を治め給へとの意。8「勅リマシ〜ケルトゾ」から云ふ詔勅を皇孫に下し給うたといふことである。

此國ノ神慮トシテ皇統一種タマシクマシマスコト誠ニ是等ノ勅リニ見エタリ。三種ノ神器世ニ傳ヘルコト日月星ノ天ニ在ルニ同ジ。鏡ハ日ノ體也。玉ハ月ノ精也。劔ハ星ノ氣也。深キ習ヒ有ルベキニヤ。

抑彼寶鏡ハサキニ注シ侍リシ石凝姥ノ命ノ作給ヘリシ八咫ノ御鏡、八咫ニ口傳有リ。裏書云。説文云。婦人手長八寸謂ニ之咫。周尺也。但今ノ八咫鏡事ハ別口傳アリ。玉ハ八坂瓊ノ曲玉、玉屋ノ命天明玉トモ云フ。作給ヘルナリ。八坂ニモ有ニ口傳。劔ハ素戔嗚命ノエ給ヒテ太神ニ奉ラレシ叢雲劔也。此三種ニツキタル神勅ハ正シク國ヲタモチマスベキ道ナルベシ。鏡ハ一物ヲタクハヘズ、私ノ心ナクシテ万象ヲ照スニ、是非善惡ノ姿アラハレズト云フコトナシ。其姿ニ隨ヒテ感應スルヲ德トス。是正直ノ本源也。玉ハ柔和善順ヲ德トス。慈悲ノ本源也。劔ハ剛利決斷ヲ德トス。智惠ノ本源也。此三德ヲ翕メ受ケズシテハ天下ノ治マランコト誠ニカタカルベシ。神勅明カニシテ詞ツマヤカニ旨廣シ。剩ヘ神器ニアラハシ給ヘリ。最忝ナキ

事ニヤ。中ニモ鏡ヲ本トシ、宗廟ノ正體トアフガレ給フ。鏡ハ明ヲカタチトセリ。心性アキラカナレバ、慈悲決斷ハ其中ニアリ。又正シク御影ヲ移シ給ヒシカバ、深キ御心ヲ留メ給ヒケンカシ。天ニアル物日月ヨリ明カナルハ無シ。文字ヲ制スルニモ日月ヲ明トスト云ヘリ。我神、大日ノ靈ニマシマセバ、明德ヲモテ照臨シ給フ事陰陽ニオキテハカリガタシ。冥顯ニツケテ憑アリ。君モ臣モ神明ノ光胤ヲ受ケ、或ハ正シク勅ヲ受ケシ神達ノ苗裔也。誰カ是ヲ仰ギ奉ラザルベキ。此理ヲ覺リ其道ニタガハズバ内15外典ノ學問モ爰ニ極ルベキニコソ。サレド、此道ノヒロマルベキ事ハ内外典流布ノ力也ト云ツベシ。魚ヲ得ル事網ノ一目ニヨルナレド、衆目ノ力ナケレバ是ヲ得ル事難キ也。應神天皇ノ御代ヨリ儒書ヲヒロメラレ、聖德太子ノ御時ヨリ釋教ヲサカリニシ給ヒシ。是皆權化ノ神聖ニマシマセバ、天照太神ノ御心ヲ受ケテ我國ノ道ヲ廣メ深クシ給フナルベシ。

1「此國ノ神慮トシテ」我が皇室は神胤にましまし、その御系統一筋で正しくあらせらるゝ事は、この神勅にて明らかに知らるゝとの意。2「三種ノ神器」三種の神寶の缺けず、崩れず、この世に存在することは、恰も日月星が天空にかゝつて、常に變らぬのと同じとの意。

3〔鏡ハ日ノ體也云々〕鏡は太陽の形體を摸したるもの、玉は月の精髓を表し、劍は星の氣にならひて、光更に鋭い。今この三種を選んで皇孫に賜うたのは、決して偶然でなく深意のあらせらるゝことであらう。頭註に「イ本云一説ニ同神スサノヲノ命ニ奉シヲ、天照太神傳へ取り給テ吾勝尊ヲ化生シマシノシ玉カトモ云リ、此ニヲハ不可出、皇居ニモ豊受神宮ニモマシマセハイツレヲソレトハ定カタキニヤ」とあり。4〔八咫ニ口傳アリ〕八咫といふ事については、祕説があつて、口づから弟子の者に話す外、容易に書き顯はさぬとの意。すべて口傳とは、祕密の大事を師の口づから弟子に傳ふるをいふ。5〔此三種ニツキタル神勅ハ云々〕この神器につきての神勅（即ちこの鏡の如く分明に云々の一段の神勅）は疑もなく、國家を平安に治め給ふべき方法といふべしとの意。6〔鏡ハ一物ヲタクハヘズ云々〕明かな鏡は、本來の色といふものがないから、それに反映する者は皆、その自然の形を顯はして、是非善惡そのままに見えぬといふことはない。故に先方次第で、どんな事でも自在に相應するのが鏡の持前で、實に正直の根源といふべきである。7〔玉ハ柔和善順ヲ徳トス〕玉はその形圓きを常とし、光和かに溫然として潤ひがある。さればおとなしく柔順なるをその持前とす。これ實に物を慈み慈む本源である。8〔劍ハ剛利決斷ヲ徳トス云々〕劍は剛健にして一揮して亂麻を斷つが如き快さをその持前とすれば、事物の疑を決すべき才智の源である。頭註に「イ本曰内典ニハ空假中ノ三諦トモ云、勝義行願三摩地也トモ云ル、此コトハリヲ詳ニノヘ給ヘルナリ、外典ニ剛柔正直ノ三徳ト云一モ則此心也、仁義禮智信ノ五常トモ云、是ヲハ不

出ト云ヘリ、又云、此外三十二種ノ神物ヲハ相具シメ給ト見ヘタリ」とあり。9〔神勅明カニシテ云々〕神勅の道理が明かに、言語は簡略であるが、その意味は深い。之に加ふるに、その意を神器の上に顯はし示し給ふのは誠に尊き御事と考へ奉るとの意。10〔宗廟ノ正體〕伊勢大神宮の御神體と祭られ給ふことを云ふ。宗廟は普通皇大神宮を指す。11〔又正シク御影ヲ移シ云々〕八咫鏡は上に見えたる如く其の初大御神の御像を摸して造つたものであるから、大御神もこれに深く御心をうつし留め給うたのであらう。12〔日扇ヲ明トス〕明といふ字は日扇に月を書く。13〔陰陽ニオキテ云々〕陰陽も冥顯も共にかげひなた、目に見える現在の事と、目に見えぬ幽冥の事で、いづれにもその徳の勝れてましますこと。14〔君モ臣モ神明ノ光胤ヲ受ケ云々〕上は天皇より、下は臣民に至るまで、いづれも神々の御系統をひき、或は又親ら皇祖の御前にあつて、親しく天壤無窮の勅を承つた神々の子孫でない者はない、されば如何なる人も之を尊崇するは當然の道理であるとの意。光胤は光榮ある血筋、苗裔は子孫。15〔内外典ノ學問〕内典と外典とにて、佛書を内典といひ、之に對して儒書その他の書を外典といふ。吾人の佛學又は儒學をするのも、何の爲めかといはゞ、その目的は畢竟、只上の道理を知り、人の道に違はぬやうにするにあるとの意。16〔サレド此道ノヒロマルベキ事ハ云々〕然れども一方からいへば、佛書、儒書の世に廣く行はるゝによつてこの道理も行はるるものといふべきであるから、この二つのものは相俟つて用をなすともいふべきであるとの意。17〔應神天皇ノ御代ヨリ云々〕應神天皇の御代玉仁が來つて論語及千字文を獻じ、欽明

天皇の御代百濟の聖明王が佛像及び經論を獻じ、推古天皇の御代聖德太子が馬子と謀つて大いに佛法を興隆し給うたことの詳細は後段に見ゆ。18「是皆權化ノ神聖」權化とは神佛が世人を救はんために假に人の姿となつて、この世に生れ道を説き給ふといふ義、即ち應神天皇聖德太子は共に世にすぐれた御方であるから、儒佛の書を弘め給うたのも、大御神の御心を受けて我が國の古道を人心に行き渡らしめ給はんとすの御所業であるとするべきであるとの意。

カクテ此瓊と杵尊天降りマシマシ、ニ、猿田彦ト云フ神參り合ヒテ、是ハイチマテ  
リカマヤキテ目ヲアハスル神ナカリシニ、天ノ細目ノ神行キアヒヌ。皇孫イツクニカ  
イタリマシマスベキト問ヒシカバ筑紫ノ日向ノ高千穂ノ穗觸ノ峯ニマシマスベシ。我  
ハ伊勢ノ五十鈴ノ川上ニイタルベシト申ス。彼神ノ申ノマ、ニ穗觸ノ峯ニアマクダリ  
シテ、シヅマリ給フベキ所ヲ求メラレシニ事勝國勝ト云フ神是モ伊弉諾尊ノ御子、  
又ハ鹽土ノ翁ト云フ。マキ  
リテ吾ガイタル吾田ノ長狭ノ御崎ナンヨロシカルベシト申ケルニ、其所ニ住マセ給ヒ  
ケリ。爰ニ山ノ神大山祇ノ二ノ女アリ。姉ヲ磐長姫ト云フ。是ハ磐石  
ノ神也妹ヲ木花開耶姫  
ト云フ。是ハ花木  
ノ神ナリ。二人ヲ召シ見給フ。姉ハ貞醜カリケレバ返シツ。妹ヲ留給ヒシニ磐

長姫恨ミ嘖リテ、我ヲモメサマシカバ、世ノ人壽永クテ磐石ノ如クアラマシ。只妹ヲ召  
シタレバ、ウメラム子ハ木ノ花ノ如クニ散リ落チナムトトコヒケルニヨリテ人ノ命ハ  
短クナレリトゾ。木ノ花開耶姫召サレテ一夜ニ孕ミヌ。天孫ノアヤメ給ヒケレバ、腹  
立チテ無戸室ヲ造リテ籠居テミヅカラ火ヲ放チシニ、三人ノ御子生レ給フ。焰ノ起リ  
ケルトキ生レマスヲ火闌降ノ命ト云フ。火ノ盛リナリシニ生レマスヲ火明命ト云フ。  
後ニ生レマスヲ火々出見ノ尊ト申ス。此三人ノ御子ヲバ、火モヤカズ、母ノ神モソコ  
ナハレ給ハズ。父ノ神悦ビマシノケリ。此尊天下ヲ治メ給フ事、三十万八千五百三  
十三年ト云ヘリ。自レ是サキ天上ニ留リマス神達ノ御事ハ年序ハカリガタキニヤ。天地  
ワカレシヨリ以來ノ事イクトセヲヘタリト云フ事見エタル文ナシ。抑天竺ノ説ニ人  
壽無量ナリシガ、八万四千歳ニ成リ、自レ其百年ニ一年ヲ減ゾ百二十歳ノ時或ハ百歳  
ト云フ。  
釋迦佛出給フト云ヘル、此佛ノ出世ハ鸕鷀草葺不合尊ノ末ザマノ事ナレバ、神武天皇  
元年辛酉  
佛滅後二百九十年ニアタル。是ヨリ上ヘカゾフベキナリ。百年ニ一年ヲ増シテ是ヲハカルニ、此瓊と杵ノ尊ノ初メツ  
方ハ迦葉佛ノ出給ヒケル時ニヤアタリ侍ラム。人壽二万歳ノ時此佛ハ出給ヒケリトゾ。



1〔チマタノ神〕古事記及び書紀の一書に、猿田彦は天の八衢に立つて、皇孫を迎へたとある所からちまたの神と書いたのであらう。「ちまた」は道股で、道路の幾つにも分れ延びてゐる所。四通八達の街衢のことである。2〔目ヲアハスル神〕まともに相對する神。3〔天ノ鈿目ノ神〕日本書紀には天鈿女命とあり、猿女君の祖とする。古事記には天宇受賣命と記す。御名義「うず」は「おず」に同じく勇猛強悍の意。「め」は女神。天兒屋命、太玉命、石凝姥命、玉祖命と共に所謂天孫降臨供奉五部神の一であること前に記されてゐる。4〔日向ノ高千穂ノ櫛觸ノ峯〕その所在に就いては、今の日向國臼杵郡なる高千穂といふ説と、大隅國始良郡なる霧島山といふ説とがある。櫛觸は靈妙の義。頭註に「或本云櫛觸峯ニアマクマリ」とあり。5〔事勝國勝〕書紀本文に事勝長狭とあり、一書に事勝國勝長狭とあり、又の一書に事勝國勝神は是れ伊弉諾尊の御子で、亦の名は鹽土老翁と云ふとある。6〔吾田ノ長狭ノ御崎〕古事記には笠沙の御崎とあり、書紀には吾田の長屋の笠嶽の御崎とある。今の薩摩國川邊郡加世田港の邊といふ。7〔メサマシカバ〕御召しになつたならば。8〔木ノ花ノ如ク〕木の花は櫻花。生命短く死ぬるをいふ。9〔トコヒケル〕のろうた、呪詛し祈ること。10〔アヤメ給ヒ〕怪み給うた。11〔無戸室〕出入口の無い家屋、皇孫姫を疑ひ給うたので、姫は妊める子が天孫の御子にましまさば、無事に成長せよ、もし然らば火に焼けて滅びよと誓ひて無戸室を造り内から火を放ち給うたとのこと。頭註に「イ本云火ノ酢芹ノ命、火ノ明ノ命」とあり。12〔天竺ノ説〕印度の佛典に説かれる所といふこと。13〔末ザマノ事〕崩御に近

き頃なる故といふ義。14〔迦葉〕迦葉波佛陀の略語、過去七佛として釋迦以前に七佛が順次に世に出現した。その中の第六番目の佛。釋迦の弟子にも迦葉といふ佛あれども、これはそれとは異なる。

第四代彦火々出見尊ト申ス。御兄火ノ闌降命海ノ幸マス。此尊ハ山ノ幸マシケリ。試ニ相カヘ給ヒシニ、各其幸ナカリキ。弟ノ尊ノ弓箭ニ、兄ノ命ノ釣鈎ヲカヘ給ヘリシヲ、弓箭ヲバ返シツ。弟ノ尊鈎ヲ魚ニクハレテ失給ヒケルヲアナガチニセメ給ヒシニ、セムスベナクテ、海邊ニサマヨヒ給ヒキ。塩土翁此神ノ事サキニミユ。參リ合ヒテアハレミ申シテ、ハカリト籌ヲ廻シテ、海神綿積命、小童トモノ所ニ送リツ。其女ヲ豐玉姫ト云フ。天神ノ御孫ニメデ奉リテ、父ノ神ニ告ゲテ留メ申シツ。遂ニ其女トアヒスミ給フ。ミトセバカリアリテ、故郷ヲオボス御氣色アリケレバ、其女父ニ云合セテ皈シ奉ル。大小ノイロクヅヲツドヘテ問ヒケルニ、10クシメ口女ト云フ魚病アリトテ見エズメ召出ヅレバ其口ハレタリ。是ヲ探リシニ、失セニシ鈎ヲ探リ出ヅ。一ニハ赤女ト云フ。又此魚ハナ海神イマシメテ口女今ヨリ鈎エクフナ。又天孫ノ饌ニマケルナト含メケル。亦海神干珠満珠ヲ奉リテ兄ヲシタガヘ給フベキカタチヲ教ヘ申シケリ。サテ故郷ニ歸リマシテ、

鈎ヲ返シツ。滿珠ヲ出シテネギ給ヘバ鹽滿チ來テ、兄コノカミナホ溺レヌ。惱サレテ、俳優ノ民ト  
 成ラントチカヒ給ヒシカバ、干珠ヲ持チテ鹽ヲシリゾケ給ヒキ。是ヨリ天日嗣ヲ傳ヘ  
 マシ／＼ケル。海中ニテ豐玉姬妊給ヒシガ、産期ニ至ラバ海邊ニ産屋ヲ作りテ待チ給  
 ヘト申シキ。果シテ其妹玉依姬ヲ率キテ海邊ニ行合ヒヌ。屋ヲ作りテ鸕鷀ノ羽ニテフ  
 カレシガ、葺キモアヘズ、御子生給フニヨリテ、ウガヤフキアヘズノ尊ト申ス。亦産  
 屋ヲウブヤト云フ事モウノ羽ヲフキケルユエ也トナン。サテモ産ノ時見給フナト契リ  
 申シシヲ、ノゾキテ見マシケレバ龍ニ成リヌ。恥ヂ恨ミテ我ニ恥見セ給ハズバ、海陸  
 ラシテ相カヨハシ、隔ツル事無カラマシトテ御子ヲ弃置キテ海中へ歸リヌ。後ニ御子  
 ノキラ／＼シクマシマス事ヲ聞キテアハレミアガメテ、妹ノ玉依姬ヲ奉リテ養ヒマキ  
 ラセケルトゾ。此尊天下ヲ治給フ事六十三万七千八百九十二年ト云ヘリ。震旦ノ世ノ  
 始ヲ云ヘルニ、万物混沌トシテ相離レズ。是ヲ混沌ト云フ。其後輕清物ハ天トナリ、  
 重濁オモクニシレル物ハ地トナリ、中和ノ氣ハ人トナル。是ヲ三才ト云フ。是マデハ我國ノ始マリ  
 ナリ。其始ノ君盤古氏。天下ヲ治ムルコト一万八千年。天皇、地皇、人皇ナド云フ王相

續シテ九十一代、一百八万二千七百六十年。サキニ合セテ一百十萬七百六十年也。一説  
 ニハアキラカナラズ。廣雅ト云フ書ニハ開闢ヨリ獲麟ニ至ルマデ二百七十六万歳トモ云フ。獲麟  
 トハ孔子ノ在世、魯ノ哀公ノ時也。日本ノ懿德ニ當ル。然者、盤古ノ始ハ此尊ノ御代  
 ノ末ツ方ニ當ルベキニヤ。此尊天下ヲ治給フ事六十三万七千八百九十二年也。

- 1「海ノ幸山ノ幸」幸とは身の爲に吉事をいふ。海の幸は海にて諸の魚を得ること、山の幸は山で諸の獸を得ること。2「試ニ相カヘ給ヒ」或る時かねて各得意とする釣針と弓箭とを試にお換へなされた所が、いづれも獲物のなかつたのみならず、彦火々出見尊は兄の釣針を失ひなされた。3「アナガチニ」無理に。4「セムスベナクテ云々」仕方なく海邊の方にさまよつて居られた。頭註に「或本云尊ハキ給ヘルタチヲ針ニ作りテ箕ニ入レテ奉レシヲ猶腹立テ取給「ハサリ」シカバ」とあり。5「塩土翁」鹽土老翁とも書く。海事に詳しい人の意。6「メデ」いづくしむ、愛すること。7「アヒスミ給フ」妃として同棲せられた。8「云合セテ云々」相談して本國にお還りになるやうにせられた。9「イロクヅ」鱗のことより轉じて魚のこと。うろくづ。之を集められたのである。10「口女」古事記には赤海鯽魚とあり、書紀には赤女とあつて、註に「赤女鯛也」とある。11「饌ニマキルナ」めしあがりものになるな。12「ネギ」祈る、願ふ。13「俳優ノ民」滑稽な業をして慰に供する人をいふ。14「産屋ヲ

作りテ云々」産屋は出産の爲めに特に造つた家、産屋を造るは我が古俗の一。鷓鴣草葺不合尊の御名義は、産屋の屋根を葺き終らぬ間に御誕生ありし意。頭註に「或本云豊玉姫フシマロビ給トテ龍ニ成リヌ又云御子ヲハ草ニツ、ミテ海邊ニ並テ去ト云一説アリ」とあり。15「海陸ヲシテ相カヨハシ」是までのやうに陸上と海上と自由に交通するやうに出来たらうにの意。16「キラ／＼シク」容貌のうるはしきこと。17「万物混沌」混沌の意義に就いては前述した。鷓鴣冠子にも「兩儀未分、其氣混沌」とある。18「中和ノ氣」輕くもなく重くもなく中庸を得た和やかな氣。19「三才」天地人の三つをいふ。20「廣雅」魏の張揖の著せる書。21「獲麟」春秋に「哀公十四年春、西狩獲麟」とあるので、獲麟までとは、魯の哀公十四年までの意、日本の懿德天皇の三十二年に當る。

第五代、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊ト申ス。御母豊玉姫ノ名ケケル御名也(御姨玉依姫ニ嫁ギテ四ハシラノ御子ヲ生マシメ給フ。彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊ト申ス。磐余彦尊ヲ太子ニ立テ、天日嗣ヲナムツガシメマシ／＼ケル。此神ノ御代七十七万餘年ノ程ニヤ、唐三皇ノ初、伏羲ト云フ王アリ。次ニ神農氏、次ニ軒轅氏、三代合セテ五万八千四百四十二年。一説ニハ一万六千八百二十七年。然ラ言ノ新古今ノ序ヲ書クニ伏羲皇德ヲ基トシテ四十万年ト云ヘリ。何レノ説ニヨレル

ニカオボツカナキ事也。其後ニ少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯也、有虞氏舜也ト云フ五帝アリ。合セテ四百三十二年。其次ニ夏殷周ノ三代アリ。夏ニハ十七主、四百三十二年、殷ニハ三十主、六百二十九年。周代トナリテ第四代ノ主ヲ昭王ト云ヒキ。其廿六年甲寅ノ年マデハ、周起リテ一百廿年、此年ハ葺不合尊ノ八十三万五千六百六十七年ニ當レリ。今年天竺ニ釋迦佛出世シマシマス。同ジキ八十三万五千七百五十二年ニ佛御年八十二テ入滅シマシ／＼ケリ。唐ニハ昭王ノ子穆王ノ五十三年壬申ニ當レリ。其後二百八十九年アリテ庚申ニ當ル年此神隱レマシマス。惣ベテ天下ヲ治給フ事八十三万六千四十三年ト云ヘリ。自レ是上ツカタヲ地神五代トハ申ス也。二代ハ天上ニ留リ給フ。下三代ハ西州ノ宮ニテ多クノ年ヲ送りマシマス。神代ノ事ナレバ其行迹タシカナラズ。葺不合尊八十三万餘年マシ／＼シニ、其御子磐余彦尊ノ御代ヨリ俄ニ人皇ノ代トナリテ曆數モ短ク成リニケル事疑フ人モ有ルベキニヤ。サレド、神道ノ事オシテハカリガタシ。誠ニ磐長姫ノ詛ヒケルマ、壽命モ短クナリシカバ神ノ振舞ニモカハリ、ヤガテ人ノ代ト成リヌルカ。天竺ノ説ノ如ク、次第アリテ、滅ジタリトハ見エズ。

又百王マシマスベシト申シヌル、十<sup>9</sup>ノ百ニハアラザルベシ。窮マリナキヲバ百ト云ヘリ。百官百姓ナンド云フニテ知ルベシ。昔皇祖天照太神、天孫尊ニ御勅セシニ寶祚<sup>アマツヒシ</sup>之隆<sup>ノサカユマシ</sup>當<sup>ト</sup>與<sup>ト</sup>天壤<sup>アメノチ</sup>無<sup>ク</sup>窮<sup>ム</sup>トアリ。天地モ昔ニカハラズ、日月モ光ヲ不<sup>レ</sup>改<sup>ム</sup>。況ンヤ三種ノ神器世ニ現存シ給ヘリ。窮リ有ルベカラザルハ我國ヲ傳フル寶祚也。仰テタフトビ奉ルベキハ日嗣ヲ受給フスベラギニナムオハシマス。

1〔四ハシラノ御子〕頭註に「イ本云四柱ハ彦五瀬ノ命、稻飯ノ命ニ毛入野命嗣神日本盤余彦命」とあり。2〔新古今ノ序ヲ書ク〕新古今集の漢文序に「伏犧基ニ皇徳ニ而四十萬年、異域自雖<sup>レ</sup>觀ニ聖造之書史ニ焉云々」とあるを指す。3〔入滅〕滅度に入ること、此では死ぬこと。4〔西州ノ宮〕西國にある宮、即ち瓊々杵尊は笠沙宮、彦火々出見尊、葦不合尊は高千穂宮。5〔行迹タシカナラズ〕事蹟が明かでない。6〔曆數〕年數と云ふに同じ。7〔磐長姫ノ云々〕一説として見るべきである。8〔百王マシマスベシ〕當時の俗説と見えて、愚管抄にも「人代トナリテ、神武天皇ノ以後百王トキコユル。既ニ殘少ク八十四代ニモナリニケル」などに見えて居るが斷じて據るべきでない。9〔十々ノ百〕十を十倍した百といふ限定された數でなく、無限大をいうたのであるとの意。これ親房の卓見である。10〔日嗣ヲ受給フスベラギ〕皇位を繼承して天下をすべしらしめす君といふ意。

## 神皇正統紀 二

1 人皇第一代神日本磐余彦<sup>カムヤマトイハレヒコノ</sup>天皇ト申ス。後ニ神武ト名付ケ奉ル。地神鷓鴣草葺不合尊<sup>2</sup>第四ノ子。御母玉依姫、海神小童第二女也。伊弉諾尊ニハ六世、大日靈尊ニハ五世ノ天孫ニマシマス。神日本磐余彦ト申スハ神代ヨリノ大和詞也。神武ハ中古ト成リテモ<sup>3</sup>ロコシノ詞ニヨリテ定メ奉ル御名也。又此御代ヨリ代ゴトニ宮所移シテ其所ヲ名付ケ<sup>4</sup>テ御名トス。此天皇ヲバ橿原ノ宮ト申ス是也。又神代ヨリ至<sup>5</sup>リテ尊キヲ尊ト云ヒ、其次ヲ命ト云フ。人ノ代ト成リテハ天皇トモ號シ奉ル。臣下モ朝臣宿禰臣ナド云フ號出<sup>6</sup>デキニケリ。神武ノ御時ヨリ始レル事也。上古ニハ尊トモ命トモ兼ネテ稱シケルト見<sup>7</sup>エタリ。世下リテハ天皇ヲ尊ト申ス事モ見エズ、臣ヲ命ト云フ事モナシ。古語ノ耳ナ<sup>8</sup>レズナレル故ニヤ。此天皇御年十五ニテ太子ニ立チ、五十一ニテ父ノ神ニ替リテ、皇位ニハツカシメ給フ。今年辛酉ノ歲也。筑紫日向ノ宮崎ノ宮ニオハシマシケルガ、<sup>9</sup>兄ノ神達及ビ皇子群臣ニ勅シテ、東征ノ事アリ。此大八洲ハ皆是王地也。神代幽昧ナ<sup>10</sup>

リシニヨリテ、西偏ノ國ニシテ、多クノ年序ヲ送ラレケルニコソ。天皇舟楫ヲト、ノヘテ甲兵ヲアツメテ、大日本洲ニ向給フ。ミチツイデノ國々ヲ平ゲ大和ニ入りマサントセシニ、其國ニ天ノ神饒速日尊ノ御末宇麻志間見命ト云フ神アリ。外舅ヲ長髓彦ト云フ。天神ノ御子兩種タ、ンヤトテ軍ヲ起シテフセギ奉ル。其軍強クシテ皇軍シベシバ利ヲ失フ。又邪神毒氣ヲフキシカバ、士卒皆病伏リケル。コ、ニ天照太神健甕槌神ヲメシテ、葦原ノ中洲ニサハグオトス。汝往キテ平ゲヨトミコトノリシ給フ。健甕槌神申給ヒケルハ、昔國ヲ平ゲシ時ノ劍有リ。彼ヲクダサバ、自ラ平ギナント申シテ、紀伊國名草村ニ高倉下命ト云フ神ニ示シテ此劍ヲ奉リケレバ、天皇悅給ヒテ、士卒ノヤミフセリケルモ、皆オキヌ。又神魂ノ命ノ孫武津之身命大鳥ト成リテ、軍ノ御サキニ仕フマツル。天皇ホメテ八咫鳥ト號シ給フ。金色ノ鳴クダリテ皇ノ弓ノハズニキタリ。其光テリカマヤケリ。依レ之皇軍大ニ勝チヌ。

1〔人皇〕神代に對して、人の代となつての天皇といふ意。2〔地神〕高天原にまします神を天神と申すに對し、この國に生れ、この國にまします神を地神と申す。3〔神代ヨリノ大和詞〕神代から傳つた邦訓であるとの義、こは漢土の例にならつて、字音の諡を奉つたのに對

して、かく斷はられたのである。4〔神武ハ中古ト成リテ云々〕書紀の私記によるに、神武天皇以下歴代の御諡は、桓武天皇の御代、淡海三船が勅を奉じて撰し奉つたよしに云へど、文武天皇の御代淡海公藤原不比等、神武以下の御諡をば撰し奉れるよしにも見ゆ。されど、之に就いては、普通不比等は神武以下文武以前の御諡を定め奉り、それ以下は淡海三船の撰し奉れるものならんと解釋して居る。5〔其所ヲ名付ケテ御名トス〕その宮所の名を以て御代の稱ともした。6〔至リテ尊キヲ云々〕書紀の註に「至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等也」と見えて書紀撰修の際に於ける區別である。7〔古語ノ耳ナレズナレル故ニヤ〕古語が聞きなれぬやうになつた爲でもあらう。8〔今年辛酉ノ歲〕橿原にて即位し給うた年。9〔宮崎ノ宮〕今の日向國宮崎郡にて官幣大社宮崎神宮がある。10〔幽昧〕かすかにくらいこと。11〔宇麻志間見命〕日本書紀三には「有天神之子、號曰櫛玉饒速日命、娶三炊屋媛、遂有兒息、名曰可美真手命」とある。12〔天神ノ御子兩種タ、ンヤ〕長髓彦は天神の御子なる饒速日命を奉じて居る故、決して他に天神の御血統はないと信じて居つたのに、今神武天皇、又天神の御子と稱して來給うたので、かく疑つたのである。13〔邪神毒氣ヲフキ〕之は紀伊の熊野での事。14〔八咫鳥〕大きな鳥の意。15〔金色ノ鳴〕金色して光り輝ける鴉が、天皇の御弓の先に止つたので賊軍の眼がくらんで退いた事をいふ。日本書紀には、金色靈鴉と見える。

宇麻志間見命其舅ノヒガメル心ヲシリテタバカリテ敏シツ。其軍ヲヒキキテ隨ヒ申シニケリ。天皇甚ダホメマシクテ天ヨリ降<sup>ル</sup>神劍ヲ授ケテ、其大勳ニ答フトゾノ給ハセケル。此劍ヲバ豐布都ノ神ト號ス。始ハ大和ノ石ノ上ニマシクキ。後ニハ、常陸ノ鹿島ノ神宮ニマシマス。彼宇麻志間見命又饒速日ノ尊天降<sup>リ</sup>マセシ時、外祖高皇產靈ノ尊授給ヒシ十種ノ瑞寶ヲ傳ヘモタリケルヲ天皇ニ奉ル。天皇鎮魂ノ瑞寶ナリシカバ、其祭ヲ始メラレニキ。此寶モ即宇麻志間見ニ預ケ給ヒテ、大和ノ石上ニ安置ス。又ハ布留ト號ス。此瑞寶ヲ一ツツヨビテ、咒文ヲシテフルコトアルニヨレル成ルベシ。カクテ天下平ギニシカバ、大和國橿原ニ都ヲ定メテ宮作りス。其制度天上ノ儀ノゴトシ。天照太神ヨリ傳ヘ給ヘル三種ノ神器ヲ大殿ニ安置シ、床ヲ同ジクシマシマス。皇宮神宮一ナリシカバ、國々ノ御ツギ物ヲモ齋藏ニ納メテ、官物神物ノワイダメナカリキ。天兒屋根命ノ孫天種子命、天太玉命ノ孫天富命專ラ神事ヲツカサドル。神代ノ例ニコトナラズ。又靈時<sup>10</sup>ヲ鳥見山ノ中ニタテ天神地祇ヲマツラシメ給フ。此御代ノ始メ、辛酉ノ年、モロコシノ周ノ代第十七代ニ當ル君、惠王ノ十七年也。五十七年丁巳

ハ周ノ廿一代ノ君、定王ノ三年ニ當レリ。今年老子誕生ス。是ハ道教ノ祖也。天竺ノ釋迦如來入滅シ給ヒシヨリ元年辛酉マデハ二百九十年ニ成レルカ。此天皇天下ヲ治給フ事七十六年、一百廿七歳オハシキ。

1〔ヒガメル心〕ねぢけたかたくなな心。2〔タバカリテ〕計らつて。3〔豐布都ノ神〕別名を佐土布都神、豐布都神、布都御魂ともいふ。大和國山邊郡丹波市町鎮座官幣大社石上神宮に齋き祀る。鹿島神宮に移し奉つたことは確かな物には見えぬ。4〔其祭ヲ始メラレニキ〕即ち鎮魂の祭を始められた。鎮魂祭とは天皇の御魂を鎮安し、御世の長久を祈り奉る祭。5〔布留ト號ス〕石上神宮のことを又布留の社ともいふとの意。6〔此瑞寶〕舊事本紀に據れば、「宇麻志麻治命奉齋殿内於天璽瑞寶、奉爲帝后、崇鎮御魂、祈禱壽祚、所謂御鎮魂祭自レ此而始矣、凡厥天瑞、謂宇麻志麻治命先考饒速日尊、自天受來天璽瑞寶十種是矣、」とあつて、鎮魂祭は起源をこゝに發するとせられる。7〔其制度天上ノ儀ノゴトシ〕橿原の宮殿の結構が、すべて高天原の皇居の通りである。8〔御ツギ物〕人民より貢進する物。9〔齋藏〕いみ清めた藏の意。こゝに供神の料も供御の料も併せ納めた。10〔靈時〕鳥見山ノ中ニタテ靈時は祭場、「マツリノニハ」と讀む。鳥見山に就いては大和國磯城郡櫻井・宇陀郡等にその地を求むる説ありて未だ詳かでない。書紀によるに、四年二月鳥見山中に祭場を設け、其の地を上小野榛原下小野榛原と號けて、皇祖天神を祭り給うた事が見ゆ。11〔道教〕支那の民

族宗教、老子を開山と稱す。

第二代綏靖天皇 コレヨリ<sup>1</sup>和語ノ尊號ヲバノセズ。 神武第二御子。御母ハ韃五十鈴姫、事代主ノ神ノ女也。父ノ天皇隠レマシテミトセアリテ即位シ給フ。庚辰ノ年也。本和葛城高岡ノ宮ニマシマス。卅一年庚戌年、モロコシノ周ノ廿三代ノ君靈王ノ廿一年也。コトシ孔子誕生ス。自<sup>リ</sup>是七十二年マデオハシケリ。儒教ヲヒロメラル。此道ハ昔ノ賢王、唐堯、虞舜、夏ノ始ノ禹、殷ノ始ノ湯、周ノ始ノ文王、武王、周公ノ國ヲオサメ民ヲナデ給ヒシ道ナレバ、心ヲ正シク、身ヲ直クシ、家ヲオサメ、國ヲオサメテ、天下ニオヨボスヲ宗トス。サレバコトナル道ニハアラネドモ、末ノ代ト成リテ人不正ニナレルユエニ、其道ヲオサメテ儒ノ教ヲ立テラル、也。天皇天下ヲ治給フ事三十三年、八十四歳オハシマシ〜キ。

1「和語ノ尊號」神倭磐余彦命といふ類。2「第二ノ御子」頭註に「或本綏靖神武三子。」とあり。3「高岡ノ宮」大和國南葛飾郡に在つた。4「宗トス」修身齊家より起つて治國平天下に至る意。字義は、主眼とすること。5「コトナル道ニハアラネドモ」孔子の道は決してかはつたむづかしい道ではないけれども。6「末ノ代云々」末代に至り人心が不正になつたに

より、之を教化するために特にその道を立て、天下に施したとの意。

第三代安寧天皇ハ綏靖第二ノ御子。御母五十鈴依姫、事代主ノ神ノオトムスメ也。癸丑ノ年即位。大和ノ片鹽浮穴宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事卅八年、五十七歳オハシマシ〜キ。

第四代懿德天皇ハ安寧第二ノ御子。御母淳名底仲媛、事代主ノ神ノ孫也。辛卯ノ年即位。大和ノ輕ノ曲峽ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事卅四年、七十七歳オハシマシキ。

第五代孝昭天皇ハ懿德第一ノ御子。御母天豐津姫、息石耳命ノ女也。父天皇隠レマシテ、一年アリテ、丙寅ノ年即位。大和掖ノ上池心ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事八十二年。百十四歳オハシマシキ。

第六代孝安天皇ハ孝昭第二ノ御子。御母世襲足姫、尾張ノ連ノ上祖、瀛津世襲ノ女也。乙丑ノ年即位。大和秋津嶋ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事一百二年。百廿歳オハシマシ〜キ。

1〔癸丑ノ年〕紀元百十三年。2〔片鹽浮穴宮〕大和國北葛城郡に在つた。3〔辛卯ノ年〕紀元百五十一年。4〔輕ノ曲峽ノ宮〕大和國高市郡に在つた。5〔丙寅ノ年〕紀元百八十六年。6〔掖ノ上池心ノ宮〕大和國南葛城郡に在つた。7〔乙丑ノ年〕己丑を正しとす。紀元二百六十九年。8〔秋津嶋ノ宮〕大和國南葛城郡に在つた。

第七代孝靈天皇ハ孝安ノ太子。御母姉押姫、天足彥國押人命ノ女也。辛未<sup>1</sup>ノ年即位。大和ノ黑田廬戸ノ宮ニマシマス。卅六年丙午ニ當ル年、唐ノ周ノ國滅ビテ秦ニウツリキ。四十五年乙卯、秦始皇即位。此始皇仙方ヲ好ミテ、長生不老ノ藥ヲ日本ニ求ム。三皇五帝ノ遺書ヲ彼國ニ求メシニ、始皇悉ク是ヲ送ル。其後三十五年アリテ、彼國ノ書ヲ燒キ、儒ヲウヅミケレバ、孔子ノ全經日本ニ留ルト云ヘリ。此事異朝ノ書ニ載セタリ。我國ニハ神功皇后三韓ヲ平ゲ給ヒシヨリ、異國ニ通ジ、應神ノ御代ヨリ經史ノ學傳レリトゾ申シ習ハシタル。孝靈ノ御時ヨリ此國ニ文字アリトハキカ又事ナレド、上古ノ事ハタシカニ註シ留メザルニヤ。應神ノ御代ニ渡レル經史ダニモ今ハ見エズ。聖武ノ御時吉備大臣入唐シテ傳ヘタリケル本コソ流布シタレバ、此ノ御代ヨリ傳ヘケンコトモ強チニ疑フマジキニヤ。凡此國ヲバ君子不死ノ國トモ云フ也。孔子代

ノ亂レタル事ヲ歎キテ、九夷ニヲラムトノ給ヒケル。日本ハ九夷ノ其一ナルベシ。異國ニハ此國ヲバ東夷トス。此國ヨリハ又彼國ヲモ西蕃ト云ヘルガ如シ。四海ト云フハ、東夷、南蠻、西羌、北狄也。南ハ蛇ノ種ナレバ、虫ヲシタガヘ、西ハ羊ヲノミ飼フナレバ羊ヲシタガヘ、北ハ犬ノ種ナレバ、犬ヲシタガヘタリ。タゞ東ハ仁アリテ命ナガシ。ヨリテ大弓ノ字ヲシタガフト云ヘリ。

裏書云。夷。說文曰。東方之人也。从レ大从レ弓。仁氏曰。唯東夷从レ大从レ弓。笑筭椽氏曰、東笑夷筭。仁而壽。有君子不死之國云。仁而壽。未合弓字之義。弓者以レ近窺レ遠也云。若取此義一歟。

孔子ノ時スラコナタノ事ヲ知り給ヒケレバ、秦ノ代ニ通ジケンコトアヤシムニタラヌコトニヤ。此天皇天下ヲ治給フ事七十六年。百十歳オハシマシノキ。

1〔辛未ノ年〕紀元三百七十一年。2〔黑田廬戸ノ宮〕大和國磯城郡に在つた。3〔仙方ヲ好ミ〕長命を願ひ仙術を愛した。4〔三皇五帝〕三皇とは伏羲、神農、黄帝をいひ、五帝とは少昊、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜をいふ。5〔吉備大臣〕吉備眞備。6〔君子不死ノ國〕後漢書東夷傳に「王制云、東方曰夷、夷者柢也、言仁而好生、萬物柢生而出、故天性柔順、易以



道御、至有君子不死國焉、と見える。7〔孔子代ノ亂レタル事ヲ歎キテ云々〕論語子罕篇に「子欲居九夷、或曰陋如之何、子曰、君子居之、何陋之有」とあるのをいふ。  
8〔九夷〕玄菟、樂浪、高麗、蒲飾、鳧吏、索豕、東屠、倭人、天鄙をいふ。9〔南ハ蛇ノ種云々〕蠻羌狄夷の字義についての説明である。10〔大弓ノ字〕夷の字は大と弓とより成る。

第八代、孝元天皇ハ孝靈ノ太子。御母細媛、磯城縣主ノ女也。<sup>1</sup>丁亥ノ年即位。大倭ノ輕ノ境原ノ宮ニマシマス。九年乙未ノ年、モロコシノ秦滅シテ漢ニウツリキ。此天皇天下ヲ治給フ事五十七年。百十七歳オマシ〜キ。

1〔丁亥ノ年〕紀元四百四十七年。2〔輕ノ境原ノ宮〕大和國高市郡に在つた。

第九代、開化天皇ハ孝元第二ノ御子。御母鬱色謎姫、穗積ノ臣ノ上祖鬱色雄命ノ妹也。<sup>1</sup>甲申ノ年即位。大和ノ春日率川ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事六十年。百十五歳オマシ〜キ。

1〔甲申ノ年〕紀元五百四年。2〔春日率川ノ宮〕大和國奈良市内率川の邊かといふ。

第十代、崇神天皇ハ開化第二ノ御子。御母伊香色謎姫、<sup>始ハ孝元ノ妃トシテ彦大忍信命ヲウム。</sup>大綜麻杵

命ノ女也。甲申ノ年即位。大和磯城ノ瑞籬ノ宮ニマシマス。此御時神代ヲ去ルコト、世ハ十繼、年ハ六百餘ニナリヌ。ヤウヤク神威ヲ恐給ヒテ、即位六十六年己丑年<sup>神武元</sup>ヨリ此己丑マデ<sup>年辛酉</sup>ハ六百廿九年也。神代ノ鏡造石凝姥ノ神ノハツコヲメシテ、鏡ヲウツシ鑄セシメ、天目一箇ノ神ノハツコヲシテ、劔ヲ作ラシム。大和ノ宇陀郡ニシテ、此兩種ヲ移シ改メラレキ。是ヲ護身ノ璽トシテ、同殿ニ安置ス。神代ヨリノ寶鏡及ビ靈劔ヲバ、皇女豐鋤入姫命ニ付ケテ大和ノ笠縫ノ邑ト云フ所ニ神籬ヲタテ、アガメ奉ラル。是ヨリ神官皇居各別ニナレリキ。其後大神ノヲシヘアリテ、豐鋤入姫命神體ヲ頂戴シテ所ニ廻リ給ヒケリ。十年ノ秋、大彥命ヲ北陸ニ遣シ、武渟河別命ヲ東海ニ遣シ、吉備津彥命ヲ西道ニ、丹波道主命ヲ丹波ニ遣ス。共ニ印綬ヲ給ヒテ將軍トス。<sup>將軍ノ名始</sup>メテミユ。天皇ノ叔父武埴安彥命、朝廷ヲカタブケムトハカリケレバ、將軍等ヲトドメテ先ヅ追討シツ。冬十月將軍發路ス。十一年ノ夏四道將軍戎夷ヲ平ゲヌル由復命ス。六十五年ノ秋、任那ノ國使ヲ差シテ、御ツギヲ奉ル。<sup>筑紫ヲ去ルコト</sup>二千餘里ト云フ。天皇天下ヲ治給フ事六十八年。百廿歳オマシ〜キ。

1〔甲申ノ年〕紀元五百六十四年。2〔磯城ノ瑞籬ノ宮〕大和國磯城郡に在つた。3〔ハツコ〕血すぢの末、子孫、裔孫。4〔大和ノ宇陀郡〕大和國宇陀郡の地で鏡劔を摸造せしめられた。5〔笠縫ノ邑〕大和國磯城郡磯城村の邊か。6〔神籬〕神靈の宿る所として清淨の土地を選び周圍に常磐木を樹て以て神居としたるもの、こゝでは社殿の意。7〔大彥命、武渟河別命、吉備津彥命、丹波道主命〕大彥命は孝元天皇の皇子、武渟河別命は大彥命の子、吉備津彥命は孝靈天皇の皇子、道主命は開化天皇の皇子彦坐王の子で、いづれも皇族である。世に之を四道將軍といふ。8〔西道〕今の山陽道地方。9〔丹波〕今の山陰道地方。10〔印綬〕將軍の印に授くる緒、併しこれは支那の制であるからこゝは唯漢文流に書かれたのであらう。11〔朝廷ヲカタブケム〕朝廷を覆す。

第十一代、垂仁天皇ハ崇神第三ノ御子。御母御間城姫、大彥命ノ女也。壬辰ノ年即位。大和卷向ノ珠城宮ニマシマス。此御時、皇女大和姫命、豐鋤入姫ニカハリテ天照太神ヲイツキ奉ル。神ノ教ニヨリテ、猶國々ヲメグリテ、廿六年丁巳冬十月甲子ニ伊勢國度會郡五十鈴河上ニ宮所ヲシメ、高天原ニ千木高知リ、下都磐根ニ大宮柱太敷立テテシヅマリマシクヌ。此所ハ昔天孫アマクダリ給ヒシ時、猿田彥神マキリアヒテ、我ハ伊勢國狹長田ノ五十鈴河上ニ至ルベシト申シケル所也。大和姫命宮所ヲ尋給

ヒシニ、大田命ト云フ人又ハ興玉ト云フ也。マキリアヒテ、此所ヲ教ヘ申シキ。此命ハ昔ノ猿田彥神ノ苗裔也トゾ。彼河上ニ五十ノ金鈴、天上ノ圖形ナドアリ。天ノ逆戈モ此所ニアリキト云フ一説アリ。八万歳ノ間マボリアガメ奉リキトナム申ス。カクテ中臣ノ祖大鹿嶋ノ命ヲ祭主トス。又大幡主ト云フ人ヲ大神主ニナシ給フ。是ヨリ皇太神トアガメ奉リ、天下第一之宗廟ニマシマス。此天皇天下ヲ治給フ事九十九年。一百四十歳オマシクキ。

1〔壬辰ノ年〕紀元六百三十二年。2〔卷向ノ珠城宮〕大和國磯城郡纏向村穴師の邊に在つた。3〔神ノ教ニヨリ〕天照大神の御神教によつての意。4〔高天原ニ云々〕宮殿を莊嚴に造つた時の稱へ詞である。高天の原は天のこと、千木は破風の兩端に交又せる木、高知りては高き出ること。下都磐根は地下の磐石、太敷立ては太く丈夫に建てること。即ち宮殿の千木は天空高く聳えて甚だ莊嚴であり、宮柱は丈夫に地磐に突き建つて、しつかりして居る意。5〔此所ハ云々〕この事は已に前に出づ。狹長田は地名。6〔祭主〕神宮の祭主となされたこと。中臣は神祭を職とする部族。7〔大神主〕往古。皇大神宮に奉仕したる神官の稱、大幡主命を始めとす。天武天皇の御代大神主を改めて禰宜と稱せられた。8〔宗廟〕支那で天子の祖先の靈を祀る廟をいふ稱。之を大神宮の御上に當て奉るのは、適當でないといはれてゐる。

第十二代、景行天皇ハ垂仁第三ノ子。御母日葉洲媛、丹波道主ノ王ノ女也。辛未

ノ年即位。大和纏向日代宮ニマシマス。十二年ノ秋、熊襲日向ニアリソムキテミツギ奉ラズ。八月ニ天皇筑紫ニ幸シテ、是ヲ征シ給フ。十三年夏悉ク平ゲテ、高屋ノ宮ニマシマス。十九年秋筑紫ヨリ還給フ。廿七年秋熊襲又反イテ邊境ヲオカシケリ。皇子小碓尊、御年十六、オサナクヨリ雄略ノ氣マシテ、容貞魁偉、身長一丈、力能ク鼎ヲアゲ給ヒシカバ、熊襲ヲウタシメ給フ。冬十月ニヒソカニ彼國ニ至リ、謀ヲモテソノ梟帥取石鹿文ト云フモノヲ殺シ給フ。梟帥ホメタテマツリテ日本武ト名ツケ申シケリ。悉ク餘黨ヲ平ゲテ返リ給フ。所ニシテアマタノ惡神ヲ敏コシツ。廿八年ノ春歸給ヒケリ。天皇此功ヲホメテメグミ給フ事諸子ニ異也。四十年ノ夏、東夷オホクソムキ、邊境サハガシカリケレバ、又日本武ノ皇子ヲ遣ス。吉備武彦、大伴武日ヲ左右ノ將軍トシテアヒソヘシメ給フ。十月ニ枉道7シテ伊勢ノ神宮ニ詣デ、大倭姫ノ命ニマカリ申シ給フ。彼命神劍ヲサツケテ、ツ、シメ、ナオコタリソトヲシヘ給ヒケル。駿河日本紀說。或ハ相模古語拾遺說。ニ至ルニ、賊徒野ニ火ヲツケテ害シタテマツラム事ヲハカリケリ。火ノ勢マヌカレガタカリケルニ、ハカセル藁雲劍ミツカラヌケテカタハラノ草ヲナギ拂

フ。是ニヨリ名ヲ改メテ草薙劍ト云フ。又火ウチヲモテ火ヲ出シテ向火向カヒヲツケテ、賊徒ヲヤキコロサレニキ。是ヨリ船ニ乗り給ヒテ、上總ニ至リ轉ジテ陸奥國ニイリ、日高見國其所異ニ至リ、悉ク蝦夷ヲ平ゲ給フ。歸リテ常陸ヲヘ、甲斐ニコエ、又武藏上野ヲヘテ碓日坂ニ至リテ、弟橋媛ト云ヒシ妾ヲ忍ビ給フ。上總へ渡リ給ヒシ時、風波アラカリシニ、尊ノ御命ヲアガナハントテ東南ノ方ヲノゾミテ吾孀者耶アゾマヘヤトノ給ヒシヨリ山東ノ諸國ヲアツマト云フ也。是ヨリ道ヲワケ、吉備ノ武彦ヲバ越ノ國ニ遣シテ不順ノ者ヲ平ゲシメ給フ。尊ハ信濃ヨリ尾張ニ出デ給ヒシガ、彼國ニ宮簀媛ト云フ女アリ。尾張ノ稻種ノ宿禰ノ妹也。此女ヲ召シテ、淹留ナガキシ給ヒシアヒダ五十葺ノ山ニ荒神アリト聞エケレバ、劍ヲバ宮簀媛ノ家ニトメテカチヨリイデマス。15 徒歩山神化シテ小蛇ニ成リテ、御道ニ横タハレリ。尊マタギコエテ過給ヒシニ、山神毒氣ヲ吐キケルニ、御心亂レニケリ。ソレヨリ伊勢ニウツリ給フ。16能褒野ト云フ所ニテ御病甚シク成リニケレバ、武彦命ヲシテ天皇ニ事ノ由ヲ奏シテ、終ニカクレ給ヒヌ。御年三十也。天皇聞食シテ悲ミ給フ事限ナシ。群卿百寮ニ仰セテ、伊勢國能褒野ニ17ヲサメ奉ラレシニ、白鳥ト成リテ、大和國ヲサシテ

飛<sup>18</sup>ビ琴彈原ト云フ所ニトマ<sup>19</sup>マル。其所ニ陵ヲ定メラレシガ、又飛ンデ河内古市ニトマ<sup>19</sup>マル。其所ニ陵ヲ定メラレシカド、白鳥又飛ンデ天ニノボリヌ。仍リテ三所ノ陵アリ。彼草薙劍ハ宮簀媛アガメ奉リテ、尾張ニトマ<sup>21</sup>マリ給フ。今ノ熱田神ニマシマス。五十年ノ秋八月、武内宿禰ヲ棟梁ノ臣トス。五十三年ノ秋、小碓尊ノ平ゲシ國ヲメグリ見ザラメヤトテ東國ニ幸シ給フ。十二月ニアヅマヨリ歸リテ伊勢ノ綺<sup>22</sup>ノ宮ニマシマス。五十四年ノ秋、伊勢ヨリ大和ニウツリ、纏向ノ宮ニ歸リ給フ。天下ヲ治給フ事六十年。百四歳オマシ<sup>23</sup>キ。

1〔辛未ノ年〕紀元七百三十一年。2〔纏向ノ日代ノ宮〕大和國磯城郡纏向村穴師の邊に在つた。3〔高屋ノ宮〕日向國兒湯郡都於村の邊に在つた。4〔魁偉〕すぐれて大きく立派なること。5〔梟帥〕勇猛な者の稱。6〔アマタノ惡神ヲ敏シツ〕吉備にて穴海の惡神、難波にて相濟の惡神等を殺された類。7〔枉道シテ〕寄り道して。8〔ツ、シメ、ナオコタリソ〕慎んで用心なさいの意。なおこたりそは油斷する勿れの意。9〔向火〕焼けて來る火に向つて、此方からも火をかけること。10〔日高見國〕所在詳でない。延喜式に陸奥國桃生郡(今陸前の中)日高見神社がある。北上川その地方を流れて居るのを見ると、北上は日高見の轉訛で、日高見國は北上川流域地方の汎稱であらうといふ。11〔蝦夷〕えぞ(蝦夷)の古稱、古昔、關東よ

り奥羽及び蝦夷が島(即ち今の北海道)にかけて住んで居つた人種。今のアイヌの祖先。12〔碓日坂〕今の上野の碓氷嶺、古事記には相模の足柄山とある。13〔越ノ國〕北陸道の稱。14〔五十尊ノ山〕伊吹山のこと、近江國坂田郡に在り。15〔カチヨリイデマス〕徒歩でお出かけになつた。16〔能褒野〕伊勢國鈴鹿郡の内。17〔ヲサメ奉ル〕葬り奉る。18〔琴彈原〕大和國南葛城郡の内。19〔古市〕河内國南河内郡古市村大字輕墓。20〔熱田ノ神〕今の官幣大社熱田神宮のこと。21〔棟梁ノ臣〕家の棟梁のやうに重要な臣、百官を統御する重臣。22〔綺ノ宮〕鈴鹿郡高宮に在つた。

第十三代成務天皇ハ、景行第三ノ子。御母ハ八坂入姫、八坂入彦皇子<sup>崇神ノ御也</sup>子ノ女也。

日本武尊日嗣ヲ受ケ給フベカリシニ、世ヲハヤクシマシ<sup>24</sup>シカバ、此ノ御門立給フ。辛未ノ年即位。近江ノ志賀<sup>25</sup>ノ高穴穗宮ニマシマス。神武ヨリ十二代ハ大和國ニマシマシキ。景行天皇ノ末ツカタ此高穴穗ニマシマシキ。定マレル皇都ニハ非ズ。此時始メテ他國ニ移リ給フ。三年ノ春武内宿禰ヲ大臣トス。大臣ノ號是ニハジマル。四十八年ノ春、姪足仲彦尊<sup>日本武尊ノ御子</sup>ヲタテ、皇太子トス。天下ヲ治給フ事六十一年、百七歳オマシ<sup>26</sup>キ。

1〔辛未ノ年〕紀元七百九十一年。  
2〔志賀ノ高穴穗宮〕近江國滋賀郡に在つた。

第十四代第十四世、仲哀天皇ハ日本武尊ノ第二ノ子、景行ノ御孫也。御母ハ兩道入姫、垂仁天皇ノ女也。大祖神武ヨリ第十二代景行マデハ代<sup>1</sup>ノマ、ニ繼體シ給フ。日本武尊世ヲハヤクシ給ヒシニヨリテ、成務コレヲツギ給フ。此天皇ヲ太子トシテ、讓リマシ<sup>2</sup>シヨリ代ト世トカハレル始也。是ヨリハ世ヲ本トシテシルシ奉ルベキ也。代ト世トハ常<sup>3</sup>ノ義差別ナシ。然レドモ、凡<sup>4</sup>ソノ承運トマコトノ繼體トヲ分別セン爲ニ書キワケタリ。但字書ニモ其謂ナキニ非ズ。代ハ更ノ義也。世ハ周禮ノ注ニ父死シテ子立ツヲ世ト云フトアリ。此天皇御形イトキラ<sup>7</sup>シク御長一丈マシ<sup>8</sup>ケリ。壬申ノ年即位。此御時熊襲又反亂シテ朝貢セズ。天皇軍ヲメシテミヅカラ征伐ノ爲ニ筑紫ニ向ヒ給フ。皇后息長足姬尊ハ越前國筥飯ノ神ニマウデテ、ソレヨリ北海ヲメグリテ行合ヒ給ヒヌ。コ、ニ神アリテ、皇后ニ語り奉ル。自<sup>9</sup>是西ニ寶<sup>10</sup>ノ國アリ。ウチシタガヘ給ヘ。熊襲ハ小國也。又伊弉諾、伊弉册<sup>11</sup>ノウミ給ヒシ國ナレバ、ウタズトモツヒニシタガヒ奉リナントアリシヲ、天皇ウケガヒ給ハズ、事ナラズシテ、檀日<sup>13</sup>ノ行宮ニシテ隠レ給フ。長門ニ收メタテマツル。コレヲ穴戸<sup>14</sup>豊浦ノ宮ト申ス。天下ヲ治給フ事

九年、五十二歳オマシ<sup>1</sup>キ。

1〔代ノマ、ニ繼體シ給フ〕父子相受け相繼ぎ給ふとの意。2〔代ト世トカハレル〕本文の註にもあるやうに、代は御代々の順序、世は父子の繼承をいふのである。3〔常ノ義差別ナシ〕普通には同一意義に用ひて區別がない。4〔凡ソノ承運〕一通の御代々々の順序。5〔マコトノ繼體〕實の父子の繼承。6〔周禮〕支那周の代の禮書。7〔キラ<sup>7</sup>シク〕端正にしてうつくしく。端麗、佳麗の意。8〔壬申ノ年〕紀元八百五十三年。9〔筥飯ノ神〕越前國敦賀郡敦賀町なる官幣大社氣比神宮。10〔寶ノ國〕新羅のこと、金銀寶物多くあるので、寶の國と稱せらる。11〔伊弉諾、伊弉册ノウミ給ヒシ國ナレバ〕本來天神の生み給うた皇土の一部なのだから。12〔ウケガヒ給ハズ〕信用し給はず、遂に征討の功成らずして途中に崩じ給うた。13〔檀日ノ行宮〕筑前國糟屋郡香椎村。此處に後に香椎宮を建て、天皇及び皇后の神靈を奉齋した。行宮は天皇の臨時にまします宮居。14〔穴戸豊浦ノ宮〕長門國豊浦郡豊浦に在つた。

第十五代神功皇后ハ息長ノ宿禰ノ女、開化天皇四世ノ御孫也。息長足姬尊ト申ス。仲哀タテ、皇后トス。仲哀神ノヲシヘニヨラズ、世ヲ早クシ給ヒシカバ、皇后イキドホリマシテ、七日アリテ別殿ヲ作りイコモラセ給フ。此時應神天皇ハハラマレマシマシケリ。神カ、リテサマ<sup>3</sup>ノ道ヲヲシヘ玉フ。此神ハ表筒男、中筒男、底筒男也ト

ナン名ノリ給ヒケル。是ハ昔伊弉諾尊、日向ノ小戸ノ櫛ガ原ニテミソギシ給ヒシ時、化生シマシケル神也。後攝津國住吉ニイツカレ給フ神コレ也。カクテ新羅百濟高麗此三ヶ國ヲ三韓ト云フ。正ニハ新羅ニカギルベキカ。辰韓馬韓弁韓ヲスベテ新羅ト云フ也。シカレドモフルクヨリ百濟高麗ヲクハヘテ三韓ト云ヒナラハセリ。ヲウチシタガヘ給ヒキ。海神カタチヲアラハシ、御船ヲハサミテマボリ申シシカバ、思ヒノ如クニ彼國ヲ平ゲ玉フ。神代ヨリ年序久シクツモレリシニカク神威ヲアラハシ給ヒケル、不測御事ナルベシ。海中ニシテ如意ノ珠ヲ得給ヘリキ。サテツクシニ歸リテ皇子ヲ誕生ス。應神天皇ニマシマス。神ノ申シ給ヒシニヨリテ此ヲ胎中ノ天皇トモ申ス。皇后攝政シテ辛巳ノ年ヨリ天下ヲシラセ給フ。皇后イマダ筑紫ニマシシ時、皇子ノ異母ノ兄忍熊ノ王謀叛ヲオコシテ、フセギ申サントシケレバ、皇子ヲバ武内ノ大臣ニイダカセテ、紀伊ノ水門ニツケ、皇后ハスグニ難波ニ付キテ、程ナク其亂ヲ平ゲラレニキ。皇子ノオトナビ給ヒシカバ皇太子トス。武内大臣專ラ朝政ヲ輔佐シ申シケリ。大和ノ磐余稚櫻ノ宮ニマシマス。是ヨリ三韓ノ國トシゴトニ御調ヲソナヘ、コノ國ヨリモ彼國ニ鎮守ノ官ヲオカレシカバ、西蕃相通ジテ國家富ミサカリナリキ。又モロコシヘモ使ヲ

遣サレケルニヤ。倭國ノ女王遣使來朝スト後漢書ニミエタリ。元年辛巳ノ年ハ漢ノ孝獻帝廿三年ニ當ル。漢ノ代ハジマリテ十四代ト云ヒシ時、王莽ト云フ臣、位ヲウバヒテ十四年アリキ。其後漢ニカヘリテ又十三代、孝獻帝ノ時ニ漢滅ビニキ。此御代ノ十九年己亥ニ獻帝位ヲ去リテ魏ノ文帝ニ讓ラル。是ヨリ天下三ツニ分レテ、魏蜀吳トナル。吳ハ東ニヨレル國ナレバ、日本ノ使モマヅ通ジケルニヤ。吳國ヨリ道ノ巧ナンドマデモ渡サレキ。又魏國ニモ通ゼラレケルトミエタリ。四十九年乙酉ト云ヒシ年、魏又滅シテ晋ノ代ニウツリニキ。蜀ノ國ハ三十年癸未ニ魏ノ爲ニホロボサレ、吳ハ魏ヨリ後此皇后天下ヲ治玉フ事六十九年、百歳オマシキ。

1〔七日アリテ別殿ヲ作り〕別に齋殿を造つて、七日間潔齋して籠り給うたとの意。2〔此時應神天皇〕當時應神天皇御懷胎中であらせられたとの意。3〔神カ、リテ〕神が人にのりうつること。4〔住吉〕攝津國大阪市住吉區住吉町、現官幣大社住吉神社。5〔イツカレ給フ〕いつき祭られ給ふ。6〔海神カタチヲアラハシ〕書紀に「飛廉起風陽侯舉浪、海中大魚悉浮挾船、則大風順吹帆舶隨波不勞楫便到新羅」とある。7〔如意ノ珠ヲ得〕これは書紀仲哀天皇の二年七月に云ふ豊浦津での事である。如意の珠は、これを所持すると願ふ所意の如く、珠の中より現れるといふ。8〔神ノ申シ給ヒシニ〕仲哀天皇が神教を御信じにならな

かつた時に、神が「汝不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其國<sub>一</sub>、唯今皇后始之有<sub>レ</sub>胎、其子有<sub>レ</sub>獲」といはれたことが書紀に見えて居る。これを指したのであらう。9「オトナビ」おとならしくなる。即ち成長なされたとの意。10「磐余稚櫻ノ宮」大和國十市郡に在つた。11「鎮守ノ官」鎮守の官吏。姓氏錄に皇后凱旋の時、大矢田宿禰を新羅に留めて鎮守とせられたとある。12「倭國ノ女王云々」之は全く皇后よりの御使でなく、九州邊に住む國造どもが私に彼の國に交通したものであらう。13「道々ノ巧」それ<sub>レ</sub>の技藝に達した者。

第十六代十五世、應神天皇ハ仲哀第四ノ子。御母神功皇后。胎中天皇トモ又ハ譽田天皇トモ名ヅケタテマツル。庚寅ノ年即位。大和ノ輕嶋豐明ノ宮ニマシマス。此時百濟ヨリ博士ヲメシ經史ヲ傳ヘラル。太子以下是ヲマナビナラヒ給ヒキ。此國ニ經史オヨビ文字ヲ用フル事ハ是ヨリ始レリトゾ。異朝ノ一書ノ中ニ日本ハ吳ノ太伯ガ後也ト云フ。返<sub>レ</sub>アタラヌ事也。昔日本ハ三韓ト同種也ト云フ事ノアリシガ、彼書ヲ桓武ノ御代ニ燒キステラレシ也。天地開ケテ後、素戔嗚尊韓ノ地ニイタリ給ヒキオンド云フコトアレバ、彼等ノ國ニモ神ノ苗裔ナラン事アナガチニクルシミナキニヤ。ソレスラ昔ヨリ用ヒザル事ナリ。天地神ノ御末ナレバ、ナニシニカ代クダレル吳ノ太伯ガ後ニ

ハアルベキ。三韓震旦ニ通ジテヨリ以來、異國ノ人多ク此國ニ歸化シキ。秦ノ末、漢ノ末、高麗、百濟ノ種、ソレナラヌ蕃人ノ子孫モ來リテ神皇ノ御末ト混亂セシニヨリテ姓氏錄ト云フ文ヲモ造ラレキ。ソレモ人民ニトリテノ事ナルベシ。異朝ニモ人ノ心マチ<sub>レ</sub>ナレバ、異學ノ輩ノ云出セル事カ。後漢書ヨリゾ此國ノ事ヲバアラ<sub>レ</sub>シルシケル、符合シタル事モアリ、又心得ヌ事モ有ルニヤ。唐書ニハ日本ノ皇代記ヲ神代ヨリ光孝ノ御代マデアキラカニノセタリ。サテモ此御時武内大臣筑紫ヲ、サメム爲ニ彼國ニ遣ハサレケルニ、オト、ノ讒ニヨリテスデニ追討セラレムトセシヲ、大臣ノ僕眞根子ト云フ人アリ、カホカタチ只形大臣ニ似タリケレバ、アヒカハリテ誅セラル。大臣ハ忍ビテ都ニマウデテトガナキヨシヲ明ラメラレニキ。上古神靈ノ主猶カ、ルアヤマチマシ<sub>レ</sub>シカバ、末代イカデカツ、シマセ給ハザルベキ。天皇天下ヲ治給フ事四十一年。百十一歳オマシ<sub>レ</sub>キ。

1「譽田天皇」大阪府河内國南河内郡古市村大字譽田に、應神天皇の御陵及譽田八幡宮がある。蓋し譽田はその地名によつた御名であらう。2「庚寅ノ年」紀元九百三十年。3「豐明ノ宮」大和國高市郡に在つた。4「百濟ヨリ博士ヲメシ」十五年に百濟王、阿直岐を貢したの

で、菟道稚郎子之に就いて學び給ふ。明年王仁また召に應じて來り、論語十卷、千字文一卷を獻ず、太子更に之を師とし給ふ。これ漢學傳來の物に見えた始である。5〔異朝ノ一書ノ中ニ〕日本書紀纂疏によるに、晋書に倭人自ら太伯の後と謂ふことが見えるとあれば、それを異朝の一書とかゝれたものか。6〔昔日本ハ三韓ト同種〕日本後紀によるに、大同四年二月勅して倭漢總歷帝譜圖といふ書中に、三韓の王も我國の人々も同じく天御中主神の子孫とせるは、皇統を垢す恐れがあるから、この書を所有して居る人は、皆官に進るべし、若し隠匿する者あらば、重科に處せんと宣うた。燒棄せられたことは見えないけれども、事情を推すに、大概さう云ふ事もあつたのであらう。7〔素戔嗚尊韓ノ地ニイタリ給ヒキ云々〕日本紀の一書に素戔嗚尊其子五十猛神を帥ゐて、新羅國に到り曾尸茂梨の地に居られたことが見えて居るから、新羅の様な國々も我が神代の神々達の末裔であらうとすることは、必ずしも苦しい解釋でもなからう。8〔ナニシニカ〕どうして。吳太伯説の取るに足らざるはいふまでもないが、かゝる妄説を斷乎として排除して名分を正すところに親房卿の確固不拔の見識を窺ふべきである。9〔秦ノ末、漢ノ末〕秦の後は秦氏、漢の後は漢氏というて、朝廷に仕へ、其の他の歸化人も、本邦人と同じさまであつた。10〔姓氏録〕嵯峨天皇の弘仁六年、勅によつて萬多親王、藤原園人等の撰録した書物で、三十卷、畿内に貫族して居る皇別、神別、蕃別の諸氏及其所由を記したもので、今傳つて居るものはその抄本である。11〔ソレモ人民ニトリテノ事ナルベシ〕姓氏録の編纂も人民にとりて必要なことで、天皇には必要でないとの意。

12〔異朝ニモ云々〕支那でも人心は區々であるから、日本は太伯の後であるといふ事は異學の徒の言ひ出したことであらうとの意。13〔オト、ノ讒ニヨリテ〕九年四月武内筑紫を巡察したをり、弟甘美内より、兄武内は三韓と謀を通じ筑紫によつて叛くと讒した、仍つて之を誅せられんとした事。14〔トガナキヨシヲ〕甘美内の誣告であるよしを申し、兩人互に争うた末、終に盟神探湯した結果、甘美内、遂に罪に服した。

1 欽明天皇ノ御代ニ始メテ神トアラハレテ、筑紫ノ肥後ノ國菱形ノ池ト云フ所ニアラ  
 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12  
 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12  
 4 5 6 7 8 9 10 11 12  
 5 6 7 8 9 10 11 12  
 6 7 8 9 10 11 12  
 7 8 9 10 11 12  
 8 9 10 11 12  
 9 10 11 12  
 10 11 12  
 11 12  
 12

ハレ給フ。我ハ人皇十六代譽田八幡丸也トノ給ヒキ。譽田ハ本ノ名、八幡ハ垂迹ノ號也。  
 後ニ豐前國宇佐宮ニシヅマリ給ヒシカバ、聖武天皇東大寺建立ノ後巡禮シ給フベキヨ  
 シ諾宣アリキ。ヨリテ威儀ヲト、ノヘテムカヘ申サル。又神託アリテ御出家ノ儀ア  
 リ。ヤガテ彼寺ニ勸請シ奉ラル。サレド猶勅使ナンドハ宇佐ニ參リキ。清和ノ御時大  
 安寺ノ僧行教宇佐ニマウデタリシニ、靈告アリテ、今ノ男山石清水ニウツリマシマス。  
 余來行幸モ奉幣モ石清水ニアリ。一代一度宇佐ヘモ勅使ヲ奉ラル。昔天孫アマクダリ  
 給ヒシ時御供ノ神八百万アリキ。大物主ノ神シタガヘテ、天ヘノボレリシモ八十万ノ  
 神ト云ヘリ。今マデモ幣帛ヲタテマツラル、神三千餘座也。然ルニ天照太神ノ宮ニ並



ビテ、二所ノ宗廟トテ八幡ヲアフギ申サル、事イトタツトキ御事也。八幡ト申ス御名  
 ハ御託宣ニ、得レ道來不レ動ニ法性、示ニ八正道ニ垂ニ權迹、皆得レ解ニ脫苦衆生、故號ニ八幡  
 大菩薩トアリ。八正トハ内典ニ、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、  
 正惠、是ヲ八正道ト云フ。凡心正ナレバ、身口ハ自ラキヨマル。三業ニ邪ナクシテ内  
 外眞正ナルヲ諸佛出世ノ本懷トス。神明ノ垂迹モ又コレガ爲ナルベシ。又八方ニ八色  
 ノ幡ヲ立ツル事アリ。密教ノナラヒ、西方ノ阿彌陀ノ三昧耶形也。ソノ故ニヤ、行教<sup>17</sup>  
 和尙ニハ彌陀三尊ノ形ニテ見エサセ給ヒケリ。光明袈裟ノ上ニウツラセマシクケル  
 ヲ頂戴シテ、男山ニハ安置シ申シケルトゾ。神明ノ本地ヲ云フコトハ慥ナラヌタグヒ  
 オホケレド、大菩薩ノ應迹ハ昔ヨリ明カナル證據オハシマスニヤ。或ハ又昔於ニ靈鷲山ニ  
 説ニ法花經トモ、或ハ彌勒也トモ、大自在王菩薩也トモ託宣シ給ヒヌ。中ニモ八正ノ  
 幡ヲ立テテ、八方ノ衆生ヲ濟度シ給フ本誓能ト思ヒ入りテ仕ルベキニヤ。

1〔欽明天皇ノ御代ニ云々〕是れより宇佐八幡宮の緣起を述ぶ。併し敘述は當時世上に流布し  
 た佛説により佛家の見解に基づくものである。2〔肥後ノ國菱形ノ池〕扶桑略記には、欽明天皇  
 二十三年豊前國宇佐郡菱湯池邊に顯はれて託宣し給うたとあり、之が通説となつて居るから

こゝに肥後とあるは恐らく豊前の誤であらう。3〔垂迹〕迹をこの世に垂るゝ義、神佛が衆生  
 を救ふために、假に此の世に現れること。此ではもと帝王にましませし應神天皇が後に神と  
 して此の世に現はれ給うた意。4〔聖武天皇東大寺建立ノ後云々〕聖武天皇の天平勝寶元年  
 十一月、大佛鑄造の功成つた時大神が京に向ひ給はんと託宣があつたから、天皇參議石川  
 年足等を迎神使として遣はされ、又路次の諸國は、兵士一百人以上を差はし、前後を驅除し  
 歴る所の國々は、殺生を禁ぜられ、御供の人々は、酒肉を用ふるを禁ぜられたことなど、そ  
 の威儀甚だ嚴重であつた。5〔託宣〕神が人や物に遷り、又は夢に託してその意志を宣べらる  
 こと、おつげ。6〔又神託アリテ云々〕神託は託宣に同じ、御出家のことは正史に見えな  
 い。かの寺とは東大寺を指す。續日本紀によるに、新殿を皇宮の南なる梨原宮に造つて神宮  
 とせられたとの事。次いで東大寺に勸請したので今日の手向山八幡宮が之である。7〔勸請〕  
 神の分靈を請じ來りて祭ること。奈良の京に勸請した後でも朝廷からの御使は矢張もとの如  
 く宇佐に參向したとの意。8〔大安寺〕大和國添上郡大安寺村に在り。9〔男山石清水〕清和  
 天皇の貞觀二年の事、山城國綴喜郡八幡町鎮座官幣大社石清水八幡宮。常々の奉幣行幸では  
 都近くの石清水に行はれたけれど、天皇即位後の一代一度の奉幣は宇佐へ立てられた。  
 10〔八百万、八十万〕何れも大數をいへるにて、數多の神々といふ意。11〔幣帛〕神祇に奉獻  
 するみてぐら。12〔三千餘座〕新年祭に幣帛を奉らるゝ神は延喜式にすべて三千一百三十二  
 座とある。13〔御託宣ニ云々〕身に佛道を體得して以來、動かない佛性が備はつた。そこで八

の幡に八正道を示して、この世に垂跡す、それ故これを信仰する衆生は、皆苦を脱すること  
 が出来る。故に八幡大菩薩と名づくるとの意、佛説より出たもの。14〔八正トハ内典ニ云々〕  
 内典とは佛書をいふこと先に出づ。正見とは人無漏の道を修めて、四諦を見ること分明であ  
 れば、外道有無等の種々の邪見を打破することが出来るをいひ、正思惟とは、人四諦を見る  
 時、正念に思惟し、觀察籌量して、觀察を増さしむるをいひ、正語とは、人無漏の智慧を以  
 て常に口業を攝し一切虚妄不實の語を遠ざくるをいひ、正業とは、人無漏の智慧を以て其心  
 を修攝し、清淨の正業に住し、一切邪妄の行を斷除するをいひ、正命とは、出家の人五種の  
 邪命利養を離れ、常に乞食を以て其の命を自活すべきをいひ、正精進とは雜らざるを精と名  
 づけ、間無きを進と名づく、故に人戒定慧の道を勤修し、一心專精にして間斷あること無き  
 を正精進といふ。又正定とは、人諸の散亂を攝し、身心寂靜にして正しく眞空の理に住し、  
 決定して移らざるをいひ、正念とは、人戒定慧の正道及び五停心の助道の法を思念し、能く  
 進みて涅槃に至るに堪ふるをいふ。八色の幡とは、灌頂の時壇の八方に立つるが本義である、  
 が、今は庭上の莊嚴に之を建つ。東は白幡を、東南には紅幡、正南には黒幡、西南には烟色幡  
 西方には赤色幡、西北には青色幡、正北には黄色幡、東北には赤白幡を建つ。而して竿頭上  
 には鳩の尾を結び附く。15〔三業ニ邪ナク〕身口意を三業といふ。身に邪行なく、口に惡言  
 なく、意に妄念がない時は一身の中すべて正しくなる。これ諸佛の世に出で、衆生を濟度す  
 る第一の目的。16〔密教ノナラヒ云々〕密教とは顯教に對する語で眞言の教義のこと、三昧耶

形とは諸佛菩薩の本誓を顯した形、例へば、不動明王は劍、寶生如來は寶珠、藥師如來は藥  
 壺の如きもの。17〔行教和尚〕大和國大安寺の僧で、武内宿禰の子孫であるといふ。その縁に  
 より特にこの僧に託宣があつたといふ事である。和尚とは近誦と同義にて弟子の許を離れ  
 ず、經を受けて讀誦するより起る。18〔彌陀三尊〕阿彌陀如來とその脇侍の觀世音菩薩及び  
 勢至菩薩をいふ。19〔袈裟〕僧侶の服、貪瞋痴の三毒を捨てた表章として肩にかけて衣の上を  
 被ふもの。20〔神明ノ本地ヲ云フコトハ云々〕神明の本地とは、中古佛家の方で、神威の熾ん  
 なるより、我國の神々は、その本皆佛なるが、假りに神と形を顯はし給へるものであるとの  
 説を立て、佛を神の本體とした。之を本地垂迹といふ。21〔應迹〕應化垂迹の略、機縁に應じ  
 て化現する垂迹の事。23〔昔於靈鷲山云々〕靈鷲山は天竺にある山の名、釋迦の業を修め、  
 法を説いた地、譯して鷲の御山といふ。妙法蓮華經は經文中最も尊きもの、故に一乘法とも  
 いふ。さて八幡神の本地は、釋迦であるからその昔靈鷲山で法華經を説いたとも託宣せられ  
 たとの意。23〔大自在王菩薩〕淨土の二十五菩薩の一にあり、それから出た名稱。24〔衆生ヲ  
 濟度〕生死の海に沈んで居る衆生を濟うて彼岸に渡すこと。25〔本誓〕本願に同じ。

天照太神モタマ正直ヲノミ御心トシ給フ。神鏡ヲ傳ヘマシマス事ノオコリハサキニ  
 モシルシ侍リヌ。又雄略天皇廿一年ノ冬十一月ニ伊勢ノ神宮ノ新嘗ノ祭夜深ケテカ  
 タヘノ人ミマカリ出デテ後、神主物忌等斗異リタルニ、皇太神豊受大神、倭姫命ニカ

、リテ詫宣シ給ヒシニ、人ハ則天下ノ神物也。心神ヲヤブル事ナカレ。神ハタルルニ  
 祈禱ヲ以テ先トシ、冥<sup>9</sup>ハクハフルニ、正直ヲ以テ本トストアリ。同廿三年二月重<sup>10</sup>  
 ネテ詫宣シ給ヒシニ、日月ハ四洲ヲメグリ、六合ヲ照ストイヘドモ、正直ノ頂ヲ可<sup>11</sup>照<sup>12</sup>  
 也。大方ニ所宗廟ノ御心ヲシラムト思ハバ、唯正直ヲ先トスベキ也。凡ソ天地ノ間、  
 アリトアル人、陰陽ノ氣ヲ受ケタリ。不正ニシテハタツベカラズ。殊更ニ此國ハ神國  
 ナレバ、神道ニタガヒテハ一日モ日月ヲ戴クマジキイハレ也。倭姫命人ニヲシヘ給ヒ  
 ケルハ、黒心ナクシテ、丹心ヲ以テ清クイサギヨク齋<sup>13</sup>慎ミ、左ノ物ヲ右ニウツサズ、  
 右ノ物ヲ左ニウツサズシテ、左ヲ左トシ、右ヲ右トシ、左ニ歸リ、右ニメグル事モ、  
 万事タガフ事ナクシテ太神ニ仕ウマツレ、元ヲ元トシ、本ヲ本トスル故也トナン。誠  
 ニ君ニ仕ヘ神ニツカヘ國ヲサメ、人ヲヲシヘンコトモカ、ルベシトゾオボエ侍ル。  
 スコシノ事モ心ニユルス所アレバ、大キニアヤマルモト、ナル。周易ニ霜ヲ履ンデ堅<sup>15</sup>  
 氷ニ至ルト云フ事ヲ孔子釋シテノ給ハク、積善ノ家ニ餘慶アリ。不積善ノ家ニ餘殃ア  
 リ。君ヲ殺シ、父ヲ殺ス事モ一朝一夕ノ故ニアラズト云ヘリ。毫釐<sup>17</sup>モ君ヲユルガセニ<sup>18</sup>

スル心ヲキザスモノハカナラズ亂臣トナル。芥蒂<sup>19</sup>モ親ヲ疎ニスルカタチアル物ハ果シ  
 テ賊子トナル。此故ニ、古ノ聖人、道ハ須<sup>20</sup>與<sup>20</sup>モハナルベカラズ、可<sup>21</sup>離<sup>21</sup>ハ道ニアラズ  
 トトケリ。但、其末ヲマナビテ源ヲ明メザレバ、コトニ臨ミテオボエザルアヤマリア  
 リ。其源ト云フハ、心ニ一物ヲタクハヘザルヲ云フ。シカモ虛無ノ中ニ不<sup>22</sup>可<sup>22</sup>留<sup>22</sup>。天  
 地アリ、君臣アリ。善惡ノ報カゲヒマキノ如シ。オノレガ欲ヲステ、人ヲ利スルヲ先  
 トシテ、境々ニ對スル事鏡ノ物ヲ照スガ如ク、明トシテ迷ハザラムヲ實ノ正道ト云  
 フベキニヤ。代<sup>25</sup>クダレリトテミヅカライヤシムベカラズ。天地ノ始ハ今日ヲ始トスル  
 理アリ。シカノミナラズ、君モ臣モ神ヲサルコト遠カラズ。常ニ冥<sup>27</sup>ノ知見ヲカヘリミ、  
 神ノ本誓ヲ覺リテ正ニ居セン事ヲ心ザシ、邪ナカラム事ヲ思ヒ給フベシ。

1〔神鏡ヲ傳ヘマシマス事云々〕本書神代の條に「鏡ハ一物ヲタクハヘズ云々、是正直ノ  
 本源也」と書かれたのを指したので、大神の正直を本とし給へるよしを述べたのである。  
 2〔新嘗ノ祭〕天皇當年の新穀を以て、先づ天神地祇に獻り、次いで御親らも之を聞食す御  
 祭。神宮以下諸國の主なる神社でも班幣を受けてその社で祭る。年中祭祀中最も重いもの  
 一である。3〔カタヘノ人々云々〕あたりの人々退出せられて後。4〔神主物忌〕こゝでは何

れも大神に仕へ奉る職員、神主は神祇に奉仕する人の稱、禰宜、祝を併稱し又一般に神職の惣稱。物忌は忌み籠りて神の御側近くかしづき奉る童男、童女の稱。神宮の外、賀茂、春日、平野、香取、鹿島等にも古は之を置いた。5「倭姫命ニカ、リ」倭姫命に神がかりして。この事倭姫命世記に出て居る。6「人ハ則天下ノ神物」人間は心中に神性を具足せりといふ意。以下度會神道家の力説する神道の要旨にかかる。7「心神ヲヤブル事ナカレ」人の精神即ち心神は神と本質を同じくするもの故に之を損ひ破つてはならぬ。即ち邪心、妄念ある時は、完全なる心神を損ふ所以であるから、さういふ事をしてはならぬ。8「神ハタルニ云々」神明は幸を垂れ給ふに、まづ祈禱する人の身の上に於てし給ふとの意、即ち神はまづ信仰者を憐み給ふぞといふこと。9「冥ハクハフルニ云々」冥は幽冥で神と同じ、神はまづ正直な者を加護し給ふとの意。10「重ネテ詫宣」これも倭姫命世記に出づ。11「日月ハ四洲ヲ云々」四洲は前述の四大洲、四方の洲の意。六合は上下四方のこと、日月は徧く上下四方を照すものなれど、わけて正直の者の頭を照し護る者ぞとの意。12「アリトアル人」ある限りの人。13「一日モ日月ヲ云々」一日も生存すべからず、神罰立所に至るの意。14「元ヲ元トシ云々」神道の教旨は混沌の大本を基とし、左右本末を亂さぬをとの意、なんの下に宣ひけるといふ語を省いてあるから、之を添へて見るべきもの。15「周易ニ云々」原因なくして結果あるべきにあらずとの意にて、堅厚なる氷の張るに至るも、其の始めは、霜の置く如く僅かに寒き程の氣候を積みてなるものであるとの意、周易は周代に出来た卜筮の書。16「積善ノ家ニ

云々」永久に善事を行ふ家には自己一身のみでなく、その慶餘つて子孫に及ぶ意。餘殃の殃はわざはひ。17「毫釐モ」毫は兔の毛、釐は十毫、極めてわづかな事を譬へたので少しももの意。18「ユルガセニスル心」なほざりにする心、粗末にする心。19「芥蒂モ」ちりほこり程も、少しでも。20「道ハ須臾モ」中庸に出て居る孔子の語、須臾はちよつとの間。21「心ニ一物ヲタクハヘ云々」心に一點の邪心を留めないのをいふ、即ち清淨無垢なる事。22「シカモ虚無ノ中ニ不可留」心に一物を蓄へるなどいつても、心を虚無にして一切世事に關係するなどいふのではない。23「善惡ノ報」善に善の報あり、惡に惡の報がある。恰も影の形にしたがひ、響の聲に應ずるやうなものである。24「境々ニ對スル事」種々な場合事物に對して處置すること。25「代クダレリトテミヅカライヤシムベカラズ」古く東洋人はすべて上古を以て完全の世となし、その後年數を経るに従ひ、人心追々惡しくなり、世風日に汚濁となるものと思つた。それであるから後世を末世と稱し、賤しきものとした。こゝに代下れりといはれたのはそれらの意を以て見るべきであらう。26「神ヲサルコト遠カラズ」神の血統から出て居るから遠く離れて居ない。27「冥ノ知見ヲカヘリミ」幽冥から神明の見給ふことを知つて、恐れ慎むべきことである。28「神ノ本誓ヲ覺リテ」神の根本の誓願は正直にあることを知つて、自身も正直であることを心がけ、邪惡のないやうに注意すべきである。

第十七代、仁徳天皇ハ應神第一ノ御子。御母ハ仲姫命、五百城入彦ノ皇子景行ノ女御子ノ女

也。大鷦鷯ノ尊ト申ス。應神ノ御時、菟道稚郎子ノ皇子ト申スハ最末ノ御子ニテマシ  
 くシヲウツクシミ給ヒテ、太子ニ立テムトオボシメシケリ。兄ノ御子達ウケガヒ給  
 ハザリシヲ、此天皇ヒトリウケガヒ申シ給ヒシニヨリテ、應神悦ビマシテ、菟道稚郎  
 子ヲ太子トシテ此尊ヲ輔佐ニナム定メ給ヒケル。應神カクレマシくシカバ御兄達太  
 子ヲウシナハムトセラレシヲ、此尊サトリテ太子ト心ヲ一ニシテカレヲ誅セラレキ。  
 コ、ニ太子天位ヲ尊ニユヅリ給ヒ、尊カタクイナミ給フ。三年ニナルマデ、互ニ譲リ  
 テ位ヲ空シクス。太子ハ山城ノ宇治ニマス。尊ハ攝津ノ難波ニマシケリ。國ノ御調物  
 モアナタカナタニウケトラズシテ、民ノウレヒトナリシカバ、太子ミヅカラウセ給ヒ  
 ヌ。又尊オドロキ歎キ給フ事限りナシ。サレドノガレマスベキ道ナラネバ、癸酉ノ年  
 即位。攝津國難波高津ノ宮ニマシマス。日嗣ヲ受け給ヒシヨリ國ヲシヅメ、民ヲアハ  
 レミ給フ事タメシモマレ也シ御事ニヤ。民間ノマヅシキ事ヲオボシテ、三年御調ヲ留  
 メラレキ。高殿ニノボリテミ給ヘバ、ニギハハシクミエケルニ依リテ、

タカキヤニノボリリテ見レバ煙立ツ民ノカマドハニギハヒニケリ

トゾ讀マセマシくケル。サテ猶三年ヲユルサレケレバ、宮ノ中ヤブレテ、雨露モタ  
 マラズ。官人ノ衣ヤブレテ其粧モ全カラズ。サレドモ御門ハ是ヲタノシミトナムオボ  
 シケル。カクテ六年ト云フニ、國々ノ民各參リアツマリテ大宮造リシ、色々ノ御ツギ  
 ヲ備ヘケルトゾ。アリガタカリシ御政ナルベシ。天下ヲ治給フ事八十七年。百十歳オ  
 マシくキ。

1〔ウツクシミ〕いつくしみと同じ、愛すること。2〔兄ノ御子達ウケガヒ給ハザリシヲ〕兄  
 の御子達は大山守皇子等を申す。皇兄方が承諾なさらなかつたのを。3〔癸酉ノ年〕紀元九百  
 七十三年。4〔難波高津ノ宮〕攝津國大阪市に在つた。5〔タカキヤニノボリテ云々の歌〕高  
 臺に登つて四方を見わたすと、炊煙が盛んに立昇つてゐる。これによると、貧しかつた民の  
 家々も富み榮えて來たと見えるといふ意。この歌は新古今集にも仁徳天皇の御製として出て  
 ゐるが、書紀にも古事記にも見えぬ。日本紀竟宴歌に左大臣藤原時平が仁徳天皇を詠じたの  
 に「高殿にのぼりて見れば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる」といふのがある。これを少し  
 かへて御製と誤り傳へたのであらう。6〔アリガタカリシ御政〕稀に見る御仁政の意。

第十八代、履中天皇ハ仁徳ノ太子。御母ハ磐之姬命、葛城襲津彦ノ女也。庚子ノ年  
 即位。又大和ノ磐余稚櫻ノ宮ニマシマス。後ノ稚櫻ノ宮ト申ス。天下ヲ治給フ事六年。

六十七歳オハシマシ〜キ。

1〔葛城襲津彦〕武内宿禰の子。2〔庚子ノ年〕紀元一千六十年。

第十九代、反正天皇ハ仁德第三ノ子、履中同母ノ弟也。丙午ノ年即位。河内ノ國丹比柴籬ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事六年。六十歳オマシ〜キ。

1〔丙午ノ年〕紀元一千六十六年。2〔丹比柴籬ノ宮〕河内國中河内郡の地に在つた。

第廿代、允恭天皇ハ仁德第四ノ子、履中反正同母ノ弟也。壬子ノ年即位。大和ノ遠明日香宮ニマシマス。此時マデハ三韓ノ御調年々ニカハラザリシニ、コレヨリ後ハツネニオコタリケリトナム。八年己未ニ當リテ、モロコシノ晉ホロビテ、南北朝トナル。宋、齊、梁、陳アヒツヅキテオコル、コレヲ南朝ト云ヒ、後魏、北齊、後周ツギ〜ニオコレリシヲ北朝ト云フ。百七十餘年ハ並ビテ立チタリキ。此天皇ハ天下ヲ治給フコト四十二年。八十歳オマシ〜キ。

1〔壬子ノ年〕紀元一千七十二年。2〔遠明日香宮〕大和國高市郡に在つた。3〔コレヨリ後ハ云々〕書紀によるに、允恭天皇崩御の時、誤つて新羅の使者を推問したのを、新羅人が恨んで、以後貢物を減じたといふ事がある。それを指したのであらうか。

第廿一代、安康天皇ハ允恭第二ノ子。御母ハ忍坂大中姫、稚渟毛二岐皇子應神ノ御子

ノ女也。甲午ノ年即位。大和ノ穴穂ノ宮ニマシマス。大草香皇子仁德ノ御子ヲコロシテ、其

妻ヲトリテ皇后トス。彼皇子ノ子眉輪王ヲサナクテ母ニシタガヒテ宮中ニ出入シケリ。

天皇高樓ノ上ニ醉臥シ玉ヒケルヲ伺ヒテサシコロシテ大臣葛城圓ガ家ニニガコモリヌ。

此天皇天下ヲ治給フ事三年。五十六歳オマシ〜キ。

1〔甲午ノ年〕紀元一千二百十四年。實はその前年癸巳の年に即位された。2〔穴穂ノ宮〕大和國山邊郡に在つた。3〔大草香皇子ヲコロシテ云々〕天皇、皇弟大泊瀬皇子の爲に大草香皇子の妹を聘しようとし、使を遣はしてその旨を諭されたのに、大草香は大に喜んで私寶の珠鬘を捧げて信とせられた。然るに使者その珠鬘を奪ひ、大草香勅を奉ぜずと誣奏したので、天皇之を信じて大草香を殺し、その妹を大泊瀬の妃とし、その妃中帶姫を后とせられたのである。4〔眉輪王ヲサナクテ〕古事記に七歳とある。5〔葛城ノ圓〕襲津彦の孫玉田宿禰の子。

第廿二代、雄略天皇ハ允恭第五ノ子、安康同母ノ弟也。大泊瀬尊ト申ス。安康コ

ロサレ給ヒシ時、眉輪王及ビ圓ノ大臣ヲ誅セラル。剩ヘ其事ニ與セラレザリシ市邊押

羽皇子ヲサヘコロシテ位ニ即キ給フ。コトシ丁酉ノ年也。大和泊瀬朝倉ノ宮ニマシマ

ス。天皇性猛クマシケレドモ、神ニ通ジ玉ヘリトゾ。廿一年丁巳冬十月ニ伊勢ノ皇太神大倭姫ノ命ニヲシヘテ、丹波國與佐ノ眞名井原ヨリシテ豐受大神ヲ迎ヘ奉ラル。大倭姫命奏聞シ給ヒシニ依リテ明年戊午ノ秋七月ニ勅使ヲサシテ迎ヘ奉ラル。九月ニ度會郡山田ノ原ノ新宮ニシヅマリ給フ。垂仁天皇御代ニ、皇太神五十鈴ノ宮ニウツラシメ給ヒシヨリ四百八十四年ニナンナリニケル。神武ノ始ヨリハ已ニ千百餘年ニ成リヌルニヤ。又コレマデ、大倭姫命存生シ給ヒシカバ、内外宮ノ造モ日ノ小宮ノ圖形文形ニ依リテナサセ給ヒケリトゾ。抑此神ノ御事異説マシマス。外宮ニハ天祖天御中主ノ神ト申シ傳ヘタリ。サレバ皇太神ノ詔宣ニテ此宮ノ祭ヲサキニセラル。神ヲ拜ミ奉ルモマヅ此宮ヲサキトス。天孫瓊々杵尊此宮ノ相殿ニマシマス。是ヨリ二所大神宮ト申ス。依リテ、天兒屋命、天太玉命モ天孫ニ付キ申シテ相殿ニマシマス也。丹波ヨリウツラセ給フ事ハ昔豐鋤入姫命天照太神ヲ頂戴シテ丹波ノ吉佐宮ニウツリ給ヒケル比、此神天下リ給ウテ、一所ニオハシマス。四年アリテ、天照太神ハ又大和ニカヘラセ給フ。其ヨリ此神ハ丹波ニ留ラセ給ヒシヲ道主命ト云フ人イツキ申シケリ。イニシヘハ

此宮ニテ御饌ヲト、ノヘテ内宮ヘモ毎日ニ送り奉リシヲ、神龜年中ヨリ外宮ニ御饌殿ヲ立テ、内宮ノヲモ一所ニテ奉ルトナム。加様ノ事ニヨリテ御饌ノ神ト申ス説アレド御食ト御氣トノ兩義アリ。陰陽元初ノ御氣ナレバ、天ノ狹霧國ノ狹霧ト申ス御名モアレバ、猶前ノ説ヲ正トスベシトゾ。天孫サヘ相殿ニマシマセバ、御饌ノ神ト云フ説ハ用ヒ難キ事ニヤ。此天皇天下ヲ治給フ事廿三年。八十歳オマシキ。

1〔市邊押羽皇子〕履中天皇の皇子。2〔丁酉ノ年〕紀元一千一百十七年。實はその前年丙申の年に即位された。3〔泊瀬朝倉ノ宮〕大和國磯城郡朝倉村黒崎の地に在つた。4〔神ニ通ジ玉ヘリトゾ〕四年二月天皇葛城山にて一言主神と共に遊獵し給ひ、還幸の時一言主神天皇を來目河迄送られた事が書紀に見えて居る。これ等を指したのであらう。5〔與佐ノ眞名井原〕延暦儀式帳には比沼の眞奈井とある。同じ地が後世には丹後に屬したと見え、神名帳に丹後國丹波郡に比沼麻奈爲神社がある。6〔勅使ヲサシテ云々〕朝廷からは使を遣はして、豐受大神を伊勢に迎へしめ給うた。7〔日ノ小宮ノ圖形文形ニ依リテ〕日の小宮とは高天原にて天照大御神のまし／＼た宮殿である。圖形文形は、その形狀をいふ。伊勢の内宮及外宮の社殿の結構は、日の小宮に倣つて造られたとの意。8〔外宮ニハ天祖天御中主ノ神ト申シ傳ヘ云々〕此の説は後世外宮側に起り、伊勢(度會)神道家の間に専ら主唱せらるゝところである。抑

と神代卷に見えた如く、米穀は民命を繋ぐべきものであるからとて、天照大神の殊に重んじ給うたところ、而して豊受神は其の穀物の事を掌り給ふ神であるから特に尊び給ふこと自然の勢である。豊受大神の丹波から遷り給うたことも、此の宮の祭を先にせらるゝのも、外宮にて内宮の神饌を調へられたことも、皆右の理由から起つたものである。9〔相殿〕同一の宮殿に相共に鎮りましますをいふ。この外宮の相殿説は伊勢神道家の傳によつて説を立てたもの。10〔二所大神宮〕内外の二所の大神宮を申す。かく内外宮の稱は村上天皇の頃から始つたといふ。11〔頂戴〕奉戴の意。12〔丹波ノ吉佐宮〕今はその宮及び鎮座地を詳かにしない。御鎮座本紀に「御間城入彦(崇神)天皇、廿九歳、天照大神遷幸丹波之吉佐宮」とある。或は麻奈爲神社を充て又は加佐郡河守上村なる所謂元伊勢と稱せらるゝ皇大神社豊受大神社に説を爲すものがあれども信じ難い。13〔神龜年中〕聖武天皇の神龜六年のことである。14〔御饌殿ヲ立テ云々〕御饌殿は神饌を供進する御殿。次に御饌即ち食物を宰り給ふ神豊受大神は本來御饌の神にまします、併し音の通ずるにより天地の間の御氣の意に解せらるゝとの意。15〔陰陽元初〕陰陽二氣の割れない元始の意。16〔天ノ狹霧國ノ狹霧〕豊受大神に天狹霧國狹霧といふ御名もあるからといふ意。それは御氣の神にますよるといふ意。天孫のやうな尊い神が相殿に奉祀されて居るから、それ以上の尊い神即ち天御中主神でなければならぬとの意、是等も伊勢(度會)神道の説によるもの。

第廿三代、清寧天皇ハ雄略第三ノ子。御母韓<sup>カラ</sup>姬、葛城ノ圓<sup>ツツラ</sup>大臣ノ女也。庚申ノ年即位。大倭磐余甕栗ノ宮ニマシマス。誕生ノ始ヨリ白髮ニオハシケレバ、シラガノ天皇トゾ申シケル。御子ナカリシカベ、皇胤ノタエヌベキ事ヲ歎キ給ヒテ、國々ヘ勅使ヲツカハシテ皇胤ヲ求メラル。市邊押羽皇子雄略ニコロサレ給ヒシ時、皇女一人皇子二人マシケルガ、丹波國ニ隱レ給ヒケルヲ求メ出デテ、御子ニシテ養ヒ給ヒケリ。天下ヲ治給フ事五年。卅九歳オマシノキ。

1〔庚申ノ年〕紀元一千一百四十年。2〔磐余甕栗ノ宮〕大和國磯城郡安倍村池の内の邊なりといふ。3〔皇胤〕天皇の御血統。4〔皇女〕飯豊青皇女。5〔皇子二人〕億計王と弘計王。6〔丹波國ニ隱レ給ヒケルヲ〕始めは丹波に逃れ給うたが、後播磨に赴いて、赤石郡縮見屯倉の首忍海部細目の家に仕へてお出でになつた。この時は播磨から迎へられたのである。

第廿四代、顯宗天皇ハ市邊押羽ノ皇子第三ノ子、履中天皇ノ御孫也。御母萋媛、蟻ノ臣ノ女也。白髮天皇養ヒテ子トシ給フ。御兄仁賢マツ位ニツキ給フベカリシヲ、相共ニ讓リマシノテ、同母ノ御姉飯<sup>イヒトヨ</sup>豐尊シバラク位ニ居給ヒキ。サレドヤガテ顯宗定マリマシノシニ依リテ、飯豐天皇ヲバ日嗣ニハカゾヘ奉ラヌ也。乙丑ノ年即位。



大和近明日香八釣宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事三年。四十八歳オマシ〜キ。

1〔飯豊尊〕書紀によると、皇女は清寧天皇の五年正月から十一月まで角刺宮にて政を乗り給うた。されば、まことは御代の中に數へ奉るべきである。2〔乙丑ノ年〕紀元一千百四十五年。3〔近明日香八釣宮〕大和國高市郡に在つた。4〔四十八歳〕三十八歳の誤。

第廿五代、仁賢天皇ハ顯宗同母ノ御兄也。雄略ノ我父ノ皇子ヲコロシ給ヒシ事ヲ恨ミテ、御陵ヲホリテ御屍ヲハヅカシメムトノ給ヒシヲ、顯宗イサメマシ〜シニ依リテ德ノオヨバザル事ヲハヂテ顯宗ヲサキダテ給ヒケリ。戊辰ノ年即位。大和ノ石上廣高宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事十一年。五十歳オマシ〜キ。

1〔雄略ノ我父ノ皇子ヲコロシ給ヒシ云々〕この段は事實を誤つたもので、雄略天皇の御陵を發かんとせられたのが顯宗天皇で、之を諫められたのが仁賢天皇である。2〔德ノオヨバザル事ヲハヂテ云々〕これも誤で、顯宗天皇の先に即位せられたのは、播磨にお出でになつた時家僮として一生を送り給はんとしたのを、躬親ら奮つて、皇胤なる旨の御名を顯はしなされたにより世に出で給ふに至つたのである。されば皇位を繼承するに至つたのは全く顯宗天皇の御功と申すべきであるとして、仁賢天皇強ひて顯宗天皇を先立てなされた。されば德の及ばざるを恥ぢ給ひし事はあれど、それはこゝにいふ所と事實を異にして居る。3〔戊辰ノ年〕紀元

一千一百四十八年。4〔石上廣高宮〕大和國山邊郡に在つた。

第廿六代、武烈天皇ハ仁賢ノ太子。御母大娘ノ皇女、雄略ノ御女也。己卯ノ年即位。大和ノ泊瀨列城宮ニマシマス。性サガナクマシテ、惡トシテナサズト云フ事ナシ。依リテ天祚モ久シカラズ。仁德サシモ聖德マシ〜シニ、此皇胤コ、ニ絶エニキ。聖德ハ必ズ百代ニマツラル春秋ニアリ。トコソミエタレド、不德ノ子孫アラバ、其宗ヲ滅スベキ先蹤甚ダ多シ。サレバ上古ノ聖賢ハ子ナレドモ慈愛ニオボレズ、器ニアラザレバ傳フル事ナシ。堯ノ子丹朱不肖也シカバ舜ニ授ケ、舜ノ子商均又不肖ニシテ、夏ノ禹ニ讓ラレシガ如シ。堯舜ヨリ此方ニハ猶天下ヲ私ニスル故ニヤ、必ず子孫ニ傳フル事ニナリニシガ、禹ノ後ニ桀暴虐ニシテ國ヲ失ヒ、殷ノ湯聖德アリシカド、紂ガ時無道ニシテナガク亡ビヌ。天竺ニモ佛滅度百年ノ後阿育ト云フ王アリ。姓ハ孔雀氏。王位ニ即キシ日鐵輪飛降ル。轉輪ノ威德ヲエテ、閻浮提ヲ統領ス。剩ヘ諸ノ鬼神ヲ隨ヘタリ。正法ヲ以テ天下ヲ治メ、佛理ニ通ジテ三寶ヲアガム。八万四千ノ塔ヲ立テ舍利ヲ安置シ、九十六億千ノ金ヲ捨テテ功德ニ施ス人也キ。其三世ノ孫弗沙密多羅王ノ時惡臣ノ

勸ニヨリ、祖王ノ建テタリシ塔婆ヲ破壊セムト云フ惡念ヲオコシ、諸寺ヲ破リ、比丘<sup>16</sup>ヲ斂害ス。阿育王ノ崇メシ雞雀寺<sup>17</sup>ノ佛牙齒ノ塔ヲコボタムトセシニ、護法神怒リテ、大山化シテ王及ビ四兵<sup>19</sup>ノ衆ヲオシ斂ス。コレヨリ孔雀ノ種永ク絶エニキ。カ、レバ先祖大ナル徳アリトモ、不徳ノ子孫宗廟ノマツリヲタ、ム事疑ナシ。此天皇天下ヲ治給フ事八年。十八歳オマシ〜キ。

1〔己卯ノ年〕紀元一千一百五十九年。實はその前年戊寅の年を正しとす。2〔泊瀬列城宮〕大和國磯城郡に在つた。3〔サガナク〕善からぬこと。4〔惡トシテナサズト云フ事ナシ〕書紀によると武烈天皇の二年から八年まで種々の暴虐の御行を記して居るが、古事記には少しも見えぬ。それでこの暴行は百濟王の無道暴虐を奏上した百濟記の轉じて本文になつたのであらうといふ。5〔天祚〕天皇の御位。天祚も久しからずは御在位もながくないとの意。6〔聖徳ハ必ズ百代ニマツラル〕聖人の徳ある者は、その子孫が永遠に繁昌するとの意。春秋左氏傳、昭公八年の條に、史趙の語として、「臣聞盛徳必百世祀」と見えてゐる。聖徳は盛徳の誤であらう。7〔先蹤〕先例。8〔器ニアラザレバ云々〕その任に堪ふる器量あるものでなければ位をゆづることをしない。9〔佛滅度〕釋迦の死をいふ。滅度は生老病死の大患を滅して欲有見無明の四流を超度する義で、即ち佛果をいふ。10〔阿育ト云フ王〕又阿輸迦王、西紀前二

百七十年頃全印度を統一し、大に佛教を保護して各地に宣布せしめた人。11〔鐵輪、轉輪ノ威徳〕閻浮提共に前出。12〔諸ノ鬼神ヲ隨ヘタリ〕王が八萬四千の塔を建てた時、一夜に之を成功させる爲、鬼神を使役したといふ傳説が、阿育王經、雜阿含經に見えてゐる。13〔三寶〕佛、法、僧をいふ。佛は覺知の義、法は法軌の義、僧は和合の義である。14〔舍利〕梵語、骨身と譯す。佛骨のこと。15〔功徳〕現世未來を資益する善行。16〔比丘〕梵語、淨乞食と譯す。出家して具足戒を受けたもの、通稱、僧のこと。17〔雞雀寺〕摩揭陀國波陀釐子城に阿育王の建てた寺。18〔護法神〕佛法を守護する神。19〔四兵〕象兵、馬兵、車兵、歩兵をいふ。20〔カ、レバ云々〕以下一段の結語である。此の武烈天皇の御事蹟に關する本書の記載は、臣下として君徳を云々するに當つて甚だ穩當でない、恐らくは本書が君徳の涵養に資せんために編纂せられて、一般に公示すべきを豫想しなかつたために、かやうな文言の使用を敢へてしたのであるまいか。同様のことは他の段に於てもいひ得る。

第廿七代、第二十世、繼體天皇ハ應神五世ノ御孫也。應神第八ノ御子隼總別皇子。

其子大迹ノ王。其子私斐ノ王。其子彥主人ノ王。其子男大迹ノ王ト申スハ此天皇ニマシマス。御母ハ振媛、垂仁七世ノ御孫也。越前國ニマシ〜ケリ。武烈カクレ給ウテ、皇胤絶エニシカバ、群臣ウレヘ歎キテ國ニメグリ、チカキ皇胤ヲ求メ奉リケルニ、

此天皇王者ノ大度マシテ、潜龍ノイキホヒ世ニ聞エ給ヒケルニヤ、群臣相議シテムカ  
 へ奉ル。三度マデ謙讓シ給ヒケレド、ツヒニ位ニ即キ給フ。今年己丑ノ年也。武烈カ  
 クレ給  
ヒテ後二年位  
 ヲムナシクス 大和ノ磐余玉穗ノ宮ニマシマス。仁賢ノ御女手白香ノ皇女ヲ皇后トス。  
 即位シ給ヒシヨリ誠ニ賢王ニマシ〜キ。應神ノ御子多クキコエ給ヒシニ、仁德賢王  
 ニテ傳ヘマシマシキ。然レド御末絶エニキ。隼總別ノ御末カク世ヲタモタセ給フ事、  
5イカナル故ニカオボツカナシ。仁德ヲ大鷦鷯尊ト申ス。第八ノ御子ヲバ隼總別ト申ス。  
6仁德ノ御代ニ兄弟タハブレテ、鷦鷯ハ小鳥也、隼ハ大鳥也トアラソヒ給フ事アリキ。隼  
 ノ名ニ勝チテ末ノ世ヲウケツギ給ヒケルニヤ。7モロコシニモカ、ルタメシアリ。左傳ニ  
 ミユ。  
 名ヲ付クル事モツ、シミオモクスベキ事ニヤ。其モ自ラ天命也トイハバ凡慮ノ可<sup>キ</sup>及  
 ニアラズ。此天皇ノ立チ給ヒシ事ゾ思ノ外ノ御運ト見エ侍ル。但皇胤絶エヌベカリシ  
 時、群臣エラビ求メ奉リテ、賢名ニヨリテ天位ヲ傳ヘ給ヘリ。天照太神ノ御本意ニコ  
 ソトミエタリ。皇統ニ其人マシマサム時ハ、賢キ諸王オハストモイカデカ望ヲナシ給  
 フベキ。10皇胤絶エ給ハム時ハ、賢ニテ天日嗣ニ備リ給ハム事、則又天ノユルス所也。

此天皇ヲバ我國中興ノ祖宗トアフギ奉ルベキモノヲヤ。天下ヲ治給フ事廿五年。八十  
 二歳オマシ〜キ。  
 第二十八代、安閑天皇ハ繼體ノ太子。御母ハ目子姫、尾張ノ草香ノ連ノ女也。甲寅  
 ノ年即位。大和ノ勾<sup>11</sup>ノ金ノ宮ニマシマス。天下ヲ治メ給フ事二年。七十歳オマシ〜  
 キ。

第廿九代、宣化天皇ハ繼體第二ノ子、安閑同母ノ弟也。丙辰<sup>12</sup>ノ年即位、大和國檜<sup>13</sup>  
クマノイホリ隈廬入野ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事四年。七十三歳オマシ〜キ。

1「隼總別皇子」古事記によるに繼體天皇の御系統は下の通であつて隼總別皇子の御子孫で  
 はない。應神天皇、稚野毛二俣皇子、意富々杼王、宇非王、彦主人王、男大迹王。2「潜龍  
 ノイキネヒ」天皇のまだ位に即かれない時を蛟龍の淵に潜んでまだ天上に登らないのに譬へ  
 ていふ。即ち皇子の賢徳ましますをいふ。3「己丑ノ年」紀元一千百六十九年。4「磐余玉穗  
 ノ宮」大和國磯城郡に在つた。5「イカナル故ニカオボツカナシ」何故であるかその理由を  
 確かにすることが出来ない。元來親房卿の説は、有徳者の子孫は必ず榮え罪惡を爲した者の子  
 孫は必ず衰ふといふ説であつたが、今かく聖徳あつた仁德天皇の御子孫は絶え、さまで御徳も  
 ない隼總別皇子の御子孫の榮え給ふは、いぶかしい事であるといふ意。6「仁德ノ御代ニ兄弟

タハブレテ」このこと書紀にも古事記にも見えぬ、唯書紀仁德天皇四十年三月の條に、隼別皇子が雌鳥皇女に鷓鴣と隼とはどちらが捷いかと問はれたのに、皇女が隼が捷いと答へられたことが見える。多分それを誤つたのであらう。7「モロコシニモカ、ルタメシアリ」それは左傳桓公二年に晉の穆公に子供が二人あつた、兄を仇と名付け弟を成師と名付けた。然るに兄太子の名がよくなかつたので、その跡が絶えたことが見えてゐる。これ等を指されたのであらうか。8「凡慮」凡人の思慮、普通人のかんがへ。9「諸王」たゞ天皇の御子孫を申したのであらう。繼嗣令によるに、天皇の兄弟及び皇子を皆親王となし、其の外の皇族を諸王となす、親王の後も五世よりは諸王と稱する事を得れども皇親の限りではないといふ規定がある。10「皇胤絶エ給ハム云々」若し皇胤の絶え給はん場合があつた時は、諸王なりとも、賢き御方の皇位を嗣ぎ給ふ事は、まことに至當の事であるとの意。11「勾ノ金ノ宮」書紀には勾金橋宮、古事記には勾之金箸宮とある。本文は橋の字の誤脱であらう。大和國高市郡に在つた。12「丙辰ノ年」紀元一千一百九十六年。實はその前年即位。13「檜隈廬入野ノ宮」大和國高市郡に在つた。第三十代、第廿一世、欽明天皇ハ繼體第三ノ子。御母ハ皇后手白香皇女。仁賢天皇ノ女也。兩兄マシシカド、此天皇ノ御末世ヲタモチ給フ。御母方モ仁德ノ流ニテマシマセバ、猶モ其ノ遺德盡キズシテカクサダマリ給ヒケルニヤ。庚申ノ年即位。大和ノ磯城嶋ノ金刺ノ宮ニマシマス。十三年壬申十月ニ百濟國ヨリ佛法僧ヲワタシケ

リ。此國ニ傳來ノ始也。尺迦如來滅後一千十六年ニアタル年、モロコシノ後漢ノ明帝永平十年ニ佛法始メテ彼國ニツタハル。其ヨリ此ノ壬申ノ年マデ四百八十八年。モロコシニハ北朝ノ齊ノ文宣帝即位三年、南朝ノ梁ノ簡文帝ニモ即位三年也。簡文帝ノ父ヲバ武帝ト申シキ。大イニ佛法ヲ崇メラレキ。此御代ノ始メツカタハ武帝同時也。此ノ佛法始メテ傳來セシ時、他國ノ神ヲ崇メ給ハム事我國ノ神慮ニタガフベキヨシ群臣堅ク諫メ申シケルニ依リテステラレニキ。サレド此國ニ三寶ノ名ヲ聞ク事ハ此時ニハジマル。又私ニ崇メ仕ヘ奉ル人モアリキ。天皇聖德マシシテ、三寶ヲ感ゼラレケルニヨリ、群臣ノイサメニ依リテ其法ヲ立テラレズトイヘドモ、天皇ノ勅志ニアラザルニヤ。昔佛ノ在世ニ、天竺ノ月蓋長者、鑄奉リシ彌陀ノ三尊ノ金像ヲ傳ヘテワタシ奉ラレケリ。難波ノ堀江ニステラレタリシヲ、善光ト云フ者、トリタテマツリテ信濃國ニ安置シ申シキ。今ノ善光寺是也。此ノ御時八幡大菩薩初メテ垂迹シマシマス。天皇天下ヲ治給フ事卅二年。八十一歳オマシシキ。

1「兩兄」安閑天皇と宣化天皇。2「庚申ノ年」紀元一千二百年。3「金刺宮」大和國城上郡に在つた。4「佛法僧ヲワタシケリ」書紀によるに百濟の聖明王、西部姫氏、遠率怒喇斯致

契等を遣はし、釋迦佛金銅像一軀、幡蓋、經論若干卷を獻じ、盛んに其の功德を稱賛したとある。これ公式に佛教の我國に輸入せられた初である。5〔後漢ノ明帝永平十年〕垂仁天皇の九十六年に當る。6〔群臣堅ク諫メ申シケルニ依リテ〕はじめ百濟から佛像を獻じた時、天皇群臣と議り給ひけるに、蘇我稻目等は、禮し給ふべしといひしを、物部尾輿等は禮すべからずと申しければ、天皇之を稻目に預け、試に禮せしめ給うた。然るに幾程もなく疫癘流行して民多く死にたりければ、尾輿等奏して、これ佛を禮せるによる故、速に廢し給ふべしと申しければ、天皇有司に勅して、佛像を難波の堀江に棄てしめられた。7〔私ニ崇メ〕蘇我稻目、馬子等である。8〔觀志〕天皇の御心。9〔月蓋長者〕毘舍離國の人、長者は財を積み徳を具ふるものゝ通稱。月蓋長者が佛像を鑄たこと、又その三國傳來の事蹟など善光寺緣起に見えてゐる。10〔難波ノ堀江〕大和國高市郡飛鳥川の西、豊浦寺の邊に在つた。11〔善光ト云フ者云々〕この説確ならず。普通の傳には、本多善光といふ者、堀江から佛像を負ひて信濃に至り、堂塔を立て、之を安置したとある。而して善光寺は推古天皇十年伊奈郡麻績里に草創せしめたが、皇極天皇の御代、水内郡に移した。そのはじめ本多善光願主となりて建立した寺故、善光寺といふ事である。委しくは塵添埃囊鈔に見えて居る。12〔八幡大菩薩云々〕この御代二十二年正月豊前に鎮座せられたいふ事、前記の如し。菩薩は後に佛教的思想によつて奉つた稱號、正しくは八幡大神と申す。

第卅一代、第廿二世、敏達天皇ハ欽明第二ノ子。御母石媛ノ皇女、宣化天皇ノ女也。壬辰ノ年即位。大和磐余譯語田ノ宮ニマス。二年ノ癸巳ノ年、天皇ノ御弟豐日皇子ノ妃御子ヲ誕生ス。厩戸ノ皇子ニマシマス。生レ給ヒシヨリサマムノ奇瑞アリ。タゞ人ニハマシマサズ。御手ヲ擧ゲ給ヒシガ、二歳ニテ東方ニ向キテ南無佛トテヒラキ給ヒシカバ、一ノ舍利有リキ。佛法流布ノ爲ニ權化シ給ヘル事ウタガヒナシ。此佛舍利ハ今ニ大和ノ法隆寺ニ崇メ奉ル。天皇天下ヲ治給フ事十四年。六十一歳オマシキ。

1〔壬辰ノ年〕紀元一千二百三十二年。2〔磐余譯語田ノ宮〕大和國磯城郡纏田村大田に在つた。3〔豐日皇子〕用明天皇、妃は穴穗部間人皇女と申す。妃懷妊のほど、巡幸して厩の門に至り給ひし時、生れ給ひし故、厩戸皇子と申し、又聰明にして、衆人の訴を一人して決斷し給ふによりて豐聰耳皇子とも申した。4〔奇瑞〕不可思議なしるし。5〔舍利〕佛骨のこと。6〔權化〕佛が權りに人間に化して聖德太子となつて見はれ給うたとの意。7〔法隆寺〕大和國生駒郡法隆寺村に在り。聖德太子（厩戸皇子）の草創たるは世人の知る所である。

第卅二代、用明天皇ハ欽明第四ノ子。御母堅塩姫、蘇我ノ稻目大臣ノ女也。豐日

尊ト申シキ。厩戸ノ皇子ノ父ニオハシマス。丙午ノ年即位。大和ノ池邊列槻宮ニマシマス。佛法ヲ崇メテ、我國ニ流布セムトシ給ヒケルヲ、弓削ノ守屋ノ大連傾ケ申ス。ツヒニ叛逆ニ及ビヌ。厩戸ノ皇子、蘇我ノ大臣ト心ヲ一ニシテ誅戮セラル。則チ佛法ヲ弘メラレニケリ。天皇天下ヲ治給フ事二年。四十一歳オマシ〜キ。

1〔丙午ノ年〕紀元一千二百四十六年。2〔池邊列槻宮〕大和國磯城郡に在つた。3〔弓削ノ守屋ノ大連傾ケ申ス〕傾け申すは非として反對申す意。書紀によるに二年四月天皇群臣に詔して、佛法に歸せんと思ふ心あらば、其の可否を議せよと宣うた。物部守屋中臣勝海は國神に背いて他神を敬する事の不可なるを述べ。然るに馬子之に反對して僧を引いて宮に入れければ、守屋馬子互に隙を生じ、終に戦ふに至り、守屋亡びて事平いだ。4〔大連〕上代の官職連姓の統領で、大臣と共に臣連八十伴緒を引率して朝政を執るもの。

第卅三代、崇峻天皇ハ欽明第十二ノ子。御母ハ小柿君ノ娘、是モ稻目大臣ノ女也。戊申ノ年即位。大和ノ倉橋ノ宮ニマシマス。天皇横死ノ相ミエ給フ。ツ、シミマスベキヨシヲ厩戸皇子奏シ給ヒケリトゾ。天下ヲ治給フ事五年。七十二歳オマシ〜キ。或説ニ云ク、外舅蘇我馬子大臣ト御中アシクシテ彼ノ大臣ノ爲ニコロサレ給ヒキト

モ云ヘリ。

1〔戊申ノ年〕紀元一千三百四十八年。2〔倉橋ノ宮〕大和國十市郡に在つた。3〔横死ノ相〕天命にて終らないのを横死といふ。即ち變死のこと、相は人相。4〔彼ノ大臣ノ爲ニコロサレ給ヒキトモ云ヘリ〕當時は外來思想が滔々として我が國に齎され、従つて我が國體に背馳した言動に出づる向が、國民の中にもあつたのである。權臣蘇我氏の如きはその代表者と看做すべきもので、その行動には人臣としてあるまじきことがあつた。當時の此の風潮を、親房卿は、言外に遺憾極りなき意を含めて記されたのである。

第卅四代、推古天皇ハ欽明ノ御女、用明同母ノ御妹也。御食炊屋姫尊トモ申ス。敏達天皇皇后トシ給フ。仁徳モ異母ノ妹ヲ妃トシ給フ事アリキ。崇峻カクレ給ヒシカバ、癸丑ノ年即位。大和ノ小墾田ノ宮ニマシマス。昔神功皇后六十餘年天下ヲ治給ヒシカドモ、攝政ト申シテ天皇トハ號シ奉ラザルニヤ。此ノ御門ハ正位ニツキ給ヒケルニコソ。則厩戸皇子ヲ皇太子トシテ万機ノ政ヲマカセ給フ。攝政ト申シキ。太子ノ監國ト云フ事モアレド、其ハシバシノ事也。コレハ偏ニ天下ヲ治給ヒケリ。太子聖德マシ〜シカバ、天下ノ人仰グ事日ノ如ク、アフグ事雲ノ如シ。太子イマダ皇子ニテマシ〜シ時、逆臣守

屋ヲ誅シ給ヒシヨリ佛法始メテ流布シキ。マシテ政ヲシラセ給ヘバ、三寶ヲ敬ヒ、正法ヲヒロメ給フ事、佛世ニモ異ナラズ。又神通自在ニマシキ。御ミヅカラモ法服ヲ着シテ經ヲ講ジ給ヒシカバ、天ヨリ花ヲフラシ、放光動地ノ瑞アリキ。又天皇群臣タフトビアガメ奉ル事佛ノゴトシ。伽藍ヲ建テラル、事四十餘ヶ所ニ及ベリ。又此國ニハ昔ヨリ人スナホニシテ法令ナムドモサダマラズ。十二年甲子ニ始メテ冠位ト云フ事ヲサダメ、<sup>8</sup>冠ノシナニヨリテ上下ヲサダムルニ十二階アリ。十七年己巳ニ憲法十七ヶ條ヲ作りテ奏シ給フ。内<sup>10</sup>外典ノ深キ道ヲ搜リテムネヲ約カニシテ作り給ヘル也。天皇喜ビテ天下ニ施行セシメ給ヒキ。此コロホヒハモロコシニハ隋ノ世也。南北朝相分レテシガ、南ハ正統ヲウケ、北ハ戎狄ヨリオコリシカドモ、中國ヲバ北朝ニゾオサメケル。隋ハ北朝ノ後周ト云ヒシガ讓ヲウケタリキ。後ニ南朝ノ陳ヲウチ平ゲテ一統ノ世トナレリ。此ノ天皇元年癸丑ハ文帝一統ノ後四年也。十三年乙丑ハ煬帝ノ即位元年ニ當レリ。彼國ヨリ始メテ使ヲオクリヨシミヲ通ジケリ。隋帝ノ書ニ皇帝恭問ニ倭皇トアリシヲ、是ハモロコシノ天子ノ諸侯王ニツカハス禮儀ナリトテ、群臣アヤシミ申シケルヲ、太子ノ給ヒケルハ、皇

ノ字ハタヤスク用ヒザルコトバナレバトテ、返報ヲモカ、セ給ヒ、サマ<sup>12</sup>饗祿ヲ賜ヒテ、使ヲ歸シ遣ハサル。是ヨリ此國ヨリモ常ニ使ヲ遣ハサル。其使ヲバ遣隋大使トナム名ツケラレシニ、二十七年己卯ノ年、隋滅シテ唐ノ世ニウツリヌ。二十九年辛巳ノ年、太子カクレ給フ。御年四十九。天皇ヲハジメ奉リテ、天下ノ人カナシミヲシミ申ス事父母ノ喪スルガ如シ。皇位ヲモツギマシマスベカリシカドモ、權化<sup>13</sup>ノ御事ナレバ、定メテユエアリケムカシ。御諱ヲ聖德ト名付ケ奉ル。此ノ天皇天下ヲ治給フ事卅六年。七十歳オマシキ。

1〔仁德モ異母ノ妹ヲ妃トシ〕矢田皇女を妃とし給うたこと。2〔癸丑ノ年〕紀元一千二百五十三年。3〔小墾田ノ宮〕大和國高市郡に在つた。4〔監國〕左傳閔公二年に見えて居る。王の外に行く時、國に在りて政治を執るをいふ。5〔法服ヲ着シテ云々〕佛者の服を着、佛教を講じ給ひしをいふ。6〔放光動地ノ瑞〕御身より光を放ち、大地も感じて震ひ動く許りの瑞祥があつたといふこと。7〔伽藍〕梵語衆園と譯す。寺院僧坊のこと。8〔冠ノシナニヨリテ云々〕德、仁、禮、信、義、智と號して各大小に分つ。9〔憲法十七ヶ條〕我國にて成文法を制定した始めである。この發布の年月を十七年己巳とせるは誤にて、十二年甲子とすべきである。又冠位を定められたのも十二年ではなく十一年である。10〔内外典ノ深キ道ヲ云々〕

佛教、儒教等の教訓を探りその旨趣を簡約して作られたとの意、但し之を天下に施行せしめられたとするは如何であらう。11〔彼國ヨリ始メテ使ヲオクリ云々〕推古天皇十五年に小野妹子を隋に遣し、書を送られたので、明年妹子の歸朝と同時に、煬帝はその臣裴世清を我國に遣はしたのである。12〔饗祿〕饗應と引出物。13〔權化ノ御事ナレバ云々〕聖德太子は佛が假りに人間として生れて來られたのであるから、天位にも即かず薨去されたのは深い理由のあることなのであらう。

第卅五代、第二十四世、舒明天皇ハ忍坂大兄ノ皇子ノ子、敏達ノ御孫也。御母ハ糠手姫ノ皇女。是モ敏達ノ御女也。推古天皇ハ聖德太子ノ御子ニ傳ヘ給ハムトオボシメシケルニヤ。サレド正シキ敏達ノ御孫、欽明ノ嫡曾孫ニマシマス。又太子御病ニ臥給ヒシ時、天皇此皇子ヲ御使トシテトブラヒマシシニ、天下ノ事ヲ太子ノ申付ケ給ヘリケルトゾ。己丑ノ年即位。大和ノ高市郡岡本宮ニマシマス。此ノ即位ノ年ハモロコシノ唐ノ太宗ノ始メ貞觀三年ニアタレリ。天下ヲ治給フ事十三年。四十九歳オマシキ。

1〔聖德太子ノ御子〕山背大兄王をいふ。2〔正シキ敏達ノ御孫〕舒明天皇は正しく敏達天皇の御孫欽明天皇の嫡曾孫であつたから位に即き給うたとの意。但しこは舒明天皇の御上を指

さるゝやうであるけれども、文義いさゝか曖昧である。3〔己丑ノ年〕紀元一千二百八十九年。4〔岡本ノ宮〕大和國高市郡に在つた。

第卅六代、皇極天皇ハ茅渟王ノ女、忍坂大兄皇子ノ孫、敏達ノ曾孫也。御母ハ吉備姫ノ女王ト申シキ。舒明天皇皇后トシ給フ。天智、天武ノ御母也。舒明カクレマシテ、皇子ヲサナクオハシマシ、カベ、壬寅ノ年即位。大和ノ明日香河原ノ宮ニマシマス。此時、蘇我ノ蝦夷大臣馬子ノ大並ニ其子入鹿、朝權ヲ專ラニシテ皇家ヲナイガシロニスル心アリ。其家ヲ宮門ト云ヒ、諸子ヲ王子トナム云ヒケル。上古ヨリノ國記重寶皆私ノ家ニハコビオキテケリ。中ニモ入鹿悖逆ノ心ハナハダシ。聖德太子ノ御子達ノトガナクマシシシヲモ滅シタテマツル。コ、ニ皇子ノ中大兄ト申スハ舒明ノ御子、ヤガテ此ノ天皇ノ御所生也。中臣ノ鎌足ノ連ト云フ人ト心ヲ一ツニシテ、入鹿ヲコロシツ。父ノ蝦夷モ家ニ火ヲカケテウセヌ。國記重寶皆私ノ家ニテ燒ケニケリ。蘇我ノ一門久シク權ヲトレリシカドモ、積惡ノ故ニヤ皆滅ビヌ。山田ノ石川丸ト云フ人ゾ皇子ト心ヲカヨハシ申シケレバ、亡ビザリケル。此ノ鎌足ノ大臣ハ天兒屋根命廿一世



ノ孫也。昔天孫アマクダリ給ヒシ時、諸神ノ上首ニテ此命コトニ天照太神ノ勅ヲ受ケテ輔佐ノ神ニマシマス。中臣ト云フ事モ二神ノ御中ニテ神ノ御心ヲヤハラゲ給ヒケル故トゾ。其孫天種子命神武ノ御代ニ祭ノコトヲツカサドル。上古ハ神ト皇ト一ツニマシカバ、祭ヲツカサドルハ則政ヲトレル也。政ノ字ノ訓ニテモシルベシ。其後天照太神始メテ伊勢國ニシヅマリマシカシ時、種子命ノ末大鹿嶋命、祭官ニ成リテ、鎌足大臣ノ父小徳冠御食子マデモ其官ニテ仕ヘタリ。鎌足ニ至リテ大勳ヲタテ、寵セラレシニヨリテ、祖業ヲ起シ、先烈ヲサカヤカサレケル、ヤンゴトナキ事也。カツハ神代ヨリノ餘風ナレバ然ルベキコトハリトコソ覺エ侍レ。後ニ内臣ニ任ジ、大臣ニ轉ジ、大織冠トナル。正一位ノ名ナリ。又中臣ヲアラタメテ藤原ノ姓ヲ給ヘル。内臣ニ任ゼラル、コトハ此ノ御代ニハアラズ。事ノ次ニシル此ノ天皇天下ヲ治給フ事三年アリ、同母ノ御弟輕ノ王ニユヅリ給フ。御名ヲ皇祖母ノ尊トゾ申シケル。<sup>16</sup>

裏書云。鎌足一名鎌子。大化元年任内臣、年五十一、天智天皇八年十月、授大織冠、任大臣、改姓爲藤原、同年同月<sup>辛</sup>薨、年五十六、在官廿五年、天皇親臨

レ喪、泣哀云々。

1「壬寅ノ年」紀元一千三百二年。2「明日香河原ノ宮」大和國高市郡に在つた。3「ナイガシロニスル心」侮り輕んじて、あれどもないやうに思ふ心。4「國記重寶」我國の歴史及び歴代の寶物。5「悖逆ノ心」道徳法度にたがひもとつた心。6「聖徳太子ノ御子達云々」山背大兄王を滅し奉つたことをいふ。7「山田ノ石川丸」蝦夷の弟、倉麿の子。8「皇子ト心ヲカヨハシ」中大兄皇子、石川麿の女を納れて妃となされたので、石川麿も心を傾けて皇子をお助け申した。9「上古ハ神ト皇ト一ツ」神宮と皇居との別なく、祭と政とその管掌を一にしたのが上古の世態であつた。10「先烈ヲサカヤカス」祖先の功勳を榮ゆるやうにす。11「ヤンゴトナキ」實にたふとむべきことである。12「神代ヨリノ餘風」中臣氏が祭祀を掌り朝政を輔佐する事は、神代よりの遺風であるから、鎌足が大功を立て、政權を執るやうになつたのは、當然の事と思はれる。13「内臣ニ任ジ」孝徳天皇大化元年のこと。14「大臣ニ轉ジ」天智天皇の二年内大臣に任ぜられたのを言つたのであらう。大織冠を授けられ、藤原の姓を賜つたのも同じ時の事である。15「大織冠」天智天皇の朝に制定せられた冠位二十六階の第一である。16「皇祖母ノ尊」後世の太上天皇などと云ふに同じい尊號である。

第三十七代、孝徳天皇ハ皇極同母ノ弟也。己巳ノ年即位。攝津國長柄豐崎ノ宮ニマシマス。此御時初メテ大臣ヲ左右ニワカタル。大臣ハ成務ノ御時武内ノ宿禰始メテ是

ニ任ズ。仲哀ノ御代ニ又大連ノ官ヲモオカル。大臣大連ナラビテ政ヲシレリ。此御代大連ヲヤメテ左右大臣トス。又八省百官ヲ定メラル。中臣鎌足ヲ内大臣ニナシ給フ。天下ヲ治給フ事十年。五十九歳オマシ〜キ。

1〔己巳ノ年〕紀元一千三百二十九年。2〔長柄豊崎ノ宮〕もとの攝津國西成郡豊崎村(?)  
 (一説大阪市大阪城の邊)に在つた。3〔初メテ大臣ヲ左右ニワカマル〕大化元年初めて左大臣、右大臣を置かれたといふこと。

第卅八代、齊明天皇ハ皇極ノ重祚也。重祚ト云フ事ハ、本朝ニハ是ニ始レリ。唐朝ニハ殷ノ太甲不明ナリシカバ、伊尹是ヲ桐宮ニシリゾケテ、三年政ヲトレリキ。サレド帝位ヲスツルマデハナキニヤ。太甲アヤマチヲ悔イテ、徳ヲ修メシカバ、本ノ如ク天子トス。晋ノ世ニ桓玄ト云ヒシ者、安帝ノ位ヲウベヒテ八十日アリテ、義兵ノ爲ニコロサレシカバ、安帝位ニ歸リ給フ。唐ノ代ト成リテ、則天皇后ノ世ヲミダラレシニ、我所生ノ子ナリシカドモ、中宗ヲステ、廬陵王トス。同ジ御子豫王ヲ立テラレシニ、又ステ、ミヅカラ位ニ即キ給フ。後ニ中宗位ニカヘリ唐ノ祚タエズ。豫王モ又重祚アリ。是ヲ睿宗ト云フ。是ゾマサシキ重祚ナレド、二代ニハタテズ。中宗睿宗トゾ

ツラネタル。我朝ニ皇極ノ重祚ヲ齊明ト號シ、孝謙ノ重祚ヲ稱徳ト號ス。異朝ニハカハレリ。是天日嗣ヲ重クスル故也。先賢ノ義定メテヨシアルニヤ。乙卯ノ年即位。此タビハ大和ノ岡本ニマシマス。後岡本宮ト申ス。此御世ハモロコシノ唐ノ高宗ノ時ニアタレリ。高麗ヲセメシニ依リテスクヒノ兵ヲ申請ヒシカバ、天皇并ニ皇太子筑紫マデムカハセ給フ。サレド三韓ツヒニ唐ニ屬セシカバ、軍ヲカヘサレヌ。其後モ三韓ヨシミヲワスル、マデハナカリケリ。皇太子ト申スハ中ノ大兄ノ皇子ノ御事也。孝徳ノ御代ヨリ太子ニ立給ヒキ。此時ハ攝政シ給フトミエタリ。天皇天下ヲ治給フ事七年。六十八歳オマシ〜キ。

1〔重祚〕重ねて踐祚あるをいふ。2〔二代ニハタテズ〕中宗も睿宗も共に重祚されたけれども、各二代には算へず、一代に算へたとの事。3〔天日嗣ヲ重クスル故也〕我國で重祚を二代に算するのは、天位を重んずる故である。4〔乙卯ノ年〕紀元一千三百十五年。5〔後ノ岡本ノ宮〕大和國高市郡に在つた。6〔高麗ヲセメシニ依リテ云々〕こゝの高麗は百濟とあるべきであらう。唐が新羅を助けて百濟を攻め、その王を降し、百濟の遺臣救援を求めたので、天皇は太子と共に筑紫に幸し給うたのである。

第卅九代、第廿五世、天智天皇ハ舒明ノ御子。御母ハ皇極天皇也。<sup>1</sup>壬戌ノ年即位。近江國大津宮ニマシマス。即位四年八月ニ内臣鎌足ヲ内大臣大織冠トス。又藤原朝臣ノ姓ヲ給フ。昔ノ大勳ヲ賞シ給ヒケレバ、朝獎ナラビナシ。先後封<sup>3</sup>ヲ給フ事一万五千戸也。病ノ間ニモ御幸シテトブラヒ給ヒケルトゾ。此天皇中興ノ祖ニマシマス。光仁ノ御<sup>5</sup>。國忌ハ時ニモシタガヒテアラタマレドモ、是ハ永クカハラヌ事ニナリニキ。天下ヲ治給フ事十年。五十八歳オマシ〜キ。

1〔壬戌ノ年〕紀元一千三百二十二年。2〔朝獎〕官職の榮達すること。3〔封〕食封にて、皇族または、諸王、諸臣の勳功、位階、職分あるものに賜はる戸口。4〔中興〕大化改新を成就して國家中興の業を樹て給うた故にいふ。5〔國忌〕天皇、皇后等の御忌日にいふ。

第四十代、天武天皇ハ天智同母ノ弟也。皇太子ニ立チテ大和ニマシ〜キ。天智ハ近江ニマシマス。御病アリシニ太子ヲ呼ビ申シ給ヒケルヲ、近江ノ朝廷ノ臣ノ中ニツ<sup>1</sup>ガシラセ申ス人アリケレバ、御門ノ御意趣ニヤアリケム、太子ノ位ヲミヅカラシリゾキテ、天智ノ御子太政大臣大友皇子ニ讓リテ、芳野ノ宮ニ入り給フ。天智カクレ給ヒテ後、大友ノ皇子ナホアヤブマレケルニヤ、軍ヲメシテ芳野ヲオソハムトハカリ給ヒ

ケレバ、天皇ヒソカニ芳野ヲイデ伊勢ニコエ、飯高郡ニ至リテ太神宮ヲ遙拜シ、美濃ヘカ、リテ東國ノ軍ヲメス。皇子高市參リ給ヒシヲ大將軍トシテ美濃ノ不破ノ關ヲマボラシメ、天皇ハ尾張國ニゾコエ給フ。國々皆シタガヒ申シ、カバ、不破ノ關ノ軍ニ打チ勝チ、則チ勢多ニノゾミテ合戦アリ。皇子ノ軍ヤブレテ、皇子コロサレ給ヒヌ。大臣以下或ハ誅ニフシ、或ハ遠流セラル。軍ニ隨ヒ申ス輩、シナ〜ニヨリテ其賞ヲオコナヘル。壬申ノ年即位。大和ノ飛鳥淨御原ノ宮ニマシマス。朝廷ノ法度オホク定メラレニケリ。上下漆ヌル頭巾ヲキル事モ此御時ヨリ始マル。天下ヲ治給フ事十五年。七十三歳オマシ〜キ。

1〔ツゲシラセ申ス人云々〕天智天皇この天皇に後事を囑し給ひける前、蘇我安曆といふ者、密かに注意あるべきよしを申したので、天皇終に東宮を去つて吉野に入り給うた。2〔大友皇子〕後の弘文天皇。3〔太神宮ヲ遙拜〕古來伊勢の太神宮へ參拜せられることは、日本武尊など皇族の例は往々にして拜したが、天皇の親拜は未だ曾て拜されなかつた。此時、天智天皇は、即位前のことではあるが、三月丙戌の日の旦、朝明郡(本文に飯高郡とあるのは誤)迹太川邊に於て天照大神を遙拜せられた。これ神域での親拜ではないが希有の例とせられる。

此の後聖武天皇、後白河天皇、後醍醐天皇御親拜の御志ありしも實現を見るに至らず。降つて明治天皇の御代に及んでその新例を拜することとなつた。因に現今、神宮遷宮の際には御遙拜あらせられる御例である。4〔不破ノ關〕三關の一。三關とは伊勢國の鈴鹿の關、美濃國の不破の關、越前國の愛發の關（後近江國の勢多の關に代へ、復たさらに逢坂の關に改む）を云ひ、武器を備へ兵士を配し、以て京畿の警固に備へた。而して此の三關は天下事あれば、必ず先づ之を鎖さしめ、之を固關と稱した。5〔大臣以下云々〕右大臣中臣金は死罪、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等は流罪に處せられた。6〔壬申ノ年〕この時の亂は、壬申の歲に起つたので、後世壬申の亂といふ。紀元一千三百三十二年のことである。7〔飛鳥淨見原ノ宮〕大和國高市郡上居村邊に在つた。8〔上下漆ヌル頭巾ヲキル〕書紀に「十一年六月丁卯、男女始結髮仍著漆沙冠」とある。

第四十一代、持統天皇ハ天智ノ御女也。御母ハ越智娘、蘇我ノ山田ノ石川丸ノ大臣ノ女也。天武天皇皇太子ニマシシヨリ妃トシ給フ。後ニ皇后トス。皇子草壁ワカクマシシカバ、皇后朝ニノゾミ給フ。戊子ノ年也。庚寅ノ春正月一日即位。大和ノ藤原宮ニマシマス。草壁ノ皇子ハ太子ニ立チ給ヒシガ、世ヲ早クシ給フニヨリテ、其子輕ノ王ヲ皇太子トス。文武ニマシマス。前太子ハ後ニ追號アリテ、長岡ノ天皇ト

申ス。此天皇天下ヲ治給フ事十年、位ヲ太子ニ讓リテ太上天皇ト申ス。太上天皇ト云フ事ハ異朝ニ漢ノ高祖ノ父ヲ大公ト云フ。尊號アリテ太上天皇ト號ス。其後ニ後魏ノ顯祖、唐ノ高祖、睿宗、玄宗等也。本朝ニハ昔其例ナシ。皇極天皇位ヲノガレ給ヒシモ皇祖母ノ尊ト申ス。此天皇ヨリゾ太上天皇ノ號ハ侍リケル。五十八歳オマシマシキ。

1〔戊子ノ年〕紀元一千三百四十八年。2〔庚寅ノ年〕紀元一千三百五十年。3〔藤原ノ宮〕大和國高市郡に在つた。4〔世ヲ早クシ給フ〕草壁太子は天皇即位の前年に薨去せられた。5〔長岡ノ天皇ト申ス〕この事釋日本紀、帝王編年記にもあるが、年月は詳でない。淳仁天皇天平寶字二年八月に岡宮御宇天皇と追號を奉つたことがある。その時の事か。6〔後魏ノ顯祖〕獻文帝弘といふ者、自ら太上皇帝と稱す。7〔唐ノ高祖〕神堯皇帝李淵のこと。

第四十二代、文武天皇ハ草壁ノ太子第二ノ子、天武ノ嫡孫也。御母ハ阿閉ノ皇女、天智ノ御女也。後ニ元明天皇ト申ス。丁酉ノ年即位。猶藤原ノ宮ニマシマス。此御時唐國ノ禮ヲウツシテ宮室ヲ造リ、文武ノ官ノ衣服ノ色マデモ定メラレキ。又即位五年辛丑ヨリ始メテ年號アリ。大寶ト云フ。是ヨリサキニ孝德ノ御代ニ大化、白雉、天智

ノ御時白鳳、天武ノ御代ニ朱雀、朱鳥ナド云フ號アリシカドモ、大寶ヨリ後ニゾク  
エヌ事ニハ成リヌル。依リテ大寶ヲ年號ノ始メトスル也。又皇子ヲ親王ト云フ事此御  
時ニ始マル。又藤原ノ内大臣鎌足ノ子不比等ノ大臣執政ノ臣ニテ、律令ナムドヲ撰  
ビ定メラレキ。藤原氏此大臣ヨリ彌々サカリニナレリ。四人ノ子オハシキ。是ヲ四門  
ト云フ。一門ハ武智丸ノ大臣ノ流、南家ト云フ。二門ハ參議中衛ノ大將房前ノ流、北  
家ト云フ。今ノ執政大臣及ビサルベキ藤原ノ人々ハ皆此末流ナルベシ。三門ハ式部卿  
宇合ノ流、式家ト云フ。四門ハ左京大夫鷹ノ流、京家ト云ヒシガ、早ク絶エニケリ。  
南家式家モ儒胤ニテ今ニ相續ストイヘドモ、唯北家ノミ繁昌ス。房前大將人ニ異ナル  
陰徳コソオハシケメ。

裏書云、正一位左大臣武智麻呂、天平九年七月薨、天平寶字四年八月贈<sup>二</sup>太政大臣、參  
議正三位中衛大將房前、天平九年四月薨、十月日贈<sup>二</sup>左大臣正一位、寶字四年八月贈<sup>二</sup>  
太政大臣、天平寶字四年八月大師藤原惠美押勝奏、廻<sup>二</sup>所<sup>レ</sup>帶大師之任、欲<sup>レ</sup>讓<sup>二</sup>南北  
兩大臣<sup>一</sup>者、勅處分、依<sup>レ</sup>請南鄉藤原武智丸贈太政大臣北鄉<sup>一</sup>  
贈左大臣房前轉贈<sup>二</sup>太政大臣<sup>一</sup>

云々。

又不比等ノ大臣ハ後ニ淡海公ト申ス。興福寺ヲ建立ス。此寺ハ大織冠ノ建立ニテ山背  
ノ山科ニアリシヲ、此大臣平城ニウツサル。仍リテ山科寺トモ申ス也。後ニ玄昉ト云  
フ僧唐ヘ渡リテ法相宗ヲ傳ヘテ此寺ニ弘メシヨリ氏ノ神春日明神モ殊ニ此宗ヲ擁護シ  
給フトゾ。

春日神ハ天兒屋ノ神ヲ本トス。本社ハ河内ノ平岡ニマス。春日ニ移リ給フコトハ神  
護慶雲年中ノ事也。云々。然ラバ此大臣以後ノ事也。又春日ノ第一ノ御殿ハ常陸ノ  
鹿嶋神、第二ハ下總ノ香取ノ神、第三ハ平岡ノ神、第四ハ姫ノ御神ト申ス。然レバ  
藤原ノ氏ノ神ハ第三ノ御殿ニマシマス。

此天皇天下ヲ治給フ事十一年、二十五歳オマシクキ。

神皇正統紀

永享十年孟夏天書寫之

同校合了

1〔丁酉ノ年〕紀元一千三百五十七年。2〔此御時唐國ノ禮ヲウツシテ云々〕天皇四年刑部親王及藤原不比等に勅して重ねて律令を撰定せしめられ、又年號を建て、大寶といひ、始めて新令によつて官名位號を改制し、服色の制を定められた。さてその大略は唐制によられたのであるけれども、なほ我が國古來の風を參酌せられ、決して之に盲從せられたのではない。3〔皇子ヲ親王ト云フ事〕上古は皇子を何々の皇子と稱したのを、この時から皇兄弟及び皇子を親王と稱するに至つた。4〔南家〕南家、北家の兩家が相對して京の南北にあつたからかくいふ。5〔式家、京家〕式家は其の祖宇合、式部卿であつたからかくいひ、京家は麻呂左京大夫であつたからかくいふ。6〔儒胤〕儒者の家筋。7〔後ニ玄昉ト云フ僧〕玄昉の事は後に見えるが、その入唐したのは、靈龜二年である。法相宗は佛法中にて色心の諸法に於て、種々の名相を建てた宗旨である故、かく名づく。初、孝徳天皇の白雉四年、元興寺の道昭和尙、勅を奉じて唐に行き、玄奘三藏を師としてこの宗を傳へたが、玄昉に至り、智同大師に遇ひて、更に之を極め、大いに盛んとなつた。8〔氏ノ神春日明神〕春日明神は藤原氏の先祖天兒屋命を合祀したので、氏神として藤原氏一門の崇敬篤く、法相宗は興福寺に擴めし緣故もあれば春日明神も特別にこの宗旨を保護し給ふぞとのこと。9〔本社〕枚岡神社のこと、藤原氏の祖天兒屋命及び比賣神を祀る。

## 神皇正統紀 三

第四十三代、元明天皇ハ天智第四ノ女、持統異母ノ妹、御母ハ蘇我嬪、是モ山田ノ石川丸ノ大臣ノ女也。草壁ノ太子ノ妃、文武ノ御母ニマシマス。丁未<sup>慶雲</sup>ノ年即位。戊申ニ改元。三年庚戌始メテ大和ノ平城宮ニ都ヲ定メラル。古ハ代ゴトニ都ヲ改メ、即其御門ノ御名ニヨビタテマツリキ。持統天皇藤原宮ニマシノシテ、文武始メテアラタメ給ハズ。此元明天皇平城ニウツリマシノシヨリ又七代ノ都ニ成リニケリ。天下ヲ治給フ事七年。禪位アリテ太上天皇ト申シシガ、六十一歳オマシノキ。

1〔丁未ノ年〕紀元一千三百六十七年。2〔戊申ニ改元〕和銅と年號を改められた。3〔始メテアラタメ給ハズ〕始めて都を改められず、もとの藤原の宮にお出でになつた。

第四十四代、元正天皇ハ草壁ノ太子ノ御女。御母ハ元明天皇。文武同母ノ姉也。靈龜元乙卯ノ年正月ニ攝政。九月受禪。即日即位。十一月ニ改元。平城宮ニマシマス。此御時百官ニ笏ヲモタシム。<sup>五位已上ハ牙ノ笏、六位ハ木ノ笏。</sup>天下ヲ治給フ事九年。禪位ノ後廿年。六十

五歳オマシ〜キ。

- 1〔乙卯ノ年〕和銅八年。紀元一千三百七十五年。2〔十一月ニ改元〕靈龜と改元された。
- 3〔百官ニ笏ヲモタシム〕養老六年三月のこと。

第四十五代、聖武天皇ハ文武ノ太子。御母皇大夫人藤原宮子也、淡海公不比等ノ大臣ノ女也。豐櫻彦尊ト申ス。ヲサナクマシ〜シニ依リテ、元明、元正マヅ位ニ居給ヒキ。甲子ノ年即位改元。平城宮ニマシマス。此御代大イニ佛法ヲ崇メ給フ事先代ニ超エタリ。東大寺ヲ建立シ、金銅十六丈ノ佛ヲ作ラル。又諸國ニ國分寺及ビ國分尼寺ヲ立テ、國土安穩ノ爲ニ法花、最勝兩部ノ經ヲ講ゼラル。又多クノ高僧他國ヨリ來朝ス。南天竺ノ波羅門僧正菩提ト云。林邑ノ佛哲、唐ノ鑒眞和尚等是也。眞言ノ祖師、中天竺ノ善無畏三藏モ來リ給ヘリシガ、密機未ダ熟セズトテ、歸給ヒニケリトモ云ヘリ。此國ニモ行基菩薩、良辨僧正ナムド權化ノ人也。天皇、波羅門僧正、行基、良辨ヲバ四聖トゾ申傳ヘタル。此御時大宰少貳藤原廣繼ト云フ人式部卿宇合ノ子ナリ。謀叛ノ聞エアリテ追討セラル。玄昉僧正ノ讒ニヨレリトモ云ヘリ。祈禱ノ爲ニ、天平十七年十月伊勢ノ神宮ニ行幸ス。仍リテ靈トナル。今ノ松浦明神。

アリキ。又左大臣長屋王太政大臣高市王ノ子。天武天皇御孫也。罪アリテ誅セラル。又陸奥國ヨリ始メテ黄金ヲ奉ル。此朝ニ金アル始也。國司ノ王賞アリテ三位ニ敍ス。佛法繁昌ノ感應也トゾ。天下ヲ治給フ事廿五年。天位ヲ御女高野ノ姫皇女ニ讓リテ太上天皇ト申ス。後ニ出家セサセ給フ。天皇出家ノ始也。昔天武東宮ノ位ヲノガレテ御グシヲオロシ給ヘリシカドモ、其ハシバラクノ事也キ。皇后光明子モ同ジク出家セサセ給フ。此天皇五十六歳オマシ〜キ。

- 1〔甲子ノ年〕養老八年を神龜元年とす。紀元一千三百八十四年。2〔改元〕神龜と改む。
- 3〔東大寺〕天平十五年、天皇皇后の請ひによつて奈良に東大寺を建てん爲にその事を始められ、七年を経て成る。諸國國分寺の總本山。之に對して國分尼寺の總本山を大和の法華滅罪寺とする。4〔國分寺國分尼寺〕天平十三年のこと。前者は僧寺。5〔法花最勝兩部ノ經〕法華經は前に出づ、最勝經は金光明最勝王經の略、十卷、三十一品より成る。奈良時代以後盛に講說されて法華經、仁王經と共に護國の三部と崇められた。6〔波羅門僧正〕天平八年七月來朝、東大寺大佛開眼導師となり、後僧正に任ぜられた。名は菩提。7〔林邑ノ佛哲〕支那林邑の人、波羅門僧正と共に來朝したといふ。8〔鑒眞和尚〕支那揚州江陽縣の人、天平勝寶六年來朝、聖武天皇の尊信を受け、東大寺に居り、後大僧正に任じ、大和尚の號を賜はつた。唐

招提寺の開祖。9〔眞言〕眞言宗。10〔善無畏三藏〕中天竺の國王の子、唐の玄宗の朝、長安に來た。當時の名僧。11〔密議未だ熟せず〕眞言祕密の宗義を弘むる機縁が未だ十分でない。12〔行基〕和泉の人、聖武天皇の尊信を受け、天平十七年大僧正となる。13〔良辨〕近江の人、東大寺建立の際僧正となる。14〔大宰少貳〕大宰府の次官、帥を輔けて管内の政務を掌る。15〔藤原廣繼〕廣繼は吉備、僧玄昉と諧はず、天平十二年八月上奏して政事の得失を論じ、眞備、玄昉の二人を除かんことを請うて許されず、九月遂に兵を大宰府に起して敗れ、十一月肥前の松浦郡で誅せられた。16〔左大臣長屋王云々〕天平元年二月漆部君足、中臣東人が長屋王私に左道を學んで國家を傾けんとすると密告したので、即夜式部卿藤原宇合等をして、その第を圍み、翌日自殺せしめられた。17〔陸奥ノ國ヨリ始メテ黄金ヲ奉ル〕天平勝寶二年のことである。18〔出家〕世の塵を避けて家を出づる義、佛道に入ること。19〔東宮〕皇太子のこと、太子の御居所が皇居の東に在るより起る。20〔御グシヲオロシ〕髪を剃ること。

第四十六代、孝謙天皇ハ聖武ノ御女。御母ハ皇后光明子、淡海公不比等ノ大臣ノ女也。聖武ノ皇子安積親王世ヲハヤクシテ後、男子マシマサズ。仍リテ此皇女立チ給ヒキ。<sup>1</sup>天平勝寶元年<sup>2</sup> 即位、改元<sup>3</sup>。平城宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事十年。大炊ノ王ヲ養子トシテ皇太子トス。位ヲ讓リテ太上天皇ト申ス。出家セサセ給ヒテ平城ノ西宮ニ

ナムマシ〜ケル。

1〔安積親王世ヲハヤクシ〕神龜五年九月御年二歳で薨去された。2〔己丑ノ年〕天平勝寶元年。紀元一千四百九年。3〔改元〕天平勝寶と改められた。

第四十七代、淡路廢帝ハ、一品舍人親王ノ子、天武ノ御孫也。御母ハ上總介當麻老ガ女也。舍人親王ハ皇子ノ中ニ、御身ノオモマシ〜ケルニヤ、知太政官事ト云フ職ヲ授ケラレ、朝務ヲ輔佐シ給ヒケリ。日本紀モ此親王ノ勅ヲウケテ撰ビ給ヒケリ。後ニ追號アリテ盡敬天皇ト申ス。孝謙天皇御子マシマサズ、又御兄弟モナカリケレバ、廢帝ヲ御子ニシテ讓リ給フ。但年號ナムドヲモアラタメラレズ、女帝ノ御マ、ナリシニヤ。<sup>1</sup>天平寶字二年<sup>2</sup> 即位。天下ヲ治給フ事六年。事アリテ淡路國ニウツサレ給ヒキ。三十三歳オマシ〜キ。

1〔知太政官事〕知太政大臣とも云ふべき官、太政大臣には容易に任ぜられぬ當時の規定であつたから、假にかゝる職を置かれたのである。元正天皇の養老四年のこと。2〔後ニ追號アリテ云々〕天平寶字三年六月崇道盡敬皇帝といふ尊號を奉られた。3〔戊戌ノ年〕天平寶字二年、紀元一千四百十八年。4〔事アリテ云々〕天平寶字八年九月惠美押勝反して誅せられ



た。淳仁天皇の御即位はもと押勝が勸に出でた上に、道鏡の事によつて上皇と御不和であつたので、遂に押勝の亂に坐して廢せられた。淳仁天皇と申す諡は、明治三年七月に奉られたのである。京都市官幣中社白峰宮に崇徳天皇と共に奉祀す。

第四十八代、稱徳天皇ハ孝謙ノ重祚也。<sup>1</sup> 庚戌<sup>2</sup> 正月一日更ニ即位。同七日改元、太上<sup>3</sup> 天皇潜ニ藤原武智丸大臣ノ第二子押勝ヲ幸シ給ヒキ。大師<sup>4</sup> 其時太政大臣ヲ改<sup>5</sup> 正一位ニナル。見給ヘバ、エマシキトテ、藤原ニ二字ヲソヘテ藤原惠美ノ姓ヲ給ヒキ。天下ノ政併シナガラ委任セラレケリ。後ニ道鏡ト云フ法師<sup>6</sup> 弓削氏ノ人也。又寵幸アリシニ、押勝怒ヲナシ、廢帝ヲス、メ申シテ、上皇ノ宮ヲカタクムトセシニ、コトアラハレテ誅ニフシヌ。又帝モ淡路ニウツサレ給フ。カクテ上皇重祚アリ。サキニ出家セサセ給ヘリシカバ、尼ナガラ位ニ居給ヒケルニコソ。非常ノ極也ケンカシ。唐ノ則天皇后ハ太宗ノ女御也。才人ト云フ官ニ居給ヒシガ、太宗カクレ給ヒテ、尼ニ成リテ感業ト云フ寺ニオハシケルヲ、高宗見給ヒテ、長髮セシメテ皇后トス。イサメ申ス人多カリシカドモ用ヒラレズ。高宗崩ジテ中宗位ニ居給ヒシヲ退ケ、睿宗ヲ立テラレシヲモ又退ケテ自ラ位ニツキ、國ヲ大周トアラタム。唐ノ名ヲ失ハムト思ヒ給ヒケルニヤ。中宗睿

宗モ我が生ミ給ヒシカドモ、ステ、用ヒズ諸王トシ、ミヅカラノヤカラ武氏ヲモテ國ヲ傳ヘシメムトサヘシ給ヒキ。其時ニゾ法師モ宦者モアマタ寵セラレテ世ニソシラル、タメシ多ク侍リシカ。此道鏡始ハ大臣ニ准ジテ<sup>11</sup> 日本准大臣ノ<sup>12</sup> 大臣ノ禪師ト云ヒシヲ太政大臣ニ成シ給ヘリシニ依リテ、次々ニ納言參議ニモ法師ヲマジヘナサレニキ。道鏡世ヲ心ノ任ニシケレバ、アラソフ者ナカリシニヤ。大臣吉備ノ眞備公、<sup>14</sup> 右中辨藤原百川ナドアリキ。サレド力オヨバズ。法師ノ官ニ任ズル事ハ、モロコシヨリ始メテ<sup>16</sup> 僧正僧統ナド云フ事ノアリシ。ソレスラ出家ノ本意ニアラザルベシ。況ヤ俗官ニ任ズル事アルベカラヌ事ニコソ。サレド、モロコシニモ南朝ノ宋ノ世ニ惠琳ト云ヒシ人<sup>18</sup> ニマジラヒシヲ<sup>19</sup> 黒衣ノ宰相ト云ヒキ。是ハ官ニ任ズトハミエズ。梁代ニ惠超ト云ヒシ僧學士ノ官ニナリキ。北朝魏ノ明文元帝ノ代ニ法果ト云フ僧、安城公ノ爵ヲ給ハル。唐ノ代ト成リテハアマタ聞エキ。肅宗ノ朝ニ道平ト云フ人、帝ト心ヲ一ニシテ、安祿山ガ亂ヲ平ゲシ故ニ、<sup>20</sup> 金吾將軍ニナサレニケリ。代宗ノ時天竺ノ不空三藏ヲタフトビ給フアマリニヤ、特進試鴻臚卿ヲ授ケラル。後ニ開府儀同三司肅國公トス。歸寂アリシカバ、司空

ノ官ヲ贈ラル。司空ハ大。臣ノ官也。則天ノ朝ヨリ此女帝ノ御代マデハ六十年バカリニヤ。兩國ノ事相似タリ。天下ヲ治給フ事五年。五十三歳オマシキ。天武聖武、國ニ大功アリ、佛法ヲモ弘メ給ヒシニ、皇胤マシマサズ。此女帝ニテタエ給ヒヌ。女帝カクレ給ヒシカバ、道鏡ヲ下野ノ講師ニナシテ、ナガシクダサレキ。抑道鏡ハ法王ノ位ヲ授ケラレタリシニ猶アカズシテ皇位ニツカムト云フ志アリケリ。女帝サスガニ思煩ヒ給ヒケルニヤ、和氣ノ清丸ト云フ人ヲ勅使ニ差シテ、宇佐ノ八幡宮ニ申サル。大菩薩様、ノ詔宣アリテ更ニユルサレズ。清丸歸參シテ、アリノマ、ニ奏聞ス。道鏡嗔ヲ成ノ清丸ガヨボロスヂヲタチテ、土佐國ニ流シ遣ス。清丸愁ヘカナシミテ大菩薩ヲ恨ミカコチ申シケレバ小蛇出デ來テ其疵ヲ癒シテケリ。光仁位ニ即キ給ヒシカバ、則チ召シカヘサル。神威ヲ貴ビ申シテ河内國ニ寺ヲ立テ神願寺ト云フ。後ニ高雄ノ山ニウツシ立ツ。今ノ神護寺是也。件ノ比マデハ神威モカクイチジルキ事也キ。カクテ道鏡ツヒニ望ヲトゲズ、女帝モ又程ナクカクレ給フ。宗廟社稷ヲヤスクスル事八幡ノ冥慮タリシ上ニ、皇統ヲ定メ奉ル事ハ藤原ノ百川ノ朝臣ノ功也トゾ。

1〔重祚〕之は甲辰の年（紀元一千四百二十四年）即ち天平寶字八年十月九日重祚せられたことをいふ。2〔改元〕重祚の翌乙巳年正月七日に天平神護と改元。従つて庚戌の年は誤である。3〔太上天皇〕孝謙天皇の御事、淳仁の御代の事を立返つていふ故、太上天皇と記したのである。4〔幸シ給ヒキ〕寵愛なされた。5〔大師〕天平寶字二年、押勝奏して官號を改め太政官を乾政官、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫、紫微中臺を坤宮官、中衛大將を太尉と稱した。6〔見給ヘバエマシキトテ〕孝謙天皇、押勝を見給ふ時は、嬉しく思召さるゝ由にて、笑みといふ意にて、惠美の姓を賜はつたといふ。此の時迄は藤原仲膺というたのを、この後は惠美押勝といふ。7〔天下ノ政併シナガラ〕しかしながらは悉皆といふ意、即ち天下の政一切を。8〔道鏡〕弓削氏にして、河内の人、禪行を以て聞ゆ。天皇召して内道場に入れ、禪師とし給ひしが、終に寵を得るに至る。9〔上皇ノ宮ヲカタムケム云々〕押勝は道鏡の己より寵せらるゝに至つたのを憤り、天平寶字八年九月亂を起して誅せられた。10〔唐ノ則天皇后〕年十四にして太宗の妃となり、後高宗の皇后となつたが、高宗眼病にて政事を自ら執ることが出来ず、よつて武后代つて之を聞き、遂に專恣を極めて唐室を亂した。11〔宦者〕自宮して後宮に仕へる人。支那の古代より行はれた。12〔大臣ノ禪師〕天平寶字八年九月「朕既に出家の天子たれば宜しく出家の大臣を置くべし」と勅ありて、道鏡を大臣禪師となし、その職分封戸一に大臣に准ぜられた。13〔納言參議ニモ法師〕天平神護二年、山階寺の僧基眞に法參議を授け、その師圓與に法臣を授け、法臣は大納言に

准じ、法參議は參議に准ぜられた。14〔大臣吉備ノ眞備〕眞備はこの當時右大臣であつた。15〔右中辨藤原百川〕百川は字合の子。右中辨は太政大臣の判官。16〔僧正僧統〕共に僧尼を取締る職。17〔俗官〕僧でない俗人の任ずる官。18〔政ニマジラヒ〕政務に參與する。19〔黒衣ノ宰相〕袈裟衣を著た大臣の意。20〔金吾將軍〕天子の側にあつて防衛を掌る職。我國の近衛大將の類。21〔不空三藏〕南天竺の高僧、玄宗の朝唐に至り、玄宗、肅宗、代宗に尊信せらる。三藏とは經、律、論の三藏に通達せる高僧の尊稱。22〔鴻臚卿〕外交を掌る官。23〔開府儀同三司〕位の名にて我が國にては從一位に當る。開府とは、支那にて、古私家に府を開き、屬僚を置きしことあれば、それを許さるゝをいふ。儀同三司は取扱向は三司に同様であるとの意。三司とは司職、司徒、司馬の三公をいふ。24〔歸寂〕寂滅無爲の眞如の境に歸する義で僧の死をいふ。25〔下野ノ講師云々〕寶龜元年八月、道鏡の不臣の罪を糾して遂に下野薬師寺別當となされた。26〔ヨボロスヂ〕足の筋。之を斷切つて片輪にすること。27〔土佐國ニ流シ〕清曆は始め因幡員外介に貶せられ、尋いで大隅に流された。土佐とあるは誤。28〔神威ヲ貴ビ申シテ云々〕宇佐八幡宮の神威を尊び、之を勸請して神願寺を建てた。延暦年中のこと。29〔高雄ノ山ニウツシ〕天長元年和氣仲世等奏請して高雄に移した。翌二年勅して空海を住持とし、尋いで神護國祚眞言寺と改め勅願に預る。30〔社稷〕社は土の神、稷は穀の神、國は土穀に資つて人を養ふ故に、立てて之を祀るより、轉じて國家の義に用ゐらる。31〔冥慮〕神の御心。八幡大神の神威により國家の安泰であつたことをいふ。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇ハ施基皇子ノ子、天智天皇ノ御孫也。皇子ハ第一也。追號アリテ<sup>1</sup>田原ノ天皇ト申ス。御母ハ贈皇太后紀旅子。贈太政大臣旅人ノ女也。白壁ノ王ト申シキ。天平年中ニ御年廿九ニテ從四位下ニ敍シ、次第ニ昇進セサセ給ヒテ、正三位勳二等大納言ニ至リ給ヒキ。稱徳カクレマシ<sup>2</sup>シカバ、大臣以下皇胤ノ中ヲ選ビ申シケルニ、各異議アリシカド、參議百川ト云ヒシ人此天皇ニ志シ奉リテ、ハカリゴトヲメグラシテ定メ申シテケリ。天武ノ世ヲ知り給ヒシヨリアラソヒ申ス人ナカリキ。然レド天智、御兄ニテ、先ヅ日嗣ヲウケ給ヒ、ソノカミ逆臣ヲ誅シ、國家ヲモ安ンジ給ヘリ。此君ノカク繼體ニ備リ給フ。猶正ニ歸ルベキ謂ハレナルニコソ。先ヅ皇太子ニ立チ則チ受禪御年六十二。今年庚戌ノ年<sup>3</sup>寶龜也。十月ニ即位。十一月ニ改元<sup>4</sup>。平城ノ宮ニマシマス。天下ヲ治給フ事十二年。七十三歳オマシ<sup>5</sup>キ。

1〔田原ノ天皇〕寶龜元年十一月諡を奉らる。2〔各異議アリシカド〕右大臣吉備眞備を始め、長親王の子參議大市を推すものが多かつた。百川は白壁王を立てんとして、左大臣藤原永手、參議藤原宿奈磨と謀り、すでに宣命を讀むべき時に至つて、竊に白壁王を太子と定むる由の宣命を作つて、大市の宣命と換へて群臣に宣旨したので、眞備等如何ともすることが出

來ず、即日太子に立たれた。3〔逆臣ヲ誅シ〕蘇我入鹿蝦夷を誅せられたこと。4〔正ニ歸ルベキ謂ハレ〕矢張天位は正しきにつくべきわけである。5〔庚戌ノ年〕紀元一千四百三十年。

6〔改元〕寶龜と改元。

第五十代、第廿八世、桓武天皇ハ光仁第一ノ御子。御母ハ皇太后高野ノ新笠、贈太政大臣乙繼ノ女也。光仁即位ノ始、井上内親王<sup>聖武</sup>ヲモテ皇后トス。彼ノ所生ノ皇子早良親王太子ニ立チ給ヒキ。然ルヲ百川ノ朝臣此ノ天皇ニウケツガシメ奉ラント心ザシテ、又ハカリゴトヲ廻シテ、皇后太子ヲステ、ツヒニ皇太子ニスエ奉リキ。其時且ク不許ナリケレバ、四十日マデ殿ノ前ニ立チテ申シケリトゾ。類ヒ無キ忠烈ノ臣也ケルニヤ。皇后前太子セメラレテ失セ給ヒニキ。怨靈ヲヤスメラレム爲ニヤ、太子ハ後ニ追號アリテ崇道天皇ト申ス。<sup>辛酉</sup>ノ年即位。<sup>壬戌</sup>ニ改元。始メハ平城ニマシマス。山背ノ長岡ニ移リテ十年斗都<sup>トツ</sup>ナリシガ、又今ノ平安城ニウツサル。山背國ヲモアラタメテ山城ト云フ。永代ニカハルマジクナムハカラハセ給ヒケル。昔、聖德太子蜂岡<sup>ハチノ</sup>ニノボリテ今ノ城ヲ見廻シテ、四神相應ノ地也。百七十餘年アリテ、都ヲウツサレテ、カハルマジキ所ナリト宣ヒケルトゾ申シ傳ヘタル。其ノ年紀モタガハズ、又數十代不易ノ都トナリ

ヌル、誠ニ王氣相應ノ福地タルニヤ。此天皇大イニ佛法ヲアガメ給フ。延暦廿三年、傳教、弘法勅ヲウケテ唐へ渡リ給フ。其時唐朝へ使ヲ遣サル。大使ハ參議左大辨兼越前守藤原葛野丸朝臣也。傳教ハ天台<sup>11</sup>ノ道邃和尚ニ逢ヒテ其宗ヲ極メテ、同廿四年、大使ト共ニ歸朝セラル。弘法ハ猶彼國ニ留リテ大同年中ニ歸リ給フ。此御時東夷叛亂シケレバ、坂上ノ田村丸ヲ征夷大將軍ニナシテ遣サル。コトトクタクタヒラゲテ歸リマウデケリ。此ノ田村丸、武勇人ニ勝レタリキ。初ハ近衛ノ將監ニナリ、少將ニウツリ、中將ニ轉ジ、弘仁ノ御時ニヤ、大將ニアガリ、大納言ヲカケタリ。文ヲモカネタレバニヤ納言ノ官ニモノボリニケル。子孫ハ今ニ文士ニテゾツタハレル。天皇天下ヲ治給フ事廿四年、七十歳オマシクキ。

1〔彼ノ所生ノ皇子〕早良親王の御母は、高野新笠にましましたから、井上皇后の御子ではない。且又早良親王の皇太子となつて廢せられ給うたのは、桓武天皇の御代で、光仁の御代ではない。故にこゝは井上皇后の生み給ひて、光仁天皇の東宮であられた他戸親王を誤つたのであらう。2〔百川ノ朝臣〕寶龜三年皇后、天皇を呪詛せられたので、百川、天皇に奏して皇后及び太子を廢し、桓武天皇を太子とした。皇后が呪詛されたのも、百川が皇后に不良の行を

勸め、天皇の寵が衰へたからだと言つたのである。3「セメラレテ」皇后、皇太子は幽閉中寶龜六年四月同日薨せられた。4「太子ハ後ニ追號」延暦十九年七月のこと。5「辛酉ノ年」天應元年。紀元一千四百四十一年。6「壬戌ニ改元」延暦と改元。紀元一千四百四十三年。7「長岡ニ移リテ云々」延暦三年藤原種繼等の議によりて、長岡に宮室の經營を始め、その年十一月に遷都されたが、建議者種繼は暗殺され、新都の經營は十年を経て完成しなかつたので、和氣清麿の奏により、延暦十三年更に平安京に遷都された。8「蜂岡」もと、山城國葛野郡、今の京都市右京區太秦蜂岡町の邊。9「四神相應ノ地」地を相して最も勝れたのをいふ。四神とは左青龍は東。右白虎は西。前朱雀は南。後玄武は北で、最も地相の宜しき處。10「王氣相應ノ福地」帝王の御稜威によく適したよい地。11「天台」天台宗、開祖智者大師が、天台山でこの宗を弘道したからの稱。12「大同年中」大同元年のこと。13「近衛ノ將監」近衛府の判官、近衛府に禁兵を統べて宮闕に宿侍し、兵仗を帶して禁中を護衛することを掌る。14「弘仁ノ御時」嵯峨天皇の御代。但し田村麿が近衛の大將となつたのは、大同元年のことであるから平城天皇の御代である。15「カケタリ」兼ねたりの意。16「子孫ハ今ニ文士」田村麿の子孫坂上氏は代々明法道を以て朝廷に仕へた。

第五十一代、平城天皇ハ桓武第一ノ子。御母ハ皇太后藤原ノ乙牟漏、贈太政大臣良繼ノ女也。丙戌ノ年即位、改元。平安宮ニマシマス。是ヨリ遷都ナキニヨリ御在所ヲシルサズ。天下ヲ治給

フ事四年。太弟ニ讓リテ太上天皇ト申ス。平城ノ舊都ニ歸リテスマセ給ヒケリ。尙侍藤原ノ藥子ヲ寵シマシケルニ、其弟參議右兵衛督仲成等申勸メテ逆亂ノコトアリキ。田村丸ヲ大將軍トシテ追討セラレシニ、平城ノ軍破レテ上皇出家セサセ給フ。御子東宮高岳ノ親王モステラレテ同ジク出家。弘法大師ノ弟子也。眞如親王ト申スハ是也。藥子、仲成等ハ誅ニフシヌ。上皇五十一歳オハシマシクキ。

1「丙戌ノ年即位改元」延暦二十五年（紀元一千四百六十六年）を大同と改元。2「尙侍」官名、後宮女官の長。3「藤原ノ藥子云々」藥子は藤原種繼の女、初め藤原繩主に嫁いだが、平城天皇皇太子たりし時、その長女太子の宮に侍するに及び、藥子東宮に親しく仕へ奉りて寵愛せらる。天皇即位するに及び召して尙侍とせらる。已にして嵯峨天皇位に即き給ひ、天皇太上天皇と號して平城にましましたのを、藥子、上皇の寵を恃み、兄（本文に弟とあるは誤）仲成と共に權威を弄し、遂に上皇を勸めて重祚せしめ、己れ皇后とならんと企て、弘仁元年上皇の詔と矯り、都を平城に遷さんとしたので、天皇仲成を捕へ、藥子及び仲成の官爵を削られた。上皇怒りて藥子と同車し、東國に赴かんとせられたが、天皇は坂上田村麿等をして之を遮らしめ、仲成を誅せられたので、上皇事の成らぬを知り、宮に還つて剃髮せられ、藥子は藥を吞んで自殺した。4「東宮高岳ノ親王」大同四年東宮となり給ひしが、藥子の亂に

よつて廢せられ、十三年、四品に敍せられ、尋いで僧となり、眞如と號し、東寺にて修行せらる。

第五十二代、第廿九世、嵯峨天皇ハ桓武第二ノ子、平城同母ノ弟也。太弟ニ立チ給ヘリシガ、己丑ノ年即位、<sup>3</sup>庚寅ニ改元。此天皇幼年ヨリ聰明ニシテ、讀書ヲ好ミ、諸藝ヲ習ヒ給フ。又謙讓ノ大度モマシクケリ。桓武帝、鍾愛無双ノ御子ニナムオハシケル。儲君ニ<sup>5</sup>給ヒケルモ父ノ御門繼體ノ爲ニ顧命シマシケルニコソ。格式ナドモ此御時ヨリ選ビ始メラレニキ。又深ク佛法ヲ崇メ給フ。先世ニ美濃ノ國神野ト云フ所ニタフトキ僧アリケリ。橋<sup>8</sup>太后ノ先世ニ懇ニ給仕シケルヲ感ジテ相共ニ再誕アリトゾ。御諱ヲ神野ト申シケルモ自然ニカナヘリ。傳教<sup>御名</sup>弘法<sup>御名</sup>空海<sup>最澄</sup>兩大師唐ヨリ傳ヘ給ヒシ天台眞言ノ兩宗モ此御代ヨリコソ弘マリ侍リケレ。此兩大師直ナル人ニオハセズ。傳教ハ入唐以前ヨリ比叡山ヲ開キテ、練行セラレケリ。今ノ根本中堂ノ地ヲヒラカレケルニ、<sup>10</sup>八ノ舌アル鑰ヲ求メ出デテ、唐マデモタセタルニ、天台山ニ登リテ、智者大師六代ノ正統道<sup>13</sup>遼和尚ニ謁シテ、其ノ宗ヲ習ハレシニ、彼山ニ智者歸寂ヨリ以來、鑰ヲ失ヒテ開カザル一ノ藏アリキ。コ、ロミニ此鑰ニテアケラル、ニトマコホラズ。一山コゾリ

テ渴仰シケリ。依リテ一宗ノ奥義ノコル所ナク傳ヘラレタリトゾ。其後慈覺智證兩大師又入唐シテ、天台眞言ヲ究メテ叡山ニ弘メラレシカバ、彼門風彌サカリニナリテ天下ニ流布セリ。

1〔太弟〕東宮といふに同じ。天皇の皇子の時は太子といひ、皇弟の時は太弟といふ。2〔己丑ノ年〕大同四年（紀元一千四百六十九年）。3〔庚寅ニ改元〕弘仁と改元（紀元一千四百七十年）。4〔鍾愛無双〕他に雙ぶものゝない程、ふかく愛すること。5〔儲君〕天位を嗣がする爲に、かねて設け置く方といふ意、即ち東宮の御事。6〔顧命〕臨終の命、即ち遺言のこと。7〔格式ナドモ云々〕弘仁十一年藤原冬嗣等勅を奉じて弘仁格式を撰した。之が格式撰定の初めで、その後、清和天皇の貞觀年中、醍醐天皇の延喜年中に格式を撰進せらる。8〔橋太后ノ先世云々〕橋太后、名は嘉智子、嵯峨天皇の皇后、皇后が前由に神野の高僧に懇に仕へられたので、高僧が之に感動して、今度、皇后と同時代に再生して、嵯峨天皇となつたといふ事である。天皇の御名神野と申すのも自らその事に符合するといふ意であるが、これ亦例の牽強附會の説である。9〔練行〕佛道の行法を修練すること。10〔八ノ舌アル鑰〕舌とは鑰の横に出て居るもの、それで錠をあけるもの。11〔天台山〕支那浙江省台州天台縣に在る。陳の太建七年智嶺入山して一字を興してより台宗の根本道場として廣く世人の推尊を受く。12〔智者大師〕陳隋二朝の國師。俗姓は陳、潁川の人、果願寺にて出家し、天台宗四代の祖とな

る。死後諡して天台智者大師といふ。13〔道慈和尚〕支那唐代の僧、天台宗の第十祖、興道尊者、又止觀和尚の稱あり。14〔歸寂〕僧の死去すること。入滅と同じ。15〔一山コゾリテ渴仰シケリ〕天台山中のもの悉く傳教を仰ぎ尊んだ。渴仰は渴した者の水を求むるやうに仰ぎ慕ふこと。16〔慈覺智證兩大師〕慈覺名は圓仁、下野都賀郡の人。承和二年入唐し、後延暦寺の座主となる。貞觀六年諡を慈覺と賜ふ。智證は名を圓珍といひ、讃岐國那珂郡の人、仁壽三年入唐し、歸朝の後延暦寺の座主となる。園城寺(三井寺)の開祖である。

唐國ミダレシヨリ經教多ク失セヌ。道邃ヨリ四代ニアタレル義寂ト云フ人マデ只觀心ヲ傳ヘテ宗義ヲ明ムル事タエニケルニヤ。吳越國ノ忠懿王姓ハ錢、名ハ鏐、唐ノ末ツカマヨリ東南ノ吳越ヲ領シテ主タリ。此宗ノ衰ヘヌル事ヲ歎キテ使者十人ヲ差シテ我朝ニ送り教典ヲ求メシム。悉ク寫シ畢リテ歸リヌ。義寂是ヲ見アキラメテ更ニ此宗ヲ再興ス。モロコシニハ五代ノ中、後唐ノスエザマナリケレバ、我朝ニハ朱雀天皇ノ御代ニヤアタリケン。日本ヨリ歸シ渡シタル宗ナレバ、此國ノ天台宗ハカヘリテ本トナレル也。凡ソ傳教彼宗ノ秘密ヲ傳ヘラレタルトモ云ヘリ、唐ノ台宗刺史陸淳ガ印記ノ文アリ。悉ク一宗ノ論疏ヲ移シ國ニ歸レル事モ釋志磐ガ佛祖統記ニ載セタリ。異朝ノ書ニ見エタリト云々。弘法ハ母懷胎ノ始メ夢ニ天竺ノ僧來リテ

宿ヲ借り給ヒケリトゾ。寶龜五年甲寅六月十五日ニ誕生。此日唐ノ大曆九年六月十五日ニ當レリ。不空三藏入滅ス。依リテ彼後身ト申ス。且ハ惠果和尚ノ告ニモ、我與汝久契約アリ。誓ツテ密藏ヲ弘メムトアルモ此故ニヤ。渡唐ノ時モ五筆ノ藝ヲ施シ、様々ノ神異アリシカバ、唐ノ主順宗皇帝コトニ仰ギ信ジ給ヒキ。彼惠果ハ眞言ノ第六ノ祖師也。不空ノ弟子。和尚六人ノ附法アリ。劍南ノ惟上、河北ノ義圓、金剛一界ヲ傳フ。新羅ノ惠日、訶陵ノ辨弘胎藏一界ヲ傳フ。青龍ノ義明、日本ノ空海兩部ヲ傳フ。義明ハ唐朝ニオキテ灌頂ノ師タルベカリシガ、世ヲハヤクス。弘法ハ六人ノ中ニ瀉瓶タリ。惠果ノ俗弟子吳殷ガ纂ノ詞アリ。然レバ眞言ノ宗ニハ正統也ト云フベキニヤ。是モ亦異朝ノ書ニ見エタル也。傳教モ不空ノ弟子順曉ニ逢ヒテ、眞言ヲ傳ヘラレシカド、在唐幾モナカリシカバ、深ク學セラレザリシニヤ。歸朝ノ後、弘法ニモ又訪ハレケル事モアリケリ。又今ハ此ノ流絶エニタリ。慈覺智證ハ惠果ノ弟子義操法潤ト聞エシガ弟子法全ニ逢ヒテ傳ヘラル。凡ソ本朝流布ノ宗今ハ七宗也。此中ニモ眞言天台ノ二宗ハ、祖師ノ意巧專ラ鎮護國家ノ爲ト志ザサレケルニヤ。比叡山ニハ比叡ト云フ事。桓武傳教ト心ヲ一テシテ興隆セラレシ故ニ名付クト。彼山ノ叢種々是ヲ稱ス。然レドモ舊事本紀ニハ比叡ノ神ノ御事也ト見

エダ。顯密並ビテ紹隆ス。殊ニ天子本命ノ道場ヲ立テテ御願ヲ祈ル地也。又根本中堂ヲ止觀院ト云フ。法花ノ經文ニ付イテ、天台ノ宗義ニヨルニ旁々鎮護ノ深義在リトゾ。東寺ハ桓武遷都ノ始、皇城ノ地鎮護ノ爲ニ、是ヲ立テラル。弘仁ノ御時、弘法ニ賜ウテ永ク眞言ノ寺トス。諸宗ノ雜住ヲユルサザル地也。此宗ヲ神通乘ト云フ。如來果上ノ法門ニシテ、諸教ニ超エタル極祕密ト思ヘリ。就中我國ハ神代ヨリノ緣起、此宗ノ所説ニ符合セリ。此故ニヤ、唐朝ニ流布セシハシバラクノ事ニテ、則チ日本ニ留ル。相應ノ宗也ト云フモ理リニヤ。大唐ノ内道場ニ准ジテ、宮中ニ眞言院ヲ建テ、<sup>28</sup>元ハ勸解由使ナリ。大師奏聞シテ、毎年正月、此所ニテ、御修法在リ、國土安穩ノ祈禱、稼穡豐饒ノ祕法也。又十八日ノ觀音供、晦日ノ御念佛等モ宗ニトリテ深意有ルベシ。三流ノ眞言何レトモ云フベキナラネド、眞言ヲ以テ諸宗ノ第一トスル事モムネト東寺ニヨレリ。延喜ノ御宇ニ綱所ノ印鑑ヲ東寺ノ一阿闍梨ニアツケラルルニヨリテ、法務ノ事ヲ知行シテ、諸宗ノ一座タリ。山門寺門ハ天台ヲ宗トスル故ニヤ、顯密ヲ兼ネタレド、宗ノ長ヲモ天台座主ト云フメリ。此天皇諸宗ヲ並ベテ興セサセ給ヒケル中ニモ、傳教弘法

御歸依深カリキ。傳教ハ始メテ圓頓ノ戒壇ヲ立ツベキヨシ奏セラレシヲ、南京ノ諸宗表ヲアゲテ争ヒ申シシカド、終ニ戒壇ノ建立ヲユルサレ、本朝四ヶ所ノ戒壇トナル。弘法ハコト更師資ノ御約ニヨリケレバ、重クシ給ヒケルトゾ。

1「觀心ヲ傳ヘテ云々」觀心とは心法の妙理を觀ずること。天台宗にてはその觀門を呼ぶの稱、こゝの意は、經論等は兵亂によつて紛失せし故、たゞ觀心の法を傳へて行ふのみ、即ち書によつて宗義を明むることは、絶えたのであらうかとの意。2「吳越國」所謂五代の十國の一。3「偏霸ノ主タリ」邊鄙の地にある霸王の意。4「五代ノ中後唐ノスエザマ云々」五代とは後梁、後唐、後晉、後漢、後周をいふ。5「彼宗ノ祕密ヲ傳ヘ云々」天台宗の祕密を傳へた事を記してある文は、傳教大師將來目錄に見えて居る。6「論疏」論及び疏、論は經の本文に關する後代の議論、疏は註釋をいふ。7「釋志磐ガ佛祖統記云々」佛祖統記四十二に「永貞元年日本國沙門最澄來學ニ教於天台道邃法師ニ盡寫ニ一宗論疏以歸、爲ニ日本傳教之始也」と見ゆ。8「弘法ハ母懷胎ノ始メ云々」弘法の母は阿刀氏、梵僧懷に入ると夢みて懷妊し、十二ヶ月にして生れたといふ。9「不空三藏」不空は南天竺の人。天寶五年唐に歸化し、大曆九年六月、大興善寺で寂した。10「彼後身」弘法は、不空三藏の生れ代りであると傳ふ。11「且ハ惠果和尚ノ告ニモ云々」惠果は馬氏京兆の人、不空の弟子、十五歳にして代宗に迎へられ、三代皇帝の灌頂國師となる。嘗つて弘法を見て喜んで曰く、我まづ汝の來るを知りて待つこ



とが久しかつたと、又衆徒を顧みて、この沙門は第三地の菩薩であると云つたと。12〔五筆ノ藝〕口に一筆をくはへ、左右の手足に各一筆を持つて、五行並びに書いたので、唐帝順宗、これに五筆の和尙の號を授けた。13〔六人ノ附法アリ〕惠果に親しく接して佛法を受けた弟子が六人あつた。14〔灌頂ノ師〕唐の天子の灌頂の師。灌頂とは眞言密教にて、初めて受戒する時、又は修道の上進の時、香水を頂に灌ぐ儀式。15〔瀉瓶タリ〕瓶の水を移すといふ義で、弟子の宗師の法を過りなく受け傳ふるをいふ。16〔弘法ニモ又訪ヘレ〕傳教は、佛法の疑を弘法に就いて質問せられた。訪はれはとぶらはれで、行きたづねること。17〔七宗〕天台、眞言、花嚴、三論、法相、律、禪をいふ。18〔祖師ノ意巧〕宗祖の心構へ。19〔比叡山ニハ〕延曆寺にては顯教、密教共に續き榮えた。20〔比叡ト云フ事云々〕桓武天皇は傳教と共に叡山を興隆せられたといふけれども、それ以前から日枝といふ名があつて大山咋神を祀つて居る。21〔天子本命ノ道場〕天皇の本命星を佛に祈念して、國家を鎮護する道場即ち天子の御願寺との意、本命星とは北斗七星の中でその人の生年に當る星をいふ。その星を供養して除災求福をなすを本命星供といふ。叡山が本命道場となつたのは、文徳天皇仁壽元年のこと。22〔法花ノ經文〕止觀といふのは天台宗の奥義であるから、その語を採つて、院に名付けたのを以て見れば、この寺が天台宗を代表して、國家の鎮護となるべき事は、經文によるも、又宗義によるも明白であるとの意。止觀とは分別を斷じ邪念を離れて心を一境におくを止と云ひ、更に正智を發して顯現分明に諸法を照見するを觀といふ。菩薩の行門多しとするも總攝

すれば此の二つに過ぎず、實に天台の奥義とせらる。23〔東寺〕眞言宗の總本山。京都市下京區九條町にあり。八幡山教王護國寺、又左寺とも號す。延曆十五年東西兩寺を創立して東西京の鎮となし、弘仁十四年東寺を空海に賜はる。24〔如來果上ノ法門〕佛教中の第一に位した宗旨であるから、その傳法も容易にはなし難い事としたとの意。25〔就中我國ハ云々〕就中この宗は天地開闢以來の世のさまを説くこと、よく我古傳説に符合した所があるとの事。26〔相應ノ宗〕この宗支那にては唐の末に衰へ、宋に至りて絶えたが、却つて我國に傳つて隆盛となつた。されば我國に協つた宗旨であるといふことも、道理あることと思はるゝとの意。27〔宮中ニ眞言院ヲ建テ〕淳和天皇の天長六年始めて之を建つ。28〔元ハ勘解由使ノ廳〕眞言院のある場所は、もと勘解由の役所であつた所。勘解由使は解由狀を勘ふる役。凡ゆる官人遷替あるをり、前官の人、任官中公事の懈怠なく、又任中公物の不足のない時は、新任の官から、解由狀として證書を與ふる定があつた。されども時によつては新舊の官人ども、なれあつて、不公平の事ないこともなかつた。よつてその狀に不公平の事があるかないかを調ぶる職掌。29〔毎年正月、此所ニテ云々〕毎年正月八日から十四日まで、眞言院で行はる。30〔稼稷豐饒ノ祕法也〕年穀類のよく實ることを祈らせ給ふ大切の御修法である。31〔十八日ノ觀音供〕毎月十八日宮中にて行はれし觀音の供養會、その起原は本書には嵯峨天皇の朝とし、大日本史には仁明天皇の朝とし、何れなるか詳かでないが、空海の創修で東寺の長者永く之に奉仕せりと。初め清涼殿にて修せられたが、後には仁壽殿にて修し給ひしより、一に仁壽

殿観音供の稱がある。32〔晦日ノ御念佛〕毎月晦日に、天皇佛を念じ、經文を誦し給ふをいふ。33〔三流ノ眞言〕延暦寺、園城寺、東寺の三流をいふ。34〔ムネト東寺ニヨレリ〕東寺は右の如く、皇城の鎮のために建てられた御寺であるにより、その尊崇も他に異つて居る。よつて眞言が諸宗の上に位するもの、主に東寺のあるに由るといふのである。35〔綱所ノ印鑑ヲ云々〕綱所とは僧尼の非違を檢校し、諸寺の雜事を勘知する職務を行ふ場所をいふ。即ちこゝは僧尼取締所の印及び鑑を東寺に住する首席の僧に管理せしめられたとの意。阿闍梨は僧官譯すれば軌範又は正行隨といふ義にて、能く弟子の行を糾正するより名づけたもの。36〔山門寺門〕山門は延暦寺、寺門は園城寺のこと。37〔顯密ヲ兼ネタレド云々〕天台眞言の二宗を兼ねた寺ではあるけれども、天台を主とする方であるから、その寺の長者を天台座主と稱した。38〔御歸依深カリキ〕天皇は諸宗の中にも、特に最澄と空海とを信仰し給うた。39〔傳教ハ始メテ云々〕弘仁十年最澄圓宗大乘戒壇を建てんことを奏請した。40〔圓頓ノ戒壇〕天台宗所傳の圓頓戒を授受する道場。41〔終ニ戒壇ノ建立ヲユルサレ云々〕弘仁十三年六月建立を許さる。四ヶ所の戒壇とは東大寺、下野の薬師寺、筑前の觀世音寺、及び延暦寺をいふ。42〔師資ノ御約云々〕天皇は弘法の弟子とならせられたといふ意。師資とは、師は道を弟子に傳へ、弟子は學を師に資るといふに起る。師弟をいふ。43〔重クシ給ヒケルトゾ〕弘法を尊崇し給うたことである。

此兩宗ノ外、花嚴<sup>1</sup>三論<sup>2</sup>ハ東大寺ニ是ヲ弘メラル。彼花嚴ハ唐ノ杜順和尚ヨリ盛ニナレリシヲ、日本ノ良辨僧正傳ヘテ東大寺ニ興隆ス。此寺ハ則チ此宗ニヨリテ建立セラレケルニヤ。大花嚴寺ト云フ名アリ。三論ハ東晋ノ同時ニ後秦ト云フ國ニ、羅什三藏ト云フ師來リテ、此宗ヲ開キテ世ニ傳ヘタリ。孝德ノ御世ニ高麗ノ僧惠觀來朝シテ傳ヘ始メケル。然ラバ最初流布ノ教ニヤ。其後道慈律師請來シテ大安寺ニヒロメキ。今ハ花嚴ト並ビテ東大寺ニ有リ。法相ハ興福寺ニ有リ。唐ノ玄奘<sup>11</sup>三藏天竺ヨリ傳ヘテ國ニ弘メラル。日本ノ定惠和尚<sup>12</sup>子ナリ。彼國ニ渡リテ、玄奘ノ弟子タリシカド、歸朝ノ後世ヲ早クス。今ノ法相ハ玄昉僧正ト云フ人入唐シテ、泗州ノ智周大師<sup>14</sup>ノ弟子也。ニアヒテ、是ヲ傳ヘテ流布シケルトゾ。春日ノ神モ殊更ニ此宗ヲ擁護シ給フナルベシ。此三宗ニ天台ヲ加ヘテ四家ノ大乘ト云フ。俱舍成實ナド云フハ小乘ナリ。道慈律師同ジク傳ヘテ流布セラレケレドモ、依學ノ宗ニテ、別ニ此宗ヲ立ツル事ナシ。我國大乘純熟ノ地ナレバニヤ。小乘ヲ習フ人ノ無キ也。又律宗ハ大小ニ通ズル也。鑒眞和尚來朝シテ弘メラレシヨリ東大寺及ビ下野ノ薬師寺、筑紫ノ觀世音寺ニ戒壇ヲ立テ此戒ヲ受

ケヌ者ハ僧籍ニツラナラヌ事ニ成リニキ。中古ヨリ此方其名バカリニテ、戒體ヲ守ルコトダニモ絶エニケルヲ、南都ノ思圓上人等章疏ヲ見アキラメテ戒師トナル。北京ニハ我禪上人入宋シテ彼ノ土ノ律法ヲ傳ヘテ是ヲ弘ム。南北ノ律再興シテ彼宗ニ入ル輩ハ威儀ヲ具スル事古キガ如シ。

1〔花嚴〕華嚴經を所依として開いたのでかく名づく。2〔三論〕龍樹造の中論、十二門論と提婆造の百論との三部をいふ。何れも後秦の鳩摩羅什の譯。3〔杜順〕唐の太宗の頃の僧、杜氏で法順と號したので杜順といふと。4〔東晉ノ同時ニ〕東晉と同時代にといふに同じ。5〔羅什三藏〕羅什は鳩摩羅什の事にて、支那後秦代の譯經家、龜茲國の人、三藏は經、律、論の三藏に通達せるもの、稱。6〔孝徳ノ御世ニ云々〕惠觀又慧灌と書す。來朝したのは推古天皇の三十三年正月で孝徳天皇の御代ではない。7〔最初流布ノ教ニヤ〕最も早く日本に弘まつた宗旨であらう。8〔道慈律師〕額田氏、大和國の人、吳の智藏に事へて三論の學を受け、大寶年中入唐し、歸朝の後大安寺にてその宗を弘む。9〔請來〕他國より經論、佛像などを受けて自國に齎し來ること。10〔大安寺〕大和國添上郡大安寺村にある。百濟大寺、大官大寺ともいふ。11〔玄奘三藏〕唐の高僧、太宗の貞觀三年印度に入り、往復十七年を費し、經論六百五十餘部を得、京師に歸りて後譯經に従事し、麟徳元年入寂す。12〔定惠和尚〕藤原鎌足の長子。白雉四年遣唐使に隨つて入唐し、白鳳七年、歸朝し、和銅七年八十餘歳にて

寂す。13〔歸朝ノ後世ヲ早クス〕定惠は歸朝の後十數年も生きて居つたので、世を早くしたとは少し云ひ過ぎであらう。14〔智周大師〕玄奘の弟子、窺基の弟子。15〔春日ノ神モ云々〕こは前述の如く、興福寺は藤原氏の建立にかゝる氏寺、春日の社は藤原氏の氏神である故。16〔此三宗ニ天台ヲ加ヘテ云々〕三宗は華嚴、三論、法相をいふ。大乘とは佛の説いた教法の中で、一切智を求め、智見を開き、その力用を以て無量無數の衆生を救濟して安樂を得しむる教法をいひ、之に對して小乗とは自利のみを行じて利他を行じない聲聞緣覺の修する法門をいふ。乘は運載の義でこの法よく衆生を載せて悟の彼岸に到らしむとの意で名づけたもの。17〔俱舍成實〕俱舍は俱舍論を本論とした宗旨、成實は成實論によつて定義を立つる宗派。18〔依學ノ宗〕唯學問として依り學ぶ宗で信心して修行する宗でないこと。19〔純熟〕他の交り氣なくして成熟する。専ら大乘に適し小乘に應はしからぬ地といふ意。仍つて佛家にて我國を大乘相應の地といつた。20〔律宗ハ大小ニ通ズ〕律宗は大乘小乘いづれにも互つた宗旨である。律宗は戒律を以て所依とする宗派。21〔醫眞和尚來朝シテ〕醫眞は淳子氏、支那廣陵江陽縣の人。孝謙天皇の天平勝寶六年、我國に來つて奈良の唐招提寺を建て律宗を弘めた。22〔東大寺及云々〕之を我國の三戒壇と稱す。23〔戒壇ヲ立テ云々〕菩薩戒を受けしむべき壇場を立て、其處で戒を受けない者は、僧徒の戸籍に編入せしめなむことに定めたとの意。24〔戒體〕戒法授受の時、非を防ぎ惡を止むる機能が受者の身體に發現するものをいふ。25〔南都ノ思圓上人等云々〕思圓、名は寂尊、大和國の人、龜山天皇宮中に召して菩薩大戒を

受けさせ給ふ。正應三年西大寺にて寂す。興正菩薩と云ふ。即ち、奈良の思圓、圓晴、覺盛などが律宗の經論を研究して受戒の師となつたことをいふ。26〔戒師〕正しく戒を授くる本主をいふ。27〔北京〕奈良を南都といふに對して平安京をいふ。28〔我禪上人〕名は俊衍、肥後の人、土御門天皇の正治元年入宋、後京都泉涌寺の開祖となる。

禪宗ハ佛心宗トモ云フ。佛ノ教外別傳ノ宗也トゾ。梁ノ代ニ天竺ノ達磨大師來リテ弘メラレシニ、武帝機カナハズ。江ヲ渡リテ北朝ニ至ル。嵩山ト云フ所ニ留リテ面壁シテ年ヲ送ラル。後ニハ惠可是ヲ嗣グ。惠可ヨリ四世ニ弘忍禪師ト聞エシ。嗣法南北ニワカル。北宗ノ流ヲバ、傳教大師、慈覺傳ヘテ歸朝セラレキ。安然和尚慈覺ノ孫弟子。教時諍論ト云フ書ニ教理ノ淺深ヲ判ズルニ、眞言、佛心、天台ト列ネタリ。サレド受傳フル人ナクテ絶エニキ。近代ト成ツテ南宗ノ流多ク傳ハル。異朝ニハ南宗ノ下ニ五家アリ。其中ニ臨濟宗ノ下ヨリ又二流ト成ル。是ヲ五家七宗ト云フ。本朝ニハ榮西僧正、黃龍ノ流ヲ汲ミテ、傳來ノ後ニ、聖一上人石霜ノ下ツカタ。虎丘ノ流ヲ無準ニウク。彼宗ノ弘マル事ハ此兩大師ヨリノ事也。打チツゞキ異朝ノ僧モアマタ來朝シ、此國ヨリモ渡リテ傳ヘシカバ、諸家ノ禪多ク流布セリ。五家七宗トハ云ヘドモ、以前ノ顯密

權實等ノ不同ニハ相似ルベカラズ。何レモ直指人心、見性成佛ノ門ヲバ出デザル也。弘仁ノ御宇ヨリ眞言天台ノサカリニナレル事ヲ聊シルシ侍ルニ付キテ大方ノ宗々傳來ノ趣ヲノセタリ。極メテ誤リ多ク侍ラン。但、君トシテハ何レノ宗ヲモ大概シロシメシテステラレザラム事ゾ國家攘災ノ御謀ナルベキ。菩薩大士モツカサドル宗有リ。我朝ノ神明モ取分キ擁護シ給フ教アリ。一宗ニ志アル人餘宗ヲソシリイヤシム、大キナルアヤマリ也。人ノ機根品ミナレバ、教法モ無盡也。況ンヤ、我信ズル宗ヲダニアキラメズシテ、未ダ知ラザル教ヲソシラムハ極メタル罪業ナリ。我ハ此宗ニ歸シ、人ハ彼宗ニ心ザス。共ニ隨分ノ益アルベシ。是皆今生一世ノ值遇ニアラズ。國ノ主トモ成リ、輔政ノ人トモナリナベ、諸教ヲステズ、機ヲモラサズシテ、得益ノヒロカラム事ヲ思ヒ給フベキ也。且ハ佛教ニカギラズ、儒道二教、モロ／＼ノ道、イヤシキ藝マデモオコシ用フルヲ聖代ト云フベキ也。

1〔禪宗〕禪は梵語で禪那といふ。靜慮又は定と譯す。即ち禪定を修して心性の本源を悟得する宗義。心中にて思惟して理を悟る故に佛心宗ともいふ。2〔教外別傳〕言語文字に依らず參禪工夫し、唯心から心に傳ふる意。3〔達磨大師〕禪宗の初祖、本名を菩薩多羅といひ、

南天竺香至國王の第三子。後梁の普通元年支那に來り、禪宗を弘む。唐の代宗圓覺大師と諡す。4〔武帝機カナハズ〕武帝が禪の眞意を悟るに適しない。5〔江〕楊子江のこと。6〔嵩山〕河南省開封府の西にある。五岳の一。7〔面壁〕壁に面して坐すること。達磨大師は九年の間面壁す、依つて坐禪の異名となる。8〔惠可〕初の名は神光、達磨に隨つて正法眼藏及信衣を受く。隋の文帝開皇十三年に死す。唐の徳宗、太祖禪師と諡す。9〔弘忍禪師〕唐の蘄川黄梅縣の人、太滿禪師の號を贈らる。10〔嗣法南北ニワカル〕嗣法とは宗派の系統をいふ。弘忍の門下に慧能、神秀といふ二人の者あり。慧能の禪、南地に行はれて南宗と稱し神秀の化、北地に盛んにして北宗と稱したのをいふ。11〔安然和尚〕叡山の僧、私に阿覺大師と諡す。顯密の奧義を究め、著作頗る多し。その一、教時評論は日本傳來の諸宗に就きて教時の評論を述べたもので、印度、支那佛教史研究上極めて参考となるもの。12〔サレド受傳フル人ナクテ云々〕禪宗は眞言宗の次に位した程のものであるが、それを受け傳ふる人がなくて北宗の流は絶えた。13〔五家〕臨濟、雲門、曹洞、渴仰、法眼。14〔臨濟宗〕禪宗の分派で、南嶽下の第四世臨濟義玄の末流をいふ。義玄は唐の宣宗の頃、北地に至りて、鎮州臨濟院に居り、後、大名府興化寺の東堂に住して、大に化風を揚ぐ。臨濟とはその法幢を建てた地名による。我國にては、鎌倉幕府の頃、宗岳盛に祖先の遺法を傳ふ。15〔二流〕楊岐、黃龍の二宗。16〔榮西〕日本臨濟宗の開祖。備中吉備津社の社人。叡山に登り、仁安三年入宋、建久二年歸朝、筑前博多に聖福寺を開く、禪寺の始。建仁二年京都の五條に建仁寺を開く。

17〔黃龍ノ流ヲ汲ミ〕黃龍の宗派を學んでの意。黃龍は宋の隆興府黃龍山の慧南の創めた宗旨。18〔聖一上人〕名は辨圓、四條天皇の嘉禎元年宋に入り、仁治元年歸朝し、京都に東福寺を開く。19〔石霜〕支那唐代、廬陵新冷の人、禪宗青原下第四世、石霜山に住すること二十年、普會大師の諡を受く。20〔顯密權實〕顯密とは顯教と密教との事。顯教とは顯露の教にして法相、天台等四家大乘を云ひ、密教とは隱密の教にて眞言宗をいふ。權實とは權教と實教とのこと。權は方便權假の義、方便して設けたるを意味し、實は然らずして本然のまゝ、究竟して示すを意味す。即ち權假と眞實とのこと。21〔直指人心見性成佛〕禪宗の悟道を示せる語句。坐禪の一行に因りて直ちに自己の心性を徹見する時、本來の面目こゝに現れ、諸佛の妙境に達すべしとの意。22〔大方ノ宗々云々〕我國に傳來した天台眞言二宗の外の佛教について大略の由來を書き載せた。23〔君トシテハ何レノ宗ヲモ云々〕國を治め給ふ天皇の御身につきて申さば、何の宗旨にてもその大要を承知なされて、よい處を用ひ給ふ事は、國家の災害を除き給ふための御手段と考へらるゝとの意。24〔菩薩大士モ云々〕菩薩大士と云ふ高德の佛僧も、主として關係する宗旨があるとの意。菩薩とは菩提薩埵の略、菩提は佛道の義。薩埵は成衆生の義で、諸の佛道を用ひて衆生を成就せしむる故にかくいふ。大士とは大教によりて大心を發し、大行を行ひ、大果を證する人をいふ。されば菩薩大士とは、種々の佛種々の高僧といふ義。25〔我朝ノ神明モ云々〕我國の神々達にも特別に保護し給ふ宗旨がある。26〔人ノ機根品々ナレバ云々〕機根とは法を受くる衆生の性能・性質をいふ。人の性

能・性質は又各人によつて各異なるものであるから、之を教導する宗旨も亦之に應ぜしむるやう數限りなく多くある。自己の信奉する宗旨に熱心の餘り、他の宗派を惡口するをいふ。27〔共ニ隨分ノ益アルベシ〕各々その身分々々に應じて得益があらう。28〔今生一世ノ値遇ニアラズ〕現世のみのめぐりあはせでなく、前世から深い因縁があつての事であるぞとの意。29〔輔政ノ人〕天皇を輔けて政事を執る人。即ち攝政關口の類をいふ。30〔機ヲモラサズ〕すべての機會を失はないでの意。31〔儒道〕儒は孔子の開いた儒教、道は老子の開いた道教のこと。此の邊のところは、君徳を輔佐し奉る上に就いて、宏遠なる思想を以て、それ〴〵の道の特色を發揮せしめ、以て國家の治道に貢獻せしむべきをいつたもの。

凡ソ男ハ稼穡ヲツトメテオノレモ食シ、人ニ與ヘテモウエザラシメ、女子ハ紡績ヲコト、シテ自ラモキ、人ヲモアタ、カナラシム。賤ニ似タレドモ、人倫ノ大本也。天ノ時ニシタガヒ、地ノ利ニヨレリ。此外商沽ノ利ヲ通ズルモ有リ。工巧ノ態ヲ好ムモアリ。仕官ニ志スモ有リ。是ヲ四民ト云フ。仕官スルニトリテ文武ノ二道アリ。坐シテ以テ道ヲ論ズルハ文士ノ道也。此道ニ明ラカナラバ、相トスルニタヘタリ。征イテ功ヲ立ツルハ武人ノワザナリ。此ワザニ譽アラバ、將トスルニ足レリ。サレバ文武ノ二ハ暫モ捨テ給フベカラズ。世亂レタル時ハ、武ヲ右ニシ、文ヲ左ニス。國オサマレ

ル時ハ、文ヲ右ニシ、武ヲ左ニストモ云ヘリ。是ハ右ヲ上ニス。ヨリテカク云フナリ。カクノゴトク様ニナル道ヲ用ヒテ民ノ愁ヲヤスマ、各アラソヒナカラシメム事ヲ本トスベシ。民ノ賦斂ヲアツクシテ、自ノ心ヲホシキマ、ニスル事ハ亂世亂國ノ基也。我國ハ王種ノカハル事ハナケレドモ、政亂レヌレバ、曆數モ久シカラズ、繼體モタガフタメシ所ニシルシ侍リヌ。況ンヤ人臣トシテ其職ヲ守ルベキニオキテヲヤ。

1〔稼穡ヲツトメ〕稼は穀物を種うること、穡はこれを斂むること、即ち農業を勵むこと。  
 2〔紡績ヲコト、シ〕紡績は絲をつむぐこと。即ち絛織を業務とすること。ともに自己一身のためにするだけでなく、進んで他人のために計らねばならぬとの意。3〔人倫ノ大本〕人道の基本。人倫とは人の履行すべき道義、五倫の道。4〔天ノ時ニシタガヒ云々〕四季の寒暖、風雨の多少により、或は土地の高低、肥瘠を考へ種々の方法によつて耕作すること。5〔商沽ノ利ヲ通ズ〕商人が物品の有無を通じて相互の利をはかるをいふ。6〔工巧ノ態ヲ好ム〕種々の工藝を好むものもある。7〔仕官ニ志スモ有リ〕諸官省の官吏となつて志を立てるものもある。8〔四民〕士、農、工、商をいふ。9〔此道ニ明ラカナラバ云々〕國家を治むる道に明かに通じたならば、大臣とするに足る。10〔征イテ功ヲ立ツル〕謀反を征討して功績を顯はすこと。11〔文ヲ右ニシ云々〕右文左武といふ支那の成語による。12〔賦斂〕租税をとりた

てること。又賦役を課すること。13〔王種ノ云々〕萬世一系。14〔曆數モ久シカラズ〕曆數とは年數、こゝは御治世も永くつゞかぬとの意。15〔況ンヤ人臣トシテ〕一天萬乘の天子に於ても右の如くであるから、まして臣下たる者、各その職を守り慎むべきはいふまでもない。此の前後の記事は、君徳を輔佐し奉らんために御心得としていつたものと思はれる。

抑民ヲミチビクニ諸道諸藝皆要樞也。古ニハ詩書禮樂ヲ以テ國ヲ治ムル四術トス。本朝ハ四術ノ學ヲ立テラル、事タシカナラザレド、紀傳、明經、明法ノ三道ニ詩書禮ヲ攝スベキニコソ。算道ヲ加ヘテ四道ト云フ。代々ニ用ヒラレ、其職ヲオカル、事ナレバ、委シク記ス不能。醫、陰陽ノ兩道又是國ノ至用也。金石絲竹ノ樂ハ四學ノ一ツニシテ專ラ政ヲスル本トス。今ハ藝能ノ如クニ思ヘル、無念ノ事也。風ヲ移シ俗ヲカフルニハ樂ヨリ吉キハナシト云ヘリ。一音ヨリ五聲十二律ニ轉ジテ、治亂ヲ辨ヘ、興衰ヲ可レ知道トコソ見エタレ。又詩賦歌詠ノ風モ今ノ人ノ好ム所、詩學ノ本ニハコト也。然レド、一心ヨリ起リテ、万ノコトノ葉ト成リ、末世ナレド、人ヲ感ゼシムル道也。是ヲ能クセバ、僻ヲヤメ、邪ヲフセグ教ナルベシ。カ、レバイヅレカ、心ノ源ヲアキラメ、正ニ歸スル術ナカラム。輪扁<sup>14</sup>名ガ輪ヲケヅリテ、齊ノ桓公ヲサトシ、弓工

ガ弓ヲ造リテ、唐ノ太宗ヲヲシフル類モ有リ。乃至圍碁彈碁ノ戲マデモ、ヲロカナル心ヲ收メ、輕ミシキ態ヲ留メムガ爲メ也。但其源ニモトヅカズトモ、一藝ハ學ブベキコトニヤ。孔子モ飽食終日ニ心ヲ用フル所無カラシヨリハ、博奕ヲダニセヨト侍リケリ。マシテ一道ヲウケ、一藝ニモタヅサハラム人、本ヲアキラメ、理ヲサトル志アラバ、是ヨリ理世ノ要トモナリ、出離ノハカリゴトトモ成リナム。一氣一心ニモトヅケ、<sup>23</sup>五大五行ニヨリ、相尅相生ヲ知り、自モサトリ、他ニモサトラシメム事、ヨロヅノ道、其理一ツナルベシ。

1〔要樞〕かなめとほそにて極めて重要なこと。2〔紀傳、明經、明法ノ三道〕古、我國の大學寮で教へた學科で、紀傳とは歴史を修むる學科、明經は詩經、書經、易經、左傳等の如き經書を修むる學科、明法とは法律を學ぶ學科。是等は令の制度に見る。3〔詩書禮ヲ攝ス〕右の三道の中に、詩道、書道、禮道をもかね修めしめたもの。4〔算道〕數學科。5〔委シク記ス不能〕詳しく記するにも及ばぬ。6〔醫、陰陽ノ兩道〕醫は鍼術、咒禁術等のこと、陰陽は陰陽を推して吉凶を判斷するものに、天文曆數の事を兼ねた。7〔金石絲竹〕金石とは鉦、鼓、磬の類、絲竹とは琴、琵琶、笛の類。8〔政ヲスル本トス〕音樂は人の心を和げ、邪惡を去らしむる效があるので、政治を施す根本とした。9〔風ヲ移シ俗ヲカフルニハ云々〕

風俗を善美にするは音楽に勝るものはない。孔子の云はれた語。10〔五聲十二律〕五聲は宮、商、角、徵、羽の五音、十二律は黃鐘、大簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射の六律と、大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘の六呂をいふ。11〔今ノ人ノ好ム所云々〕今の人の好む所は遊興の具とするに過ぎないで、古の詩學を學んで人倫を和ぐる媒としたのとは、その根本を異にして居る。12〔一心ヨリ起リテ云々〕詩歌は一心を本として幾千萬言の情を述べ、人を感動さすものである。13〔カ、レバイヅレカ〕さうであるから、何物か人心を清くし正直に立返らせる媒とならぬものがあらうか。14〔輪扁ガ輪ヲケヅリテ云々〕この事は莊子天道篇に見えて居る。桓公一日聖賢の書を読んで居つた時、扁、古人の書は只その糟粕で眞の極秘とする所は、丁度輪を斲ることの緩からず、固からぬ様にすると同じで、口にも圖にも表はし難いものであるとて輪をけづる上よりして諫む。15〔弓工ガ弓ヲ造リテ云々〕こは貞觀政要に見える。貞觀の初、太宗、蕭瑀に語るに、木はその心正しくなければ脉理皆曲る、それを弓としても良弓といふことが出来ないといつた者があるが、天下に君たる者も此の理を知らなければ、弓にだにも及ばないといふ意味を悟られたこと。16〔圍碁彈碁ノ戯〕圍碁は碁をうつこと。彈碁は盤の上で黒白の碁石を雙方から指で弾いて勝負を定める遊戯。17〔其源ニモトヅカズトモ〕その根本を究めなくとも、一藝は心得て置かなくてはならぬ。18〔孔子モ飽食終日云々〕この事は論語に出づ。孔子といふ聖人の教にも、たゞ飲食して光陰を徒費せんよりは、博奕でもする方が、寧ろましであるといはれたこと。19〔本ヲアキラメ云々〕その根

本のいはれを明にし、夫々の道理を會得する意志あらば、それを擴めて一身にも一家にも、一國にも及ぼし、利益を得ることが少くない。20〔理世ノ要〕世を治むる要具。21〔出離ノハカリゴト〕この世の利欲をはなると手段。22〔一氣一心ニモトヅケ〕人々の心を本としての意。23〔五大五行云々〕天地の理によつて世事の通塞を知るといふ程の意。五大とは地水火風空、五行とは木火土金水をいふ。前者は印度思想に後者は支那思想に基づく。相尅相生は陰陽家の説で、右の五行の相尅ち相生ずるといふにて、木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生ずるを相生、木は土に尅ち、水は火に尅ち、火は金に尅ち、金は木に尅ち、土は水に尅ちを相尅といふ。天地間の森羅萬象は此の五行の循環から生ずと稱せらるゝのであるが、こゝでは天地の理といふ意。此に萬法その理一なる所以を述べ著者の哲學觀を明かにする。

此御門誠ニ顯密ノ兩宗ニ歸シ給ヒシノミナラズ、儒學モアキラカニ、文章モ巧ミニ、書藝モ勝レ給ヘリ。宮城ノ東面ノ額モ御自ラカ、シメ給ヒキ。天下ヲ治給フ事十四年。皇太弟ニ讓リテ太上天皇ト申ス。帝都ノホトリ、嵯峨山ト云フ所ニ離宮ヲシメテゾマシ〜ケル。一旦國ヲ讓リ給ヒシノミナラズ、行末マデモ授ケマシマサム御志ニヤ、新帝ノ御子恒世ノ親王ヲ太子ニ立テ給ヒシヲ、親王又堅ク辭退シテ、世ヲ背キ給



ヒケルコソアリガタケレ。上皇深く謙讓シマシケルニ、親王又カクレノガレ給フ、末代マデノ美談ニヤ。昔、仁徳兄弟相譲リ給ヒシ後ニハ聞カザリシ事也。五十七歳オマシ〜キ。

1〔此御門〕嵯峨天皇を指す。2〔書藝〕書道のこと。當時天皇及び空海、橘逸勢を本朝の三筆というた。3〔東面ノ額〕陽明門、待賢門、郁芳門の額。4〔行末マデモ授ケマシマサム〕後々までも末長く、皇位を淳和天皇の御子孫に譲らんとの御志があつたのであらう。5〔新帝〕淳和天皇。6〔世ヲ背キ給ヒケルコソ〕出家し給うたのは。7〔仁徳兄弟〕仁徳天皇と宇治稚郎子が相互に皇位を譲り給うたこと、その後例のないところで、後々までの美談とすべきであるとの意。

第五十三代、淳和天皇ハ西院ノ帝トモ申ス。桓武第三ノ子。御母ハ贈皇太后藤原ノ旅子、贈太政大臣百川ノ女也。癸卯ノ年即位。甲辰ニ改元。天下ヲ治給フ事十年。太子ニ譲リテ太上天皇ト申ス。此時兩上皇マシ〜ケレバ、嵯峨ヲバ、前太上天皇、此御門ヲバ後太上天皇ト申シキ。嵯峨ノ御門ノ御オキテニヤ。東宮ニハ又此帝ノ御子恒貞親王立給ヒシガ、兩上皇カクレマシ〜テ後ニ、故アリテ捨テラレ給ヒキ。五十

七歳オマシ〜キ。

1〔西院ノ帝〕遜位の後、淳和院にましましたが、その流をまた西院とも申したによつてかく申す。2〔癸卯ノ年〕弘仁十四年。紀元一千四百八十三年。3〔甲辰ニ改元〕天長と改元。紀元一千四百八十四年。4〔故アリテ云々〕承和九年七月十七日東宮坊帶刀伴健岑、但馬權守橘逸勢等東宮を奉じて東國に赴き、亂を起さうとすると告げるものがあつた。やがて健岑等は捕へられ、東宮も亦坐して廢せられた。捨てられは廢せられる意。

第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱ハ正良

是ヨリサキ御諱タシカナラズ。多クハ乳母ノ姓ナドヲ諱ニ用ヒラレキ。是ヨリ

二字タビシクマシマセバノセ奉ル。深草ノ帝トモ申ス。嵯峨第二ノ子、御母ハ皇太后橘ノ嘉智子、贈太政大臣清友ノ女也。癸丑ノ年即位。甲寅ニ改元。此ノ天皇ハ西院ノ御門ノ猶子ノ儀ニマシ〜ケレバ、朝覲モ兩皇ニセサセ給フ。或時ハ兩皇同所ニテ觀禮モアリケリトゾ。我國ノ盛リナリシコトハ此比ホヒニヤ有リケム。遣唐使モ常ニ有リ。歸朝ノ後建禮門ノ前ニ彼國ノ寶物ノ市ヲ立テテ群臣ニ給ハスル事モ有リキ。律令ハ文武ノ御代ヨリ定メラレシカド、此御代ニゾ撰ビト、ノヘラレニケル。天下ヲ治給フ事十七年。四十一歳オマシ〜キ。

1〔諱〕生前の實名を死後よりいふ。2〔是ヨリサキ〕仁明天皇以前は最初より御諱として甲上げたものかどうかはつきりしない方もあるとの意。3〔多クハ乳母ノ姓〕上代は夫婦居を共にしない習慣であつたから、其の子は多く母の許に養はれた。皇室に於ても御養育申上げた御乳母の姓等を用ゐられたこともある。4〔深草ノ帝〕山陵の所在によつて申す。5〔癸丑ノ年〕天長十年。紀元一千四百九十三年。6〔甲寅ニ改元〕承和と改元。紀元一千四百九十四年。7〔猶子ノ儀〕猶子は實の御子ではないけれども、御子として位を傳へ給うたのをいふ。8〔朝覲〕覲は謁見の義、支那にては諸侯が天子に朝するのをいうたけれども、我國では天皇が太上天皇、皇太后の宮に行幸して拜し給ふことをいふ。9〔遣唐使〕支那唐朝の時、我國から派遣した公式の使節。10〔歸朝ノ後建禮門ノ前云々〕承和六年遣唐使藤原常嗣等が歸朝したので、建禮門前で唐から持來つた種々の物を置いて、内藏寮の官人及び内侍等をして交易させ、宮市と名づけられたことが續日本後紀に見ゆ。11〔律令〕律は罪人を所罰する法を規定せるもの、令はその他一般の制度を規定せるもの。天智天皇の御宇、藤原鎌足に命じて撰ばしめられた近江令あるも今傳はらない。其の後文武天皇四年に刑部親王、藤原不比等に勅し、大寶元年に成つた大寶律令がある。養老二年更に不比等勅を奉じて養老律令を撰す。こゝの文意は、文武天皇の大寶年中に、律令の撰があつたが、之を施行するに就き、諸儒その文義につき互に異同を論じたので、前代淳和天皇、右大臣藤原夏野等に勅して令義解を撰ばしめ給うたが、此の天皇即位の年、その功を終へて奏上した。十卷あつて今に傳はる。

第五十五代、文德天皇、諱ハ道康、田村ノ帝トモ申ス。仁明第一ノ御子。御母ハ太皇太后藤原ノ順子。<sup>2</sup>五條ノ后ト申ス。左大臣冬嗣ノ女也。庚午ノ歲即位。辛未ニ改元。天下ヲ治給フ事八年。卅三歲オマシノキ。

1〔田村ノ帝〕山城國田村の陵に葬り奉る。故にかく稱し奉る。2〔五條ノ后〕京の五條に住ませ給うた故に申す。3〔庚午ノ歲〕嘉祥三年。紀元一千五百十年。4〔辛未ニ改元〕仁壽と改元。紀元一千五百十一年に當る。

第五十六代、清和天皇、諱ハ惟仁、水尾ノ帝トモ申ス。文德第四ノ御子。御母ハ皇太后藤原ノ明子。<sup>2</sup>染殿ノ后ト申ス。攝政太政大臣良房ノ女也。我朝ハ幼主位ニ居給フ事マレナリキ。此天皇九歲ニテ即位。戊寅ノ年也。己卯ニ改元。踐祚アリシカバ、外祖良房ノ大臣始メテ攝政セラル。攝政ト云フ事モロコシニハ唐堯ノ時、虞舜ヲ登ゲ用ヒテ政ヲ任セ給ヒキ。是ヲ攝政ト云フ。カクテ卅年アリテ、正位ヲ受ケラレキ。殷ノ代ニ伊尹ト云フ聖臣アリ。湯オヨビ太甲ヲ輔佐ス。是ハ保衡ト云フ。<sup>7</sup>阿衡トモ云フ。其心ハ攝政也。周ノ世ニ周公且是又大聖ナリキ。文王ノ子、武王ノ弟、成王ノ叔父也。武王ノ代ニハ三公ニツラナリキ。成王ワカクテ、位ニ即キ給ヒシカバ、周公自ラ南面シテ攝政ス。

成王ヲ負ヒテ南面セラレケリトモ見エタリ。漢ノ昭帝又幼ニシテ即位。武帝ノ遺詔ニヨリ、博陸侯霍光ト云フ人大司馬大將軍ニテ攝政ス。中ニモ周公霍氏ヲゾ先蹤ニモ申スメル。本朝ニハ應神生レ給ヒテ、<sup>10</sup>襁褓ニマシマシカバ、神功皇后天位ニ居給フ。然レドモ攝政ト申シ傳ヘタリ。是ハ今ノ儀ニハ異也。推古天皇ノ御時、厩戸ノ皇太子攝政シ給フ。是ゾ帝ハ位ニ備ハリテ天下ノ政併シナガラ攝政ノ御マ、ナリケル。齊明天皇ノ御代ニ御子ノ中大兄ノ皇子攝政シ給フ。元明ノ御世ノ末ツカタ、皇女淨足姬尊<sup>元正天皇ノ御事也。</sup>且ク攝政シ給ヒキ。此天皇ノ御時良房ノ大臣ノ攝政ヨリシテゾ正シク人臣ニテ攝政スル事ハ始リニケル。但、此藤原ノ一門、神代ヨリ故アリテ國主ヲ輔ケ奉ル事ハ先ニモ所ニシルシ侍リキ。<sup>13</sup>淡海公ノ後、參儀中衛大將房前、其子大納言眞楯、其子右大臣内麻呂ノ三代ハ、上二代ノ如クサカエズヤアリケン。内麻呂ノ子冬嗣ノ大臣<sup>閑院ノ左大臣ト云フ後ニ贈太政大臣。</sup>藤氏ノ衰ヘヌル事ヲ歎キテ、弘法大師ニ申シ合セテ、興福寺ニ南圓堂ヲ立テテ祈リ申サレケリ。此時明神役夫ニ交ハリテ、<sup>14</sup>補陀落ノ南ノ岸ニ堂立テテ、今ゾ榮エム北ノ藤波ト詠ジ給ヒケルトゾ。此時ニ源氏ノ人ニアマタ失セニケリト申ス人アレド大キナル僻

事也。皇子皇孫ノ源ノ姓ヲ給ヒ高官高位ニ至ル事ハ、此後ノ事ナレバ、誰人カ失セ侍ルベキ。サレド彼一門ノ榮エシ事ハ誠ニ祈禱ニ答ヘタリトハ見エタリ。大方此大臣遠キオモムパカリオハシケルニコソ。子孫親族ノ學問ヲス、<sup>18</sup>メムガ爲ニ、勸學院ヲ建立ス。<sup>19</sup>大學寮ニ東西ノ曹司アリ。<sup>20</sup>菅江ノ二家はヲツカサドリテ人ヲヲシフル所也。彼大學ノ南ニ此院ヲ立テラレシカバ、南曹トゾ申スメル。氏ノ長者タル人ムネト此院ヲ管領シテ、興福寺及ビ氏ノ社ノ事ヲ取行ヒケルト。良房ノ大臣攝政セラレシヨリ、<sup>24</sup>彼一流ニ傳ハリテ絶エヌ事ニ成リニケリ。幼主ノ時ベカリカト覺エシカド、攝政關白モ定マレル職ニナリス。自ラ攝關ト云フ名ヲトマメラル、時モ、<sup>27</sup>内覽ノ臣ヲオカレタレバ、執政ノ儀カハル事ナシ。天皇オトナビ給ヒケレバ、攝政マツリゴトヲ歸シ奉リテ、太政大臣ニテ白川ニ閑居セラレニケリ。<sup>28</sup>君ハ外孫ニマシマセバ、猶モ權ヲ專ニセラルトモ、争フ人アルマジクヤ。サレド、謙退ノ心深ク閑適ヲ好ミテ、常ニ朝參ナンドモセラレザリケリ。其比大納言伴善男ト云フ人籠アリテ、大臣ヲ望ム志ナムアリケル。時ニ三公關ナカリキ。<sup>太政大臣良房。左大臣信。右大臣良相。</sup>信ノ左大臣ヲ失ヒテ其關ニ望ミ任ゼムトアヒハカ

リ、先ツ應<sup>30</sup>天門ヲヤカシム。左大臣世ヲ亂ラムトスル企也ト讒奏ス。天皇驚キ給ヒテ、  
 糺明ニ及バズ、右大臣ニ召シ仰セテ已ニ誅セラルベキニ成リヌ。太政大臣此事ヲ聞キ  
 テ驚キ遽テラレケル餘ニ、烏帽子直衣ヲキナガラ、白晝ニ騎馬ノ馳セ參ジテ申シ宥メ  
 ラレニケリ。其後善男ガ陰謀アラハレテ流刑ニ處セラル。此大臣ノ忠節實ニ無<sup>34</sup>止事  
 ニナム。天皇佛法ニ歸シ給ヒテ常ニ脫屣ノ御志アリキ。慈覺大師ニ受戒シ給フ。法號  
 ヲ授ケ奉ル。素眞ト申ス。在位ノ君、法號ヲツキ給フ事、ヨノツネナラヌニヤ。昔隋  
 ノ煬帝ノ晋王ト云ヒシ時、天台ノ智者ニ受戒シテ惣持ト云フ名ヲツカレタリシ、ヨカ  
 ラヌ君ノ例ナレド、智者ノ昔ノ事ナレバ、ナゾラヘ用ヒラレケルニヤ。又此御時、宇  
 佐八幡宮皇城ノ南、男山石清水ニ移リ給ヒヌ。天皇キコシメシテ勅使ヲツカハシ、其  
 所ヲ點ジ、モロ／＼ノ工ニ仰セテ、新宮ヲ造リテ宗廟ニ擬セラル。<sup>39</sup>鎮座ノ次第ハ、天  
 皇天下ヲ治給フ事十八年。太子ニ讓リテ退カセ給フ。中三年斗アリテ出家。慈覺大  
 師ニ灌頂ノ受ケサセ給フ。丹波ノ水尾ト云フ所ニウツラセ給ヒテ練行シマシ／＼シガ、  
 程ナク隠レ給フ。御年三十一歳オマシ／＼キ。

1〔水尾ノ帝〕御出家の後丹波國桑田郡水尾山に在し給うたによる。水尾は嵯峨の西山城と  
 の國境に近い山間にある。2〔染殿ノ后〕染殿に在ましたによる。染殿は太政大臣良房の第  
 宅の名。3〔戊寅ノ年〕天安二年。紀元一千五百十八年。4〔己卯ニ改元〕貞觀といふ。紀元  
 一千五百十九年。5〔攝政〕天皇に代りて、天下の政を執ること。6〔虞舜ヲ登ゲ〕虞舜が天  
 下を治め得べき器であるかどうかを試みんとして政を任せられた。7〔保衡〕阿衡とも云ふ。  
 書經の太甲篇の注に、阿衡也、衡平也、商之官名也、言天下之所倚平也とある。この人あ  
 るによつて天下の政齊ひ、人民安堵すとの意。8〔武王ノ代ニハ三公〕周武王の代の三公は、  
 太師、太保、太傅。9〔博陸侯霍光〕霍光字は子孟、武帝の遺詔を受けテ昭帝を輔佐し、博陸  
 侯に封ぜられた。10〔襁褓ニマシマシ〕襁は小兒を背に約して負ふ帶、褓はむつぎ、これより  
 幼少の事をいふ。11〔今ノ義ニハ〕今の良房攝政の場合とは事情が違つてゐる。12〔天下ノ政  
 併シナガラ〕しかしながらは其の儘の意、天下の政はそのまゝ攝政の意の如くであつたとの  
 意。13〔淡海公〕藤原不比等のこと。14〔明神役夫ニ交ハリ〕藤原氏の氏神春日明神のこと。役  
 夫はその工事に使役せらるゝ人夫のこと。15〔補陀落ノ云々〕補陀落は山の名、觀世音菩薩の  
 常住する淨土にある。故に有難い山の名。北の藤波とは冬嗣の家筋は藤氏の北宗であるから  
 准へていふ。一首の意は、かくめでたい清淨の地に、南圓堂を建て、氏の榮を祈る心の殊勝  
 さによつて、神佛も必ず感應して、今に北宗の隆盛を見るであらうぞとの意。16〔此時ニ源  
 氏云々〕この南圓堂の出來た時に源氏の人が多く死んだといふ人もあるが、大變に間違つた

ことである。17〔祈禱ニ答ヘタリ〕こたへは應ずるにて神佛が祈請に應じて靈驗を與へたの意。18〔勸學院〕嵯峨天皇の弘仁十二年に建てられた、藤氏の子弟を教へた所。19〔大學寮〕式部省の被管で學生を養成する所。令の制度に見える。20〔東西ノ曹司〕菅原、大江二氏の建てたのは文章院とて、之を東西の曹司に分つた、曹司は殿舎の中にて一區劃をなした所。21〔菅江ノ二家〕菅原、大江の二氏。22〔氏ノ長者〕その氏の宗家總領たるものをいふ。23〔氏ノ社〕こゝでは春日神社のこと。同社は藤氏の祖、天兒屋根命を祀る。24〔彼一流〕北家の一流。25〔關白〕天皇を輔佐し、百官を總べて、萬機の政を行ふ職。26〔攝關ト云フ名ヲトメメ〕攝政關白の名を停止さるゝ時、即ち攝關を置かれぬ時。27〔内覽ノ臣〕内覽とは太政官並に殿上より奏下の文書を前に内見して萬機を宣行すること、後には職名となる。28〔白川〕良房の白川の第。29〔閑適〕しづかに自分の意の適ふやうにしてゐること。30〔應天門ヲヤカシム〕應天門は大内裏、八省院南面の正門で諸門中最も重ぜられた。燒いたのは貞觀八年閏三月のこと。31〔糺明〕罪を問ひたゞし明らかにすること。32〔烏帽子直衣ヲキナガラ〕略服のまゝにての意。33〔申シ宥メ〕無罪の由を辯解して之を救うた。34〔流刑ニ處セラル〕貞觀八年九月善男は伊豆に流され、その子及び關係者もそれ〴〵罪せられた。35〔脱履〕皇位を退いて上皇とならせらるゝこと。36〔智者〕智者大師、又天台大師のこと、名は智顛。37〔ヨカラヌ君ノ例〕煬帝は驕奢に耽り民を苦しめ、遂に國を滅したので、その例にまねるのは好ましくないが、智者大師が行うた先蹤であるから、その例に擬して行はれたのであらるゝこと。

う。38〔此御時〕石清水に鎮座のことは上の應神天皇の條に見える。39〔宗廟ニ擬セラル〕伊勢の皇大神宮に准へられた。よつて伊勢とともに二所宗廟と申すのである。40〔慈覺大師ニ云々〕慈覺大師即ち圓仁の弟子となりて、灌頂の禮を受け給ふ。41〔練行〕佛道を修行せらるゝこと。

第五十七代、陽成天皇諱ハ貞明、清和第一ノ子。御母ハ皇太后藤原ノ高子、<sup>1</sup>二條ノ后贈太政大臣長良ノ女也。丁酉ノ歲即位。改元。右大臣基經攝政シテ太政大臣ニ任ズ。此大臣ハ良房ノ養子。實ニハ中納言長良ノ男。此天皇ノ外舅也。忠仁公ノ故事ノ如シ。此天皇性惡ニテ人主ノ器ニタヘズ見エ給ヒケレバ、攝政歎キテ廢立ノ事ヲ定メラレニケリ。昔ノ漢ノ霍光昭帝ヲ助ケテ攝政セシニ、昭帝世ヲハヤクシ給ヒシカバ、昌邑王ヲ立テテ天子トス。昌邑不德ニシテ器ニタヘズ。即廢立ヲオコナヒテ宣帝ヲ立テ奉リキ。霍光が大功トコソシルシ傳ヘ侍レ。此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲ專ニセラレシニ、天下ノ爲ニ、大義ヲ思ヒテ定メオコナハレケル、イトメテタシ。サレバ一家ニモ人コソ多クキコヘシニ、攝政關白ヲバ此大臣ノ末ノミゾタユセ支事ニ成リニケル。次ニ關白ハ大臣、大將ニノボル藤原ノ人々モ皆此大臣ノ苗裔也。積善ノ餘慶也トコソ

覺エ侍レ。天皇天下ヲ治給フ事八年ニテ退ケラレ、八十一歳マデオマシ〜キ。

1〔二條ノ后〕二條の第に住せられしによる。2〔丁酉ノ歳〕貞觀十九年。紀元一千五百三十七年。3〔改元〕元慶と改む。4〔忠仁公ノ故事〕忠仁公は良房の諡、良房が攝政であつた時と同じの意。5〔此大臣云々〕外戚の親みを棄てて行つたとの意であらうが、人臣として論外の行動とすべきはいふを俟たぬ。本書に之を是認する如き態度の見えるのは、頗る遺憾とする。但し著者の意は、内々新帝の御参考に資し奉らんとするにあつて、外間に示す目的を以てせられたものであるまい。6〔苗裔〕子孫、後裔のこと。

第五十八代、第三十一世、光孝天皇、諱ハ時康、小松ノ御門トモ申。仁明第二ノ子。御母ハ贈皇太后藤原ノ澤子、贈太政大臣總繼ノ女也。陽成退ケラレ給ヒシ時、攝政昭宣公モロ〜ノ皇子ヲ相シ申サレケリ。此天皇一品式部卿兼常陸太守トキコエシガ、御年タカクテ、小松ノ宮ニマシ〜ケルニ、俄ニマウデテ見給ヒケレバ、人主ノ器量餘ノ皇子達ニ勝レマシケルニヨリ、即儀衛ヲ調ヘテ、迎ヘ申サレケリ。本位ノ服ヲ着シナガラ鸞輿ニ駕シテ、大内ニ入ラセ給ヒニキ。今年甲辰ノ年也。乙巳ニ改元。踐祚ノ始、攝政ヲアラタメテ、關白トス、是我朝ノ關白ノ始也。漢ノ霍光攝政タリシガ、

宣帝ノ時政ヲ歸シテ退キケルヲ、万機ノ政猶光ニアヅカリ白サシメヨト有リシ其名ヲトリテ、授ケラレニケリ。此天皇昭宣公ノ定メニ依リテ、立給ヒシカバ、御志モ深カリシニヤ、其子ヲ殿上ニ召シテ、元服セシメ、御自ラ位記ヲ遊バシテ、正五位下ニ成シ給ヒケリトゾ。久シク絶エニケル芹河ノ御幸ナドアリテ舊キ跡ヲオコサル、事モ聞エキ。天下ヲ治給フ事三年。五十七歳マシ〜キ。大方、天皇ノ世繼ヲシルセル文、昔ヨリ今ニ至ルマデ、家ニアマタアリ、カク注セルモ更ニメヅラシカラヌ事ナレド、神代ヨリ繼體正統ノタガハセ給ハヌ一ハシヲ申サムガ爲メ也。我國ハ神國ナレバ、天照太神ノ御計ニ任セラレタルニヤ。サレド其中ニ御誤リアレバ、曆數モ久シカラズ。又終ニハ正路ニ歸レド、一旦モシヅマセ給フタメシモアリ。是ハ皆自ラナサセ給フ御トガ也、冥助ノ空シキニハアラズ。佛モ衆生ヲ導キツクシ、神モ万姓ヲスナホナラシメムトコソシ給ヘド、衆生ノ果報シナ〜ニ、受クル所ノ性オナジカラズ。十善ノ戒力ニテ天子トハ成リ給ヘドモ、代々ノ御行迹、善惡マチ〜也。カ、レバ、本ヲ本トシテ正ニ歸リ、元ヲ元トシテ邪ヲ捨テラレムコソ祖神ノ御意ニハカナハセ給フベ

キ。神武ヨリ景行マデ十二代ハ御子孫其ノマ、ニツガセ給ヘリ。疑シカラズ。日本武尊世ヲ早クシマシ〜シニ依リテ、御弟成務陟リ給ヒシカド、日本武ノ御子ニテ仲哀傳ヘマシ〜ヌ。仲哀應神ノ御後ニ仁德傳ヘ給フベカリシガ、武烈惡王ニテ、日嗣絶エマシ〜シ時、應神五世ノ御孫ニテ、繼體天皇選バレ立チ給フ。是ナムメヅラシキタメシニヤ侍ル。サレドニツヲナラベテ、アラソフ時ニコソ、傍正ノ疑モアレ。群臣皇胤ノナキ事ヲ憂ヘテ、求メ出デ奉リシ上ニ、其御身賢ニシテ、天ノ命ヲ受ケ、人ノ望ニ叶ヒマシ〜ケレバ、トカクノ疑アルベカラズ。其後相續キテ、天智、天武御兄弟立給ヒシニ、大友ノ皇子ノ亂ニヨリ天武ノ御流久シク傳ヘラレシニ、稱徳女帝ニテ、御嗣モナシ。又政モミダリガハシク聞エシカバ、慥ナル御讓ナクテ絶エニキ。光仁又傍ヨリ選バレテ立チ給フ。是ナム又繼體天皇ノ御事ニ似タリ。然レドモ、天智ハ正統ニテマシ〜キ。第一ノ御子大友コソ誤リテ天下ヲエ給ハザリシカド、第二ノ皇子ニテ<sup>21</sup>施基ノ御子、御トガナシ。其御子ナレバ、此天皇ノ立給ヘル正理ニ歸ルトゾ申シ侍ルベキ。今ノ光孝又昭宣公ノ選ニテ立チ給フト云ヘドモ、仁明ノ太子、文德ノ御流ナ

リシカド、陽成惡王ニテ退ケラレ給ヒシニ、仁明第二ノ御子ニテ、シカモ賢才諸親王ニ勝レマシ〜ケレバ、疑ナキ天命トコソ見エ侍レ。カヤウニ傍ヨリ出デ給フ事、是マデ三代也。人ノナセル事トハ心得奉ルマジキナリ。先ニ注シ侍ルコトハリヲ辨ヘラルベキモノヲヤ。光孝ヨリ先ツカタハ一向上古ナリ。万ノ例ヲ勘フルモ、仁和ノ下ツカタトゾ申スメル。古ヘスラ猶カ、ル理ニテ天位ヲ嗣ギ給フ。マシテ、末ノ世ニハ正シキ御讓ナクテハタモタセ給フマジキ事トコ、ロエ奉ルベキ也。此御代ヨリ藤氏ノ攝<sup>25</sup>籙ノ家モ他流ニウツラズ、昭宣公ノ苗裔ノミゾタ、シク傳ヘラレケル。上ハ光孝ノ御子孫、天照太神ノ正統トサダマリ、下ハ昭宣公ノ子孫、天兒屋命ノ嫡流トナリ給ヘリ。二神ノ御誓タガハズシテ上ハ帝王<sup>27</sup>卅九代、下ハ攝關四十餘人。四百七十餘年ニモ成リヌルニヤ。

1〔昭宣公〕基經の諡、寛平三年薨す。2〔御年タカクテ〕たかくは高くにて年の老いた事。此の時五十六歳であらせられた。3〔俄ニマウデテ〕基經急に諸皇子の宅を訪ねて試みるに、他の皇子は皆飾り立て、出迎へられたのに親王ばかりは常と異ならず、徐に對面された。基經その器量を見て推戴の志を決したといふ。4〔本位ノ服〕一品式部卿の御服。5〔鸞輿〕鳳

輦ともいふ。天皇乘御の輿の一。6〔甲辰〕元慶八年。紀元一千五百四十四年。7〔乙巳〕改元。仁和と改む。紀元一千五百四十五年。8〔御志モ深カリシニヤ〕深く御信用があつたのであらう。9〔元服〕男子が始めて冠を加へ、大人の服を着て成人となる禮をいふ。10〔位記〕位を授くる時の記文。11〔芹河ノ御幸〕芹河は山城國紀伊郡にある。延暦年間より仁明天皇の承和の頃まで屢々行幸があつたが、その後五十年餘りも絶えて居たのを光孝天皇の仁和二年に再興された。12〔天皇ノ世繼ヲシルセル文〕御歴代の事を書いた書籍。13〔カク注セルモ云々〕故に今自分（親房）がかく歴代帝王の御事を書き記すのも、別に珍重すべき事ではないけれども、神代から天皇の御系統の正しいことの一端を示して、人に知らせたいが爲である。14〔御計ニ任セラレタルニヤ〕天照大神の定められた通り皇統連綿として天地と共に窮りのないことである。15〔一旦モシツマセ給フ〕唯一時暫しの間とは申せ運悪しく沈淪し給ふ例もある。16〔冥助ノ空シキ〕決して神佛の加護のない譯ではない。17〔衆生ノ果報シナジナ〕人々が前世になした因縁によつてこの世で受くる果報が種々であり、又その生れついた性質も正邪善悪さまざまであるから、神佛も望通り盡く人間を救ふことはむづかしいとの意。18〔十善ノ戒力〕前世に十善の戒行を保たれた力で、天皇とおなりなされたけれども。19〔代々ノ御行迹云々〕代々の天皇の御行も種々であるから、幸不幸さまざまの御果報がある。20〔二ツヲナラベテ云々〕皇位を繼承すべき方が二方あらはれて争はれた場合であるならば、彼の方は正系、此の方は旁系にましますなどといふ疑も起るであらうけれども。

21〔施基ノ御子〕天智天皇第二の皇子にまします。22〔三代〕繼體、光仁、光孝天皇。23〔光孝ヨリ先ツカマ云々〕光孝天皇以前は全く上古の有様であるから、萬事先例を勘考するにも光孝天皇以後の事を引くとの意。24〔マシテ末ノ世云々〕まして人心の正しからぬ末の世では、確實に御讓位がなくては正統の天皇とは申されぬとて、暗に北朝の正統でないことを示したものの。25〔攝籙〕攝政の異稱、籙は符の義、天皇に代りて籙を攝ること。26〔二神ノ御誓〕二神は天照大御神、天兒屋根命をいふ。御誓は御契約。27〔帝王卅九代〕光孝天皇より後醍醐天皇まで三十九代。

第五十九代、第卅二世、宇多天皇、諱ハ定省、光孝第三ノ御子。御母、皇太后班子ノ女王、仲野親王桓武ノ御子ノ女也。元慶ノ比、孫王ニテ、源氏ノ姓ヲ給ハラセマシマス。ソノカミ常ニ鷹狩ヲ好マセ給ヒケルニ、或時賀茂大明神顯レテ皇位ニ即カセ給フベキ由ヲ示シ給ヒケリ。踐祚ノ御時、彼ノ社ノ臨時ノ祭ヲ始メラレシハ大神ノ申シ請ケ給ヒケル故トゾ。仁和三年丁未ノ秋、光孝御病アリシニ、御兄ノ御子達ヲオキテ讓ヲ請ケ給フ。先ヅ親王トシ、皇太子ニ立チ、即チ受禪。同年ノ冬、即位。中一トセアリテ己酉ニ改元。踐祚ノ始ヨリ太政大臣基經又關白セラル。コノ關白薨ジテ後ハ且ク其人ナシ。天下ヲ治給フ事十年。位ヲ太子ニ讓リテ太上天皇ト申ス。中一トセ斗有リ



テ出家セサセ給フ。御年三十三ニヤ。若クヨリ其御志アリキトゾ仰セ給ヒケル。弘法  
 大師<sup>4</sup>四代ノ弟子益信僧正ヲ御師ニテ、東寺ニシテ灌頂セサセ給フ。又智證大師ノ弟子  
 増命僧正ニモ于時法橋也。後諡號ニ靜觀。比叡山ニテ受ケサセ給ヘリ。弘法ノ流ヲ宗トセサセ給ヒケ  
 レバ、其御法流トテ今ニ絶エズ、仁和寺ニ傳ヘ侍ルハ是也。凡ソ弘法ノ流ニ廣澤仁和寺  
 小野醍醐勸修寺ノニアリ。廣澤ハ法皇ノ御弟子寛空僧正。寛空ノ弟子寛朝僧正。寛朝敦實親王子。法皇  
 御孫也。寛朝廣澤ニ栖マレシカバ、彼流ト云フ。其後代々ノ御室相傳ヘテ、直也人ハ相マ  
 ジハラズ。法流ヲ預ケラレテ師範ト成ルコトハ兩度アリ。サレド、御室ハ代々親王也。小野流ハ益信ノ相弟子ニ聖寶僧正トテ知  
 法無雙ノ人アリキ。大師ノ嫡流ト稱スル事ノアルニヤ。然レドモ、年戒オトラレケル  
 故ニヤ、法皇御灌頂ノ時ハ色衆ニ列リテ嘆徳ト云フ事ヲツトメラレタリ。延喜ノ護持  
 僧ニテ、殊ニ崇重アリキ。其弟子觀賢僧正モ相次ギテ護持申ス。同ジク崇重在リキ。  
 綱中ノ法務ヲ東寺ノ一阿闍梨ニ付ケラレシモ此時ヨリ始マル。正ノ法務ハイツモ東寺ノ一ノ長者也。諸寺ニ成ル  
 ハミナ權ノ法務也。又仁和寺御室ハ惣ノ法務。此僧正ト聞エシハ高野ニ詣デテ大師入定ノ  
 ニテ綱所ヲ召仕ハル、事ハ後白河以來ノ事也。此僧正ト聞エシハ高野ニ詣デテ大師入定ノ  
 窟ヲ開キテ、御髮ヲソリ法服ナンドキセカヘ申セシ人也。其弟子淳祐石山内供相伴ヒケレ

ドモ、終ニ見奉ラズ。淳祐罪障ノ至ヲ歎キテ卑下ノ心有リケレバ、師ノ僧正其手ヲ取  
 リテ御身ニ觸レシメケリトゾ。弟子元果僧都延命院ニト云フ。許可ベカリニテ授職ヲユルサ  
 ズ。勅定ニヨリテ法皇ノ御弟子寛空ニアヒテ、授職灌頂ヲトグ。彼元果ノ弟子仁海僧  
 正又知法ノ人也キ。小野ト云フ所ニ住マレケルヨリ小野流ト云フ。然レバ、法皇ハ兩  
 流ノ法主也。王位ヲ去リテ釋門ニ入ル事ハ、其例多シトイヘドモ、カク法流ノ正統ト  
 ナリ、シカモ御子孫繼體シ給ヘル、有リガタキタメシニヤ。今ノ世マデモ、賢カリシ事  
 ニハ延喜天曆ト申シナラハシタレド、此御代コソ上代ニヨレリシ無爲ノ御政ナリケン  
 トオシハカラレ侍ル。菅氏ノ才名ニヨリテ大納言大將マデ登用シ給ヒシモ此御時也。  
 又讓國ノ時モ様々ヲシヘ申サレシ。寛平ノ御誠トテ君臣仰イデ見奉ル書アリ。昔モロコ  
 シニモ天下ノ明德ハ虞舜ヨリ始ルト見エタリ。唐堯ノ用ヒラレシニヨリテ、舜ノ徳モ  
 顯レ、天下ノ道モ明カニ成リニケルトゾ。二代ノ明德ヲ以テ此御事オシハカリ奉ルベ  
 シ。御壽モ長クテ朱雀ノ御代ニゾカクレサセ給ヒケル。七十六歳オマシキ。

1「元慶ノ比、孫王」元慶は陽成天皇の御代の年號、光孝天皇がまだ親王であつたので宇多天  
 皇は孫王にましました。2「或時賀茂大明神顯レテ」此の事は大鏡に出て居る。宇多天皇が

まだ御位に即き給はぬ時、山城の賀茂の邊に鷹狩なされた。天俄かに冥くなつて、賀茂明神が老翁に化して現はれて、春は種々の祭が多くて社頭も賑はしいけれども、秋はまことに寂しいから、祭を行はせ給へと諭しなされた所、王は辭してそは天皇にこそ仰せられよと言はれたので、明神は否程なく自由に行はせられる時が来ようとの託宣があつた。王は誠に不思議に思はれたが、程なく天位に御即きになつた。寛平元年十一月廿一日酉の日に、賀茂の臨時祭を行はせられた。こは臨時とはいへど、毎年恒例に行はるゝ祭にて、酉の日に定められたのは、申請し給うた日が酉の日であつたからとの事。3〔酉ニ改元〕寛平と改元。紀元一千五百四十九年。4〔四代ノ弟子〕弘法——眞雅——源行——益信。5〔弘法ノ流ヲ宗云々〕宇多天皇は主として弘法大師の宗派を受けつがれたので、宇多の御法流といつて、今日まで仁和寺に相續してゐる。6〔廣澤小野ノ二〕廣澤は嵯峨の地名で御室の西に當る。寛朝その地の遍照寺にて密宗を修めたので之を廣澤流といふ。小野も地名にて山城醍醐の北にある。仁海僧正、その地に曼荼羅寺を立て密宗を講じたので、その派を小野派と稱した。7〔直也人ハ相マジハラズ〕凡人は此の統を嗣ぎたることがない。8〔知法〕顯教に在つては能く諸經の深義を知るをいひ、密教にては能く祕密の事相を知るをいふ。即ち佛道に通じた人をいふ。9〔年戒〕年戒の年は生年、戒は戒臘で、受戒してから後の年數のこと、こゝでは、佛道修行の年數がまだ積らない爲めであらうかの意。10〔色衆〕職衆とも書く、法會の時に梵唄散華等の職務を帯びて一座に參する僧衆を總稱す。色は色目の義。11〔嘆徳〕密教の傳法灌頂に、そ

の終つた時、新阿闍梨の徳を讃歎する文を誦する役、最も名譽の役である。12〔護持僧〕天皇の場合には胎中に在す頃から、又は御幼年の時から祈禱を奉仕して玉體を護持する僧。13〔綱中ノ法務〕綱所即ち法務を知行する役所の中の事務。14〔此時〕觀賢の時。15〔此僧正〕觀賢のこと。16〔入定〕禪定に入ること、心を一處に定めて、身口意の三業を止息すること。17〔淳祐〕淳祐の語は平家物語に出、弘法大師は生身そのまゝ高野の奥院に入定してゐるとの信仰に基づく。18〔石山内供〕石山寺は近江國大津市石山寺邊町にある。内供は内供奉の略、又、内供奉十禪師ともいふ。大内の道場に供奉する僧の職名。19〔罪障ノ至ヲ歎キ〕大師を見ることの出来ない程自分の罪障の深いのを歎いて。20〔卑下ノ心〕我が身を卑くして謙遜する心。21〔許可バカリニテ授職ヲユルサズ〕許可の灌頂の師とはなつたが、授職灌頂の師となることを承知しなかつた。許可灌頂とは佛門に入ること許す時の灌頂で、授職灌頂は行を積んだ人に、祕法を傳授し阿闍梨の職位を紹がしむる灌頂。22〔此御代コソ云々〕寛平の御代は延喜の御代よりも一代昔に近いから。23〔無爲ノ御政〕爲すこともなくて天下のよく治る政。24〔菅氏〕菅原道眞。道眞は特に尊敬して名を稱しない例である。25〔讓國〕讓位のこと。26〔寛平ノ御誠〕御身の經驗せさせ給へる事、時政の得失、臣僚の賢否など、すべて數十箇條を記し、醍醐天皇に遺し給ふ、世に之を寛平御遺誠といひ、群書類從に收めらる。寛平は當時の年號。27〔二代ノ明德ヲ以テ云々〕堯舜二代の明德のあつたことで、この宇多、醍醐兩天皇の明德のあつたことを推量すべきであるとの意。28〔朱雀ノ御代〕承平元年

七月のこと。

第六十代、第三十三世、醍醐天皇ハ、諱ハ敦仁。宇多第一ノ子。御母ハ贈皇太后藤原ノ胤子、内大臣高藤ノ女也。丁巳ノ年ニ即位。戊午ニ改元。大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人、上皇ノ勅ヲ受ケテ輔佐シ申サレキ。後ニ左右ノ大臣ニ任セテ共ニ万機ヲ内覽セラレケリトゾ。御門御年十四ニテ位ニツカセ給フ。ヲサナクマシシカドモ聰明叡哲ニ聞エ給ヒキ。兩大臣天下ノ政ヲセラレシガ、右相ハ年モタケ、才モカシコクテ天下ノ望ム所也。左相ハ譜第ノ器ナリケレバ、ステラレ難シ。或時上皇ノ御在所朱雀院ニ行幸ノ時、猶右相ニ任セラルベシト云フ定アリテ既ニ召仰セ給ヒケルヲ右相固クノガレ申サレテヤミヌ。其事スデニ世ニ漏レケルニヤ。左相憤ヲ含ミ様々ノ讒ヲ設ケテ終ニカタブケ奉リシ事コソアサマシケレ。此君ノ御一失ト申傳ヘ侍リ。但菅氏ハ權化ノ御事ナレバ、末世ノ爲ニモヤアリケム、ハカリガタシ。善相公清行朝臣ハ此事未ダキザサザリシニ、兼ネテサトリテ、菅氏ニ災ヲ遁レ給フベキ由ヲ申シケレド、沙汰ナクテ、此事出來ニケリ。前ニモ申シ侍リシ、我國ニハ幼主ノ立チ給

フ事、昔ハナカリシニ、貞觀、元慶ノ二代始メテ幼ニテ立給ヒシハ、忠仁公、昭宣公攝政ニテ天下ヲ治メラル。此君ゾ十四ニテ受ケ繼ギ給ヒテ、攝政モナクテ御ミツカラ政ヲシラセマシマシケル。猶御幼年ノ故ニヤ、左相ノ讒ニモマヨハセ給ヒケン。聖モ賢モ一失ハアルベキニコソ。其趣經書ニ見エタリ。サレバ、曾子ハ吾日三省吾躬ト云フ。季文子ハ三思トモ云フ。聖德ノ譽マシマサムニ付ケテモ彌ミツ、シミマスベキ事也。昔應神天皇モ讒ヲキカセ給ヒテ、武内ノ大臣ヲ誅セラレムトシ給ヒキ。彼ハ能ク遁レテアキラメラレキ。此度ノ事凡慮及ビガタシ。程ナク神トアラハレテ今ニ至ルマデ靈驗無雙也。末世ノ益ヲ施サン爲ニヤ。讒ヲ入レシ大臣ハ命ナクナリヌ。同心アリケル類モ皆神罰ヲカウムリテケルニヤ。此君久シク世ヲ持タセ給ヒテ德政ヲ好ミ行ハセ給フ事上代ニ越エタリ。天下泰平、民間安穩ニテ本朝ノ仁德ノ舊キ跡ニモナゾラヘ、異域堯舜ノ賢キ道ニモタダヘ申シキ。延喜七年丁卯ノ年モロコシノ唐滅シテ梁ト云フ國ニ移リニケリ。打ツキ後唐、晋、漢、周トナム云フ五代アリキ。此ノ天皇天下ヲ治メ給フ事卅三年。四十四歳オマシキ。

1〔丁巳ノ年〕寛平九年。紀元一千五百五十七年。2〔戊午ニ改元〕昌泰と改む。紀元一千五百五十八年。3〔菅氏〕菅原道眞のこと、前出。4〔聰明叡哲〕聰明は才智鋭く、判断の明なこと、叡哲はすぐれてさときこと。5〔右相〕菅原道眞のこと。6〔左相〕藤原時平のこと。7〔譜代ノ器〕譜代とは代々朝廷に仕へ、系圖正しく功勞ある者をいふ。器は人物といふ義。時平は基經の長子で、藤原氏の嫡統だからかういつたのである。8〔右相ニ任セラルベシ〕左大臣相並んで政を執るは統一を缺く恐もあるもので、右大臣道眞一人に任ぜようとなされたのである。9〔カタブケ奉リシ事〕遂に道眞を陥れたことをいふ。10〔此君ノ御一失〕道眞の事に關してかくいふは、矢張君徳に資し奉らんとするためであらう。11〔菅氏ハ權化〕權化は神佛が人を救ふため權りに此世に出現する事をいふ。即ち道眞は凡人でなく神佛の權化であるから、かく讒にあつたのも、後の世の人を誡むる爲であつたかもしれない。12〔善相公〕三善清行のこと。13〔貞觀、元慶ノ二代〕清和陽成の兩天皇。14〔聖モ賢モ一失云々〕聖人賢者も少しの過はあるものである。15〔季文子ハ三思〕論語公冶長篇に「季文子三思而後行」とある。三思は事を行はんとするには幾度も考へるといふ意。16〔聖徳ノ譽マシマサム云々〕凡慮の者はもとよりであるが、天皇の御徳すぐれさせられ、名譽世にかくれない御身にても、益々言行を慎まれたき事である。17〔昔應神天皇モ〕同天皇の條に出づ。18〔此度ノ事云々〕菅公の事は凡人の知識では解し難い。19〔末世ノ益ヲ施サン云々〕菅公は後世の讒者を懲し世を益しようとの心であつたのか。20〔同心アリケル類モ云々〕時平に同意した者共、即ち

源光は落馬して死し、菅根、清貫、稀世等は落雷に打たれて死んだのをいふ。

第六十一代、朱雀天皇、諱ハ寛明、醍醐十一ノ子。御母皇太后藤原ノ穩子、關白太政大臣基經ノ女也。御兄保明ノ太子諡ヲ文彦ト申ス。早世。其御子慶頼ノ太子モ打ツヅキカクレマシシカバ、保明ノ一腹ノ御弟ニテ立チ給フ。庚寅ノ年ニ即位、辛卯ニ改元。外舅左大臣忠平昭宣公三男。貞信公ト云フ。後攝政セラル。寛平ニ昭宣公薨ジテ後、延喜御一代マデ攝關ナカリキ。此君又幼主ニテ立チ給フニ依リテ、故事ニ任セテ万機ヲ攝行セラレケルニコソ。此御時平ノ將門ト云フ者アリ。上總介高望ガ孫也。高望ハ葛原ノ親王ノ孫ニテ、平ノ姓ヲ給ハル。桓武四代ノ御苗也。執政ノ家ニ仕リケルガ、使ノ宣旨ヲ望ミ申シケリ。不許ナルニヨリテ憤ヲナシ、東國ニ下向シテ、叛逆ヲ發シテケリ。先、伯父常陸ノ國ノ大掾國香ヲセメシカバ、國香ハ自害シヌ。是ヨリ坂東ヲオシナビカシ、下總相馬ノ郡ニ居住ヲシメ、都ト名ツケ、自ラ平親王ト稱シ、官爵ヲ成シ與ヘケリ。是ニヨリテ天下騷動ス。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣ヲ征東大將軍トシ、源經基清和ノ御末、六孫王ト云フ。頼義義家等が先祖也。藤原仲舒忠文ノ弟也。ヲ副將軍トシテ差遣サル。平貞盛國香ガ子也。藤原秀郷等心ヲ一ニシテ、將門ヲホロボシテ、